

て英聯邦構成の一員としての自治領たる印度聯邦の創設を許容する。但し、その爲戦後、直ちに印度國內に印度新憲法制定委員会を選出する措置を講ずる。併し、憲法制定後といへども、若し英領印度十州の内諸州が新憲法を受諾せず、聯邦加入を欲せぬ場合、それ等諸州は新體制に拘束される要なく、また少数民族或は少数宗派の保護に關しても憲法上正式規定を設けること等を條件としてゐる。且つ何れにしても戦争の繼續される限り、新憲法が以上の諸條件に従ひ制定される迄、英國政府は、印度に關する統制、指導、防衛を擔當し、これによつて軍事的、資源的な印度總動員の權限を確保繼續することを必要とする主張したものである。

この提案内容は、去る一九四〇年の英國對印聲明後、「印度に自治領の地位を許容することなどは、印度人がその頭腦と凡ゆる勢力を擧げ、果してどの程度まで英國に好ましい印度なるものを遂行し得るか確かめてからの問題である」との見解を抱いてゐたチャーチルにとつては相當の讓歩であるに違ひない。併し即時印度解放を主張する印度指導者の要求とは遙かに距たりのあるものであつた。故に英印會談の出發に於てこの第一案は見事に葬り去られるに至つた。

三月二十五日、クリプスは以上の提案を以つて印度首領者との會見を開始した。二十五日には國民會議派議長アザット及び回教徒聯盟總裁ジンナーと會見し、更に二十七日午後ガンヂー翁との會見が

行はれた。三月二十八日の外電によれば、クリプスは二十八日午前印度土王侯國代表と會見してゐるが、英國側は一週間の策動の結果が餘り香しからず、印度各派の態度が硬化しつゝあると報じてゐる。この第一案で問題になつたのは、第一案が「戦争終了直後、選舉によつて設置さるべき團體をして憲法を編纂せしめ、新印度聯邦を組織して自由自治領の地位を與へる」と云ふ内容のもので、結局薩州や加奈陀と同様の待遇を與へる意味の獨立であつたことと、更に問題になつたのは、時期の點であつた。戦争終了後と言ふ條件は、既に前大戰の苦い經驗から印度大衆には信用出来なかつた。第三は共通の元首に忠誠を誓はせることによつて對日戦争を餘儀なくせしめやうとしてゐる點である。共通元首への忠誠の一句は、即ち對日戦への印度の總動員を意味してゐる。従つてガンヂーが四月四日交渉の前途を放棄して故郷に去つた原因もこの點に懸かつてゐると言はれてゐる。英國が印度の對日戦をこの交渉の唯一の目的としてゐる以上は、この句を削除する筈はないと見透したからである。かくて交渉は次の如く悪化の一途を辿つた。その後の經過を拾へば、三月三十日、國民會議派に反對色濃厚、會議派拒絕に決定せん、三十一日、國防問題で英印會談危機、國民會議派斷乎拒否に決定、ガンヂー反對の先頭に立つ、回教徒聯盟は態度未定、四月一日、全シーク黨反對聲明、國民黨も拒否、ヒンヅー・マハサバ正式拒否、四月二日、會議派決議案手交、會議派は反對要求を提出、かくて交渉

は第二の段階に入った。印度側の代案に盛り込まれた要求は次の如きものである。(一)少なくとも國防管理權を印度人の手に委ねる(二)印度憲法會議の地方代表は印度民衆に依つて選出さるべく、英國側の指示によつて任命されてはならぬ(三)國民會議派は各州の印度聯邦加盟任意たるべしとする英國側の提案を拒否する。

以上の如く、四月二日に至り、印度各派の拒否的態度が事實に確定的となるに及びクリツプスは、穩健派領袖との間に次の妥協方策を討議中と報ぜられた。(一)國防調整相として印度人を起用、國內上の民事的防備事項に當らしめる、(二)別にウエーヴェル英印軍司令官を中心として國防會議を組織し、右國防調整相をその議長とする。以上の如き國防調整相は單に防空施設、その他國內の防備事項に當るのみで統帥及び用兵等は依然英國側に確保せんとする肚であることが窺はれた。かくして四月四日、國防問題を中心として會議派議長アザツト、同派領袖ネール、英印軍司令官ウエーヴェル、及びクリツプスの四巨頭會談が行はれた。この四巨頭會談は交渉の進捗よりも反つて新難關を生んだ形で、この會談の結果、英國は印度を全面的に參戰せしめるべく企圖してゐることを暴露し、これが英印交渉の新課題となつた。ネールは會談後「再びウエーヴェルと會ふことはあるまい、今日の會談はこれで終つた」と意味深長な一語を洩し、ガンジーは、「印度が英國に對し、軍事的援助をするか否かは偏に今次戰爭が印度大衆のための戰爭であるかどうか、その政府が印度大衆の爲の政府であるか否か、を知らされることに懸つてゐる。英國がさきに提案したものは印度の防衛を英國の手に握らんとするもので、これは印度を救ふ道ではない。印度大衆はそれをよく知つてゐる。英國は、將來獨立を與へると云ふが如き保障は大衆にとり一顧の價値もない。勿論印度が、英國と戰ふと云ふが如きことはないが、さりとて印度が戰火に巻き込まれることが大衆のため尤もだと考へることも出来ない。印度大衆の要望は「印度人の印度」を建設することである」と述べ、交渉の舞臺から故郷ワルダに去つた。

この間に注目さるべきは、米國及び蔣介石の調停介入である。既にロースヴェルト米大統領は樞軸陣營の結束のため、この英印會談の調停に乗り出すのではないかと噂されてゐたが、四月三日米大統領遣印使節ルイス・ジョンソンは決裂寸前の印度に到着した。彼は五日夜、國民會議派議長アザツトと會談を遂げ活動を開始してゐる。この交渉の裏面に於て彼が相當大きな役割を演じたことは、四月十二日のネール・ジョンソン會談の翌日ネールが、「——國民會議派が米使ジョンソンに英印交渉の斡旋を依頼したとクリツプスが言つてゐるのは虚偽である。ジョンソンは單に交渉圓滿安結を見ることを希望すると云つたのみであり、彼は印度問題に關して直接關與することも出来ねば事實關與もしなかつた」と強辯してゐる點に、反つてネールとジョンソンの暗躍を窺はしめるものがある。而かも英國

の最後案の如きは事實ジョンソン案なりと傳へられた。

一方蔣介石は、英印交渉の開始前、鳴物入の大名行列で訪印し、蔣印會談を行つたが、結果は印度の指導者に軽くあしらはれた形で何物も得ず引揚げたが、四月三日、蔣はネールに對し次の如き書翰を送つてゐる。「余は貴下が戦後印度に自治を供與せんとする英國の提案を受諾されることを希望する。重慶及び印度は協力しなければならぬ。印度は他國に依つて征服されるよりは英國と協調する方を選ぶものと余は確信する。」

印度はかゝる米蔣の交渉介入と英國の強壓にも屈せず、遂に自己の主張を曲げなかつた。かくして英國は謂所「國民政府設置案」と呼ばれる第三案案を提出し、英印會談は最後の段階に入つた。四月九日、外電は「クリップス國民政府組織を提案」と題して左の如く傳へてゐる。「米特使ジョンソンを通じて必死の努力を行つた英國の印度各派懐柔は漸く效を奏しつゝあるものゝ如く、クリップスは十一日中に妥結方式發表の豫定と云はれる。これによれば、印度各派を網羅した印度の國民政府を即時組織する。但し印度の自治的地位は戦後迄預かり、國防權委讓案についても印度側は防衛相の椅子を確保するだけで作戦の實權は、英軍司令官が保留する。」と。この案の山は、總督に直屬する全部の閣員を印度人にするところにあるが、問題は、國防相が印度人であつても軍司令官は英人であると云ふこ

とである。而かも依然として軍の統帥權は英國が握り、且つ獨立とか憲法の改編と云ふ重大事項を握り、潰したものであつた。併し、この案は、印度獨立運動史上、英國にとつて劃期的な讓歩案であると視られたが、十日に至つて、遂に國民會議派は、(一)英案は統粹に國民政府を印度に許與するものにあらず。よつてこれを受諾し得ず、(二)國防權委讓の限度も満足し得ず、の理由を掲げて斷然拒否するに至つた。なほ一應英國側の味方と視られてゐた回教徒聯盟も十一日、英國修正案は、基本的問題に就いて何等の修正も肯じやうとはしてゐない、故に現在の方式による修正案は受諾し得ない。との理由で同案を拒否するに至つた。かくてクリップスは萬策盡き、四月十二日、「英印交渉は失敗したるが、余は印度民衆の大部分が結局聯合國の戦争遂行に協力して呉れるものと信する」と云ふ未練たつぷりの言葉を殘して印度を去ることになつた。

吾々は、かゝる交渉の決裂を導びいた大きな要因として、この間に行はれた日本海軍の印度洋制壓作戦を挙げねばならぬ。即ち、三月二十三日のアンダマン諸島への奇襲上陸、四月十日のクリスマス島上陸、四月六日のコロンボ攻撃、四月九日の印度洋海戦及びツリンコマリ軍港強襲等の大戦果が決定的な影響を與へたことを銘記すべきである。

かくしてクリップスの訪印を繞ぐる英印會談は遂に決裂し、その關係は、會談以前の舊狀に戻つ

たわけである。しかし現實の狀態は、更に悪化しつゝあると視るべきであらう。クリツプスが離印に際し、「英國の努力にも拘はらず、この機會が失はれたのは残念である。併し問題は將來にある。特に印度の防衛は過去数十年英國の重大關心事であつたが、今日と雖も英國は無關心たり得ない。」と語つてゐる如く、英國は更に第二、第三の手を印度に打つことが容易に窺はれる。既に彼は英京に會議派のネールと回教派のジンナーを迎へて本國戰時内閣と圓卓會議を開催する案をチャーチルに進言したと云はれてゐるが、かゝる英國の手段に拘はらず、既に皇軍の戦果は、パーモ、ラシオ、マングレを突破してビルマの英將軍を蹂躪し、「亞細亞の印度」の爲めに巨大な救ひの手を伸ばさんとしてゐる。而かも印度の獨立運動は、在日、在獨の兩ボース氏の雄叫びを中心として、この渦中に新世界觀を樹立し、從來支配的であつた自由主義的親英獨立の思潮を清算して、思想的にも新しき印度を、創設せんとする青年指導者の擡頭が視られる。かくて、クリツプスの訪印を機として印度は、新しき自信に満ち、反英獨立への大道に第一歩を踏み出したのである。

(B) 刻々迫る濠洲の危機

三月十二日、ラングリン占領、蘭印裁定を祝ふ第二次祝賀演説に於いて、東條首相は、濠洲に對し「濠洲が今にしてその態度を改めずんば、今日の蘭印の運命は取りも直さず、明日の濠洲の運命とな

るのである、私は此際濠洲が情實と因縁とに抱泥することなく眞に事態を究めて天の命するところを正視し、速かにその舉措を決せんことを期待するものである。」と帝國の所信を表明した。かゝる警告と同時に、蘭印裁定後の皇軍は、早くも濠洲の周邊に爆撃を強行した。即ち、三月上旬以來、我が空軍部隊は、ポート・ダーウィン、ホーン島、ソロモン諸島、濠洲北岸のブルーム及びウインダム、ニューギニア島のポート・モレスビー等の基地に對し猛烈な連続空襲を開始した。一方、三月八日ニューギニア島北岸に敵前上陸を行ひ、更に三月二十三日には、ソロモン群島のブカ島に上陸作戦を展開、更に三十一日、モルツカ諸島並びにニューギニア島北半の攻略作戦を開始した我が海軍部隊は、四月十九日同方面の諸要點を完全に占領してゐる。また蘭印及び濠洲の防衛に任じてゐた英米濠洲の聯合海軍勢力は、三月上旬ジャバ沖並にスラバヤ沖海戦によつて壊滅的な打撃を受け、更に五月七日―八日の珊瑚海戦々によつて濠洲防衛に乗り上げた英米聯合艦隊は徹底的な打撃を受け、こゝに濠本土は我が陸海空軍の前に丸裸のまゝ曝らされるに至つた。かくて濠洲は蘭印の裁定後急速に孤立化への途を辿つて來たが、一方かゝる情勢の下に濠洲の内部は、如何なる相貌を呈してゐたであらうか。

そこに、吾々は濠洲の防衛戦線を繞ぐる英米濠の深刻な分裂的傾向を見る。即ち、ケーシー駐米濠公使の辭任問題、マツカーサーの權限問題及び政争の激化が擧げられる。

三月三十一日、カーチン濠洲首相は、突然、駐米濠公使ケーシーが公使の地位を退く旨を発表した。この辭任問題の裏面には、次の如き英濠兩國間の紛争が秘められてゐる。即ち英首相チャーチルは、三月十九日リットルトンの後任として、駐米濠公使ケーシーを、埃及英近東常駐相に任命し、同時に英戦時内閣の關係に任命した旨を発表した。この任命問題は、事前にケーシーの本國たる濠洲政府に何等の相談もなく、チャーチルの獨斷で、行はれたものであることが判明した。即ち濠首相カーチンは、二十日英内閣に強硬な抗議を發すると共に、濠洲議會に白書を提出、その内幕を暴露してゐる。そこで、濠洲政府の對英不満は又も爆發したと傳へられたが、カーチンのチャーチルに宛てた異議の内容にも、「今回の措置は濠洲政府の意志に反してなされたもので、このため濠洲は駐米公使を失ひ、對米關係上、種々の不便と困難を感ずるものである」と申送つてゐる。この問題に就き、ロンドンの某紙は「ケーシーの近東常駐相任命問題は、「英帝國の一致」と言ひ得るであらうが、之を以つてしても濠洲の不滿を緩和することが出来ない」と論じてゐる。かくて對英忠誠を賞讃された濠洲すら英國のかゝる強引な利己主義政策の手から離れ去りつゝある。

この問題と前後して、マニラ陥落の落武者、マツカーサーが三月二十日、濠洲に於て西南太平洋反輻軸聯合軍の總司令官に任ぜられてゐる。當時のドイツ紙が「米大統領の今回のマツカーサー任命は濠洲、西新蘭と云ふ二つの英自治領國を、米國に併合せんとする彼の意圖を示すものである」と評した如く、濠本國方面では、前のケーシー問題とは反對に、マツカーサーの總司令官就任が米英で非常に歓迎されてゐるにも拘らず、英國紙は僅かに、マツカーサーの任務の前途が非常に困難なものであると述べてゐるに過ぎない状態であつた。しかもかゝる英國紙の豫想が皮肉にも適中しその後、この任命問題に就いて米濠間の内紛を暴露する種となつた。即ち、四月十五日の外電は、「比島より濠洲に逃亡したマツカーサーは、表面上西南太平洋聯合軍總司令官に祭り上げられたが、濠軍は内心これに據らず、今だに聯合軍統制の實權を委譲しない模様で、濠洲派遣米軍司令部は、十五日強硬な聲明を發表し、端なくも聯合軍統率の實權を繞ぐつて紛争を暴露するに至つたと報じた。これに狼狽した米大統領及び濠首相は、夫々聲明を發表してもみ消しに躍起になつてゐる。この米國軍側の強硬聲明とは濠洲にある米國軍司令部が、「マツカーサー大將は、ワシントン太平洋軍事會議の議決によつて聯合國全軍の最高指揮權を昨年七月から掌握してゐるに拘はらず、比島より司令部を濠洲に移した後も、なほ實質的な權限を未だ委譲されてゐない」と聲明したことに始まつてゐる。その後、米大統領と濠首相の工作で十九日に至りマツカーサーは、正式に西南太平洋反輻軸聯合司令官に就任し、その權限

は、陸、海、空の一切の統帥権を含むと、マツカーサーの司令部から發表された。但し彼は「最高司令官」とは呼ばれず、單に「司令官」と稱されることになり、實際上は最高指揮者に据えられることになつた。こゝで吾々は、比島の敗將たる米國人に以上の如き奇妙な名目を與へ、今さら自己の最高指揮者に迎へねばならない瀛洲の哀れな現段階を想ふと共に、かゝる敗將が米瀛洲の敗兵を率ひて、孤城に據る漫畫を想像せざるを得ない。

更に四月二十日のシドニー電は瀛洲前首相フアツデンが、現首相にして労働黨首たるカーチンの政策に對し、正面から攻勢的態度を採ることを聲明するに至り、二十日次の如き要旨の宣言を發表したと報じてゐる。現内閣は、無責任な社會化の政策を採つてゐるが、吾人はこれに對して六ヶ月の休戦を破棄して遂に政府との抗争を決意した。瀛洲の利益を無視せる少數米國心粹派は、國民の意志を無視して瀛洲の社會主義化を強制せんとしてゐる。と述べ、瀛洲政治上層の對立激化を傳へてゐる。かくして、吾々は、瀛洲の周邊を守る英米の海運勢力が、既にその大半を撃滅せしめられ、且つ、瀛洲大陸に據る米瀛洲の殘存聯合軍がその統帥問題で龜裂を生じつゝあるのを見た。而かもその政治情勢は反對黨の攻撃に遇ひ、政争の激化を露呈してゐるのだ。こゝに吾々は、瀛洲崩壞の危機が既にその内部に始まつてゐるのを知る。

第四部 戦争と建設の日本政治經濟

第一節 第二期戦と日本經濟

一、第二期戦への過程

舊領東印度の攻略によつて、大東亞戦争は早くも第二期戦に入つたと云ふのが一般の常識となつて來た。この見解には誰しも大した異存はないと思ふ。今後に豫想される作戦地域は、瀛洲方面と印度方面との二つに歸着すると考へられるが、これら二つの地域は、地理的に見て、從來の既定地區と稍々その具有する條件を異にするからだ。先づそれらの地域までの距離は、既定地區を根據とするにしても、早急の進攻を許さぬ點を擧げなければならぬ。第二に、瀛洲、印度共にその面積が既定地區に比し著しく尨大であることに注意を要する。而もかゝる地理的條件に加へて、兩地域ともその住民は、既定地區の如く必ずしも皇軍を歡迎するものとは云へない。瀛洲は固より、英國からの

獨立を熱望する印度民衆の間にさへ、いま尙ほ皇軍の進駐を希求するところが薄いと稱せられてゐる。かゝる諸條件を克伏し、これらの地域を皇軍の勢力下に置くには、従來と異つた戦法を要するの

は云ふまでもなく、従つてこれが準備にも多少の日時をかけなければならぬであらう。かくして、現在の所謂第二期戦の當初に於ける、我國の中心課題は、國內の政治經濟を極力新事態に副ふやう再建し、これを楨杵として既裁定地區と日滿支とを結合した東亞共榮圈の足場を、一日も早く整備するにあると稱しても過言ではない。事實ジャバ攻略後最近までの経過は、僅か二ヶ月の日子にも拘らず、この國內整備に重點が移行したことを示すに足るものがある。

勿論重點がかく國內整備の問題に移行したと云つても、それは大東亞戦争がこの間何等の進展も見せなかつたことを意味するわけでは決してない。先づ陸戦に於いては、三つの特筆に値する戦果が擧げられた。第一にバタン半島攻略に始まり、セブ島、パナイ島、コレヒドール要塞等の平定を経てミンダナオ島征服に至るフィリッピン全島の攻略があつた。このフィリッピン全島攻略は、積極的に新たなものをつけ加へたと云ふよりも、既に皇軍の勢力下に置かれた敗殘部隊の掃蕩に過ぎなかつたとも見られよう。けれどもそれが米國民の士氣をくちぎ、また我が艦船の活用を全からしめた點で、輕視できぬ戦果であつた。第二にニューギニア西半の要地攻略を擧げ得る。この地の攻略は、舊蘭印

軍の本據たるジャバが陥つた後に於ては、單に時間の問題に過ぎなかつた。しかしこゝに兵力を割いてその平定を完ふしたことは、濠洲への戰略據點をつけ加へた結果となり、その意味するところもまた大きい。

右の二戦果に増して重要視されるのは、北ビルマに於ける英蔣聯合軍の撃破である。三月上旬のラングーン陥落以來杳として消息を斷つてゐた皇軍は、沈黙のうちに着々と前進を続け、遂に四月末から五月初にかけて、北ビルマの要衝マンダレー、ラシオ、バーモ等を相次で陥れ、一部隊は遠く緬支國境を越えて雲南省内に突入するに至つた。また他の一隊は、この間印緬國境まで僅々百キロのアキアブ港を襲ひ、印度ベンガル州を完全に我が空襲圈内に收めることゝなつた。これによつてビルマに進駐せる英蔣聯合軍は、殲滅的打撃を蒙つた許りでなく、重慶はその西南ルートを完全に封鎖され、印度また側面より直接の脅威を受ける破目となつて了つた。英米の新聞がビルマ失陥を以てマレイ失陥に次ぐ損失だと評してゐるのも、決して故なしとしない。

陸戦と共に、海戦においても此の間また永く記憶さるべき二つの大戦果を收めた。四月五日から九日に至る印度洋上の英艦船襲撃と、五月七日から九日にかけてのニューギニア南方珊瑚海上での米英聯合艦隊撃沈とがそれである。大本營發表によれば、印度洋で我が海軍が收めた戦果は、一萬噸航空

母艦一隻(ハーミス)、甲級巡洋艦二隻、驅逐艦一隻を撃沈、乙級巡洋艦一隻を大破したほか、商船の撃沈せしめたもの三十五隻、大破せしめたもの二十四隻、航空機の撃破せるもの百二十機に及んだ。珊瑚海海戦の戦果はこれより更に大きく、米國の戦艦一隻、三萬噸及び二萬噸級航空母艦各一隻及び驅逐艦一隻を各撃沈せしめ、英國の戦艦一隻、巡洋艦二隻を各大破せしめ、更に敵機九十八機を撃墜するに至つた。我が方もこの海戦で給油船を改造せる小型航空母艦一隻と飛行機三十一機を失つたが、固より米英の損失に比すれば比較にならぬ輕微さだ。

この二つの大海戦は、夫々第二期戦の方向と照應する點に注目を要する。先づ印度洋の制覇は、陸上に於ける全ビルマの席卷と相俟つて、我國の全印度に對する壓力を決定的ならしめたことは明かである。これに對して珊瑚海の大勝は、濠洲の敵海上防衛を粉碎し、同國への進撃を著しく容易にしたものと云へる。かくして陸海兩軍相呼應して、こゝに第二期戦展開の基礎は固められたと見てよいであらう。

だが、この基礎工作を以て直ちに本格的な第二期戦の既に展開した證左と考へるべきか否か、俄に断定はできない。戰略は固より吾々の窺知し得るところではなく、また徒に推測すべき事柄でもない。しかし乍ら、銘記せねばならぬことは、この問題は獨り我國の立場のみで決定されるのではなく、獨

伊の歐洲に於ける動向と極めて密接な關聯を持つと云ふ事實である。米英が、珊瑚海に失つた艦隊を再び補強して、飽くまで濠洲防衛の舉に出るか否かは、對濠洲戦の展開に重大な影響を持つであらうが、米英のかゝる餘力捻出の可否は、來らんとする歐洲戦局の動きによつて左右される。また、印度の防衛に英米が何れ程の力を注ぎ得るか、印度の運命を決するであらうが、これも西亞に於ける獨伊の攻勢と密接不可分の關係にをかれてゐる。そのみでなく、獨ソ戦の歸趨もまた、間接に我が北方の守りに至大の影響を及ぼし、それが更に南方に於ける皇軍の活動と微妙な連がりを有してゐる。恰も歐洲戦の冬期停滯期に、これに代つて世界の全視聽を集めたかの感があつた大東亞戦は、いまやその第二期戦の段階に入つて、歐洲戦の動向と不可分の關係を持つに至つたわけである。

本稿執筆の現在、歐洲戦が何時如何なる方向に、何んな形で爆發するかは未知數だ。しかし何れにしろ我國は、かやうにして第二期戦展開の氣運熟するのを待ちつゝ、國內並に國內諸體制の整備を急いでゐると稱することができらるであらう。

二、南方物資と中小商工業整理

國內並に東亞共榮圈内に於ける新體制の整備は、經濟的に云へば物資交流の促進とこれを基底とす

る生産の増強である。政治的には戦争完遂のための國民總意の結集である。これを根本的に解決するために、共榮圈内を打つて一丸とした遠大な經濟立地計畫と、各住民の圈内に占める政治的地位の確定にまで邁らねばならない。かやうなことは、開戦後尙ほ五ヶ月餘りしか経過せぬ今日、殊に前述の如く第二期戦の見透しが不確定な際に、急速に決定出来ぬのは明かで、現在まだ、これらの點に於ては前報報告したところより一步も出てゐないのは、何等怪しむに足らぬ。しかしかゝる根本問題が解決されぬことは、必ずしも我が戦時體制が一步も前進しなかつたと云ふことと同議語でない。殊に前報を讀者諸君の手に送りして以來の経過のうち、特筆に値する新たな問題は、中小企業の整理を根幹とする我が經濟機構再編成と、生活必需物資の確保である。これらは國民の生活と直接不可分の關係を持つが故に、その解決如何は、經濟問題であると同時に政治問題たらざるを得ず、二重の意味で重要性を持つわけである。

勿論、中小企業整理も生活必需品の確保も、いま改めて中心課題となつたのではなく、それは、既に支那事變勃發當時に端を發してゐた。戦時經濟は、軍需資材の補給を第一義とし、そのため生活必需品の供給は抑制されざるを得ない。こゝに産業再編成と生活必需品確保との問題が発生するのは當然だからである。けれども大東亞戦は、その規模に於いて、文字通り我が國運を賭した戦であり、

かゝる轉換の必要もまた従前の比ではない。かくして開戦五ヶ月餘にして、この兩者は、何等かの新規對策を要する火急の問題と化するに至つた。殊に中小企業整理に際しては、新たな要請として勞力拂底の緩和と云ふ任務がつけ加へられた。この勞力不足を補ふ最も手近な源泉として、中小企業が着目されることとなつたのである。勞力不足對策の觀點から中小企業整理の必要を端的に表明したのは、三月十日の閣議決定で、この決定に基いて情報局は一つの發表を公にしたが、その中で、次の如く述べてゐる。

「従来の（對中小企業）方針は主として物資不足、各種統制の強化、價格の公定、輸出の不振等により、その活動範圍の縮小された者に對し及ぶ限り失業者を出さざるやう努むるも猶轉業の已むなき者をして如何にして緊要産業部門に轉換せしむべきかに目標を置いたのであつた」。然るに「大東亞戦となり、戦争の要請に基く生産の増強及び物資配給の圓滑適正化を目的とする中小商工業の再編成をなし、その健全なる發達を確保すると共に、勞務動員計畫に基く勞務の再配置、就中緊要産業部門における勞務の充足を圖り、以て全産業の合理的發達を促し、國家經濟の總力發揮を企圖することこそ國家最大の緊要事となつたのである。」

そしてこの方針に基いて先づ小賣業者の整理案の確立に着手し、四月二十一日の閣議に於いて遂に小賣業整備要綱の決定に到達した。發表された同要綱は、地域内同業者を統合する従來の方針を一擲し、店舗の位置・分布、企業の經營規模、消費者の便宜等を勘案して特定小賣業者のみを残すことを

明かにしてゐる。蓋し單なる企業統合が却つて經營能率の低下を來たす弊に鎖みたる結果であらう。しかしそれよりも更に重要な事は、これによつて、年齢、資質、技能等の點から、轉業が容易であり、且勞務供與の觀點から轉業の好ましい者を選び出さうとしたことにある。小工業者の整備に就ては、まだかゝる要綱の決定を見ないが、同様の趣旨に則つて遠からず公にされることと思ふ。

第二の生活必需品の確保問題は、食糧不足感の一般化したことにその端を發してゐる。その原因は生産量の不増乃至減退、輸送力の不足、配給組織の不整備等にあることは云ふまでもない。が、長期戦完遂のためには、こゝにまた従前とは異つた對策の樹立を要することゝなつた。これを一言にして蔽へば、今後數年間に亘る最低量確保計畫の確立に歸着する。これに関する政府の具體的方策は、遺憾乍ら今日までまだ公にされてゐない。しかし四月一日より實施された企畫院の内部機構改革は、政府がこの點に萬全の準備を求められつゝあることを物語るものにほかならない。機構改革の内容は、單に企畫院第四部を以て生活必需品に関する專管部とし、従來の第二部及び第四部の事務を第二部に統合するに過ぎない。しかし乍ら、その意味するところは極めて重大で、情報局の發表を借りると、従來品種により、地域により、或は生産、輸送、配給、消費の別に從つて之が所管關係多岐に亘り、爲にとすればその間施策の一貫性と綜合性を缺いた生活必需品確保上の不備を、この際一

掃することを目的としたものである。

斯るまでもなく、産業再編と生活必需品確保との問題が、以上の對策だけで解決されると考へるのは早計である。中小企業の整理は、産業再編成の一部面たるに過ぎず、大企業に於いても編成替へを要するものゝ存するのは明かである。平和産業就中纖維工業の整理と軍事工業の育成の如き、また商業部面に於ける貿易業者の整理統合の如き、その適例と云へる。のみならず、前記の對策そのものも、漸く實施され始めたゞけで、今後にはまだ幾多の問題の起ることが豫想される。例へば我國中小商工業は、家庭勞力を活用して初めて存立するものであり、これらの整理によつて勞力を浮かすには特殊の工夫を必要とすること論を俟たない。こゝに實施上容易ならぬ難關が横はつてゐる。

けれども大企業再編の問題は、火急の度に於いて前記の二問題と異つてゐるし、開戦前から既に方策の樹立されたものが多い。またその足らぬところは、漸を追つて補はれて來てもゐる。産業設備管團が愈々活動を開始し、鐵鋼業、紡績業等の整備に早くも手を染めたこと、第一次指定統制會の設立完了に次で纖維を初めとする十數種の産業に第二次統制會設定命令が準備され、これに基いてそれら指定産業の整理統合氣運が醸し出れようとしてゐること、更にこれらの措置に法的根據を與へるため、專業、專業設備又は權利の讓渡、貸渡及び現物出資(又はその禁止)を命じ得る企業整備令が、去

る五月十五日から施行されたこと、等はこれを裏書するものにほかならない。更に貿易業者の整理に就ては、審議決定された貿易業整備要綱に従ひ、本年三月十六日にはこれが細則を公にして、愈々その実行に取りかゝるに至つた。

中小企業整理と生活必需物資確保は、具體化の途上に於いて今後尙ほ問題を感ずるにしても、かゝる全面的な對策と相俟つて、戦時經濟體制の整備を著しく進捗せしめつゝあることは否定できない。

三、共榮圈經濟の發展

以上に見た國內經濟體制の整備は、勿論、東亞共榮圈の確立過程と密接な關聯を持つてゐる。長期計畫は不可能であるにしても、差し當つて生活必需物資を如何に捻出するかは、直ちに南方物資の利用率に連がり有するからである。

そして今日まで南方から輸入されつゝある物資は、相當の數量に上るものゝ如くである。その正確な數量は固よりこれを明かにし得ないが、陸軍省整備課長岡田大佐が四月六日、新聞記者團になした談話は、或程度までその内容を明かならしめてゐる。それによると、作戰上の不利を省みず、歸還船の活用には軍側に於いて極力意を用ひ、三月末までの作戰最盛期にさへ、この方法で内地に輸送した

物資は米〇〇萬噸、砂糖十萬噸、玉蜀黍四千噸に上つた。今後はかゝる方法を一段と強化する豫定で、軍備補給の活用だけで年三百萬噸の物資輸移入が可能の見込みであると云ふ。

右は輸送關係の工夫に基く南方物資の供給増であるが、その背景には現地戡定地區の經濟復興が與つて力あるは云ふまでもない。従來の佛印米及び泰米に加へて、ビルマ米の大量供給が可能と云はれるのはその證左と見られる。また石油に於いても、緊急な民需用には増配を行ひ得るまで、破壊された南方油田の舊復工作が進捗して來た。岡田大佐の談話によれば、そのため早くも石油問題のやまは見え、今年度は従前の民需割當の三分の一を、機帆船、汽船、漁船、トラツク等に限つて増配できる豫定であると述べてゐる。これによつて、水陸小運送の逼迫狀況を緩和し、或はまた直接漁獲高の増進を計つて、物資供給を殖やさうと云ふのである。

南方物資の輸入でかく現實に極度の物資不足を緩和し得るに至つた一方、更に積極的な南方復舊工作も進められつゝある。南方重要鎮工業に關しては、戡定と同時に内地の各専門企業をして、夫々復舊の任に當らしめてゐることは、前週でも報告してをいたが、その後配給部門、農業部門等に就ても夫々専門擔當者を選んで、これを現地に派遣することゝなつた。その第一陣として、拓務省課長五人の引率者と南方よりの避難歸朝者五百名とを以て構成する南方農林水産關係部隊、及び商工省貿易局

所屬の五課長と南方貿易業者五百名を以て構成する南方資源交易關係部隊の二つが、早くも現地に赴いた。これを契機に、將來は第二陣、第三陣の同種部隊が次々と派遣される計畫となつてゐる。

かやうに現地産業の復舊並に物資交流が漸次その緒について來ると、これに關聯して金融機關、爲替レート、爲替決済方法等の調整が必要となる。爲替關係に就ては、裁定地域に關する限り、その處理が總て軍管理下に置かれてゐるため、現在までのところ問題はない。我國と裁定地域との間には、個人の爲替取引は一切認められてをらず、従つてその決済は固より、レートを如何に決めるかも、當面は左して重要性を持たない。けれどもタイ國、佛印等の同調國と我國乃至裁定地域との關係は、かゝる措置のみで解決するわけには行かず、また裁定地域と雖も、地域内の金融機關整備は、矢張り火急の課題たるは説明を要しないであらう。

正金銀行、臺灣銀行等の曾ての南方進出銀行が續々その支店を再開又は新設し、或は舊蘭印の唯一の庶民金融機關たる質屋が再開されるに至つたこと、或は日泰間に圓對バート等價交換申合が成立したことは、かゝる必要に應じて、順次適切な手段が講ぜられつゝあることを示すものと見られる。

殊に四月二十二日より實施されるに至つた日泰間の通貨等價交換は、東亞共榮圈全體の通貨爲替對策を示唆する點で特記に値する。開戦以來、磅及び弗は、我が圓とは固より、東亞共榮圈内の各國通

貨ともその取引を封ぜられ、圈内の爲替レートは、独自の方法を以て決めねばならなくなつた。けれどもその際公定された我が圓とバート及びピヤストルとの交換比率は、磅又は弗を仲介とした戦前に於けるものを、そのまま踏襲したに過ぎない。その結果百バートは百五十五圓、百ピヤストルは九十七圓六十錢となり、ピヤストルは兎も角、バートは換算上頗る煩鎖を免れなかつた。それ許りでなく我が裁定地域と泰國との爲替決算に少なからぬ支障を伴ふに至つたのである。等價交換の開始は、直接かゝる不便を取除いたこと云ふまでもない。その結果一舉に泰國の對日輸出品價格は、相對的に安くなり、我が對泰輸出價格は逆に高められ、泰國經濟に相當の不利を及ぼすこと勿論だが、これは我國の泰よりの輸入品價格を或程度引上げることによつて、打開されたのである。しかし乍ら圓バート等價交換の實施した利差は、單にかゝる便宜上の點のみに止まらない。それは泰國の日、滿、支、南方裁定地域等との爲替決済を總て日本圓を通じて行ふことを前提としたものだからである。我國との右中合せに次で、滿洲國と泰國との間にも同様の取極めが行はれたのは、この準備工作にほかならず、泰國が我國に有する圓貨資金は、今後かゝる圈内各國との貿易決済尻に充當されるであらう。そして新本日銀行は、日本銀行法の規定するところに従ひ、かゝる圈内爲替清算の事務に當るわけで、圓貨を共榮圈の中心通貨たらしめやうとする意圖は、こゝに理論を離れて實施の段階を迎へたものと稱す

ることができる。

四、残された問題

國內及び國內を通じて、戦時經濟體制が着々と整備されつゝある事情は、以上によつてほゞ明かにされたと思ふ。しかし乍らこれらは、既に斷つてをいたやうに、應念の施策たるに過ぎない。のみならずこの應念的施策を以てしても、我國の戦時經濟が、直ちに著しく樂になると期待するのは、早計の戰を免れない。生活必需物資の如きは、勿論最低量の確保が果されるであらうが、それは飽くまで戰爭完遂の手段であり、餘力は擧げて戰爭目的に充當する必要がある。而もこれがためには、著しく逼迫を呈して來た船舶の建造を促進せねばならず、また軍需資材生産設備の擴充をも同時に行はなければならぬ。直接の軍需品増産、そのための生産力擴充、更にそれを完ふすための船舶建造、の三つが互に相號合して今後の負擔を急増せしめることが豫想されるのである。これを完ふする必要上、如何に他の生産を犠牲に供さねばならぬかは、五月八日の閣議で決定した今十七年度生産力擴充計畫のうちによく示されてゐる。即ちその要點を掲げると、次の如くである。

（一）（前略）昭和十七年度生産力擴充計畫は、先づ以て専ら現有設備の最高度利用により、戰勝獲得の絕對的

必要に對處する物動計畫上の物資供給力の生産確保をその中核となすものである。従つて、後年度における増産に對處すべき設備擴充は概ね戰爭遂行力の確保増強に必要な施設その他生産擴充上絕對的緊要性を有するもの、整備に局限せらるゝに至つた。而してこれが具體的實施方針は凡そ左記の如くこれを定めた。

- 一、海上輸送力十分ならざる現狀に鑑み、船舶の急速建造に全力を傾倒すると共に輸送力節約のため鐵鋼特殊鋼原鐵石、非鐵金屬等にして海上輸送を要するものに就ては、極力國內開發を促進することとした。
- 二、設備の擴充は當面の軍需充足上不可缺の國防資源たる鐵鋼、ニッケル、アルミニウム、航空燃料、工作機械、電力等に就て可及的これを行ふこととした。
- 三、資材の需給並に南方資源取得の新事業に照應して生産擴充上既定計畫に再檢討を加へ、所要の修正を行ふこととした。
- 四、現有資材に就ては極力これが節約及び代用化を図ると共に、在庫資材、殊に死蔵鋼材の合理的活用を徹底すること。
- 五、所要電力に就ては、豊水時においては餘剰電力の活用を計り、渾水時に際しては、産業別のみならず個々の重要工場別に重點的供給を期すること。

この本年度生産力擴充計畫は、勿論本年度だけで終るものでなく、後年度に亘る長期計畫の一部をなしてゐる。企畫院の發表するところに従へば、それは昭和十三年度に始まり、昨十六年度を以て一應終りを告げた第一次四ヶ年計畫に續く第二次計畫の頭で、本年度を初年度とし、向ふ五ヶ年間を以て所定の目標に到達する豫定であると云ふ。従つて計畫が漸次實施されて行くにつれて、物資供給は

増加し、且又均衡を得て行くことにならう。けれどもその目標は、前掲の發表にも一言してゐる通り依然として戦争完遂第一主義であるのは云ふまでもない。

その結果物資不足から矢張り免れぬのは當然のこと、考へなければならぬ。かゝる情勢の下にあつて如何にしてよく國民の士氣を振起し、戦勝をかちうるか、今後の中心課題となるであらう。それは畢竟政治力の結集に歸着する。大東亞戦争のさ中にも拘らず候補者推薦制と云ふ新形式の下に、敢えて總選挙が執行されたのは、かやうな要請を見定めての結果と思ふ。が、そして生れた翼賛議會が、果してこの所期の目的に副ふか否かはまだ未知數で、その回答は今後に残された課題と云はねばならない。

のみならず、かゝる政治的課題を放れ、單に生搬の遂行だけに限つて見ても、そこにまた幾つかの重要な問題が將來の解決を待つてゐる。それら中でも、特にこゝで指摘してをき度いのは、物價の問題である。價格公定制、配給機構整備、原價計算制、切符制等のあらゆる手段を通じて、我國の物價統制は既に對米英戰の勃發前から行き亘り、その結果開戦後半歳を経過した今日に於いても、殆ど新な對策をつけ加へる必要がなかつた。けれどもこの間、決して物價が上昇の力を失ふに至つたわけではない。表相場のみによつた物價指數に就て見ても、昨年十一月と本年三月との比較に於いて、東京卸

賣（日本銀行調）は三%七、全國小賣（商工省調）は二%八の各昂騰を示してゐる。購買力と物資との乖離が甚だしくなつた當然の結果と見られる。政府は、これに照應して、石炭に補償金を増額してその増産維持を計り、また家族手當の支給を廣く認めて生活難の緩和に資せしめることゝなつた。が、これらの對策は歸する處、購買力過剩を何程か甚だしからしめる作用を持つのは争はれない。

しかしこれらよりも更に注目を要するのは、南方諸地域を圓域に包括することによつて生ずる國內物價の調節である。この問題は自ら地域的に二つに分れるであらう。一つは軍票流通地域と我國との關係であり、他は泰、佛印と我國との關係である。前者に就ては爲替レート等の關係上、それらの地域から我國に輸入される物資の價格が概ね國內品より安く、従つてそのため國內物價を引上げるよりも引下げるに役立つものと推察される。けれども後者に於いては問題はしかく單純ではない。泰國との間には前述のやうに通貨等價取極めが成立した結果、暫くは泰國の物價が我國に比し相對的に低まつたことは明かである。その限り、泰國物資の輸入によつて我が國の物價が高められることも當面は豫想されない。けれども泰國の物資不足が續き、そのため物價が對日爲替レート引下げ以上に上昇する危険がないとは保證し難い。同様のことは佛印に就ても云へる。

勿論南方インフレの危険性は、獨り泰、佛印に限つたわけではなく、濠洲地域に於いてはその度が

一層大きいと想像される。しかし裁定地域の場合には、直接の統制が比較的容易であるし、また圓對現地通貨比率を變更し得る可能性も多い。然るに泰、佛印の場合にはかゝる手段の採用は、不可能では勿論ないであらうが、相當に困難であると考へられる。こゝに共榮圈物價對策の中心問題が伏在してゐる。

これに對して如何なる方策を採るかに就ては、現在までのところまだ確定したものがないやうだ。商工省物價局長官石黒氏は、現在日滿支間に行はれてゐる輸出入調整料の徴收を南方にも適用し、圈内各國間に於ける物價水準の開きを調整する腹案がある旨を明かにした。これは右對策の一と目せられるが、固より應急策に止まり、長くかやうな制度のみに依存するわけには行かない。數國間にかゝる方法を採用するのは頗る煩雜である許りでなく、それによつて調整されるのは單に貿易に入り來る商品だけで、各地域内で生産消費せられる物資や勞賃、輸入資本等には及ばない。そのため、長くかゝる方法のみ頼るときは、調整料率を不斷に變更するの餘儀なきことゝなるからである。

今後の我國物價問題は、かくして國內の對策に加へて、圈内全體の調整をも考慮に入れなければ、眞の意味の解決にならぬこと、而してかゝる方策は總てこれからの課題として残されてゐることを忘れてはならない。

第二節 國內生産増強と產業界の基調

一、造船政策の發展と雜物價格の改訂

(A) 計畫造船實施の具體化

海上輸送力の確保が長期戦を戦ひ抜くためにも戦後の經營を行ふためにも絶對不可缺條件であり、この如何が戦争を決定する最重要な一要素であると云ふことは、最早、常識の範圍を出ない問題である。殊に、大東亞戦の進展が、戦團から建設へと重點を漸次移行せしめるにつれて、この事は益々切實な現實感を以て迫つて居る。かくして、造船は生産力擴充の首位に置かれ、第八十臨時議會には「計畫造船の實施確保に関する法案」が提出され、これに基く計畫造船が強行されることゝなつた。「計畫造船の實施確保に関する案」の内容は、大體次の二點に要約される。第一は、政府の強力な援助の下に、産業設備營團をして標準型船舶の建造の注文ならびに造船造機施設の擴充の實施に當らしめること、其の第二は、新造された船舶は、船主に適當な價格で讓渡するか、貸付けるか、或ひは營

團自ら保有する事、と云ふのだ。海運界の當面して居る悩みの一つは、運賃備船料は七・七禁令當時のまゝ留置かれて居るのに、新造船價は昂騰の一途を辿り、船主としては新船建造の採算は全く立たず、従つて金融的にも困難を感じるに至つた點にある。營團に依る計畫造船が企圖された理由の一つとして、「船主の中には、前大戦の経験に鑑みて、大量の船舶保有に對して不安の念を抱くものがある」と云ふ點が指摘されて居るが、船主の不採算と云ふ事實に比すればこの點は實は大した理由ではない。而も「大量の船舶保有に對して、不安の念を抱く」と云ふ點も、これだけでは船主の眞意を示して居らず、若干の説明を必要とするやうに思はれる。即ち、戦後の對外競争力を堅持するために、可及的優秀船を可及的低廉な價格で而かも可及的大量を確保したい、と云ふのが、多くの船主の意圖であらうと想察される。しかし、標準型船舶にしても、採算さへ立つ様にすれば、船主に直接造船せしめることも充分可能なのである。この場合、運賃備船料を新船價に對して採算の合ふ様に引上げるか、政府が助成金を交付して原價の一部を負擔するか、其の何れかの方法を探りさへすればよいのだが、前者が低物價政策に與へる影響少なからずと考慮される點で後者に實現の可能性があつたわけである。だが、實際には前述の如く、標準船舶の建造に關する限り、政府は擧げて産業設備營團をして當らしめることに決定した。そして、「標準型船舶建造のため産業設備營團が被る損失については政

府に於いてこれを補償する」と云ふのだから、營團が新造船を船主に譲渡する場合は、運賃並に備船料に對し採算の立つ範圍で價格を決定することを意味するものと見てよい。結局、これは政府が助成金を交付することゝ實質的には何等變りはないわけである。この方法は個々の船主に直接註文を委せるよりも、確かに効果的な方法と云へよう。

(B) 石炭、鉛、亞鉛等の價格引上

船腹の増加と共に、生産増強對策として、現在最も要望されてゐるのは、生産力擴充に必要な各種資材の價格訂正の問題である。特に、鑛物の價格のうちには、大東亞戰勃發以前の、比較的需要の少い當時に決定されたものが相當にあつて、中には九・一八停止令によつて抑制されたまゝになつてゐるものもある。だが、より多くの鑛物を産出しようとするれば、先づ探鑛費が増嵩し、次いで條件の悪い鑛區を掘進し低品位の鑛石を採掘することに依つて採掘費が増加する。かやうな悪條件は各種の奨励金及び助成金によつて或る程度まで補はれるが、併し、現在既に多くの鑛山が採算悪化に悩みつゝあるし、今後増産を促進すればする程、その悪化の程度は深まつて行く危険性が強い。現に、後述する如く、近來の鑛業部門の業績悪化が特に目立つてゐる一事に依つても、このことは充分に窺へる従つてこの採算難を打開するための對策、例へば、鑛物價格の改訂の如きが行はれるのでなければ、

重要礦物の増産は所期の目的を達成し得ないものと見られた。而して、當局に於ても前輯本欄で述べた如く、この補助金政策に再検討が加へられ、適當の時期と方法に於て將來適正價格設定の意圖を有することが窺へたのだが、その後、石炭、鉛、亞鉛の價格引上げが具點化されるに至つた。

(一) 昭和十七年度上半期
石炭炭種別買入價格
引上額

	最高	最低
原料	四・九二	三・三二
瓦斯發生爐用炭	三・六二	二・七一
甲 號	三・三二	二・六一
乙 號	三・三二	二・六一
一級用炭	三・三二	二・六一

(備考) 日本石炭の買入價格。
十六年下半期に對する引上額

格水準は昨年下半年と同水準に据置いた。小賣價格についても、高級炭を引上げ、下級炭を引下げた。

因に今回の買入標準價格引上げは昭和十五年十月一日、日本石炭操業開始以來初めての措置である。次いで鉛、亞鉛の公定價格も去る四月一日から次の如く引上げられた。鉛は從來の日本金屬配給會社買入價格百貳四十八圓を指定鑛山は六十五圓に、指定外鑛山は七十圓に引上げられる。亞鉛の買入

價格は高度亞鉛が指定鑛山に於ては五十九圓から七十七圓に、指定外鑛山は八十二圓に、並亞鉛は、指定鑛山が四十九圓から六十六圓に、指定外鑛山は七十四圓に引上げられる。同時に配給會社並に指定問屋の販賣價格は鉛が百貳五十七圓と二割、高度亞鉛は八十四圓と三割八分、並亞鉛は七十六圓と四割の各値上げとなる。この公價の改訂は昭和十三年九月以來の事である。併し、これが影響は、鉛亞鉛が殆んど三井鑛山、三菱鑛業の獨占となつてゐるだけに、兩社に限られると云つても過言でない。

二、統制會の進捗滯滞と軍部の支援

國內の生産増強を推進する場合、當然、これが實踐機關たる統制會の、その後の進捗状態が問題となるのだが、遺憾乍らこれは滯滞の一言につきる。以下、これが原因を究明してみよう。

(A) 第二次指定公布遅延とその原因

金融業態別統制會は、このほど十個の部門に於て全部設立を終つて、全國金融統制會も亦る五月二十三日には創立され、愈々金融統制會は此處に滞りなく發足するに至つたが、他方、産業界に於けるその後の統制會の進捗状態を見ると、第二次指定が意外に手間どつてゐる。

第二次指定には纖維、化學工業、ゴム、油脂、皮革、輕金屬、倉庫等が豫定され、年初には閣令指

定となる筈であつたが、その後關係官廳の所管争ひから徒らに遷延し、三月中旬には指定を見るものと期待されたものが、四月下旬に期待が移てそれがまたも延び／＼となつて、今日に至るも指定されるに至らない。かゝる指定遷延の直接的原因は、第二次指定の花形産業である化學工業、油脂を繞る官廳間の相刻が依然絶へないこと、いま一つは、纖維統制會の構想につき、一本建論と數本建論とが業界で對立を續けてゐるのみでなく、商工省内に於ても、一本建を主張する總務局側と數本建を固執する纖維局側とが對立し、その間、容易に意見の一致を見るに至らぬからである。以下此等の事情に就いて簡単に述べるが、唯だ、この間、鐵軌統制會の設立命令が發せられ、五月末には設立總會が開催される段取にあることは注目される。

化學工業統制會 化學工業統制會は化學肥料を繞る商工、農林兩省の確執から第一次指定産業公布遷延の原因をなし、結局第一次指定業種に漏れたのだが、いま亦、第二次業種指定の痛となつてゐるわけだ。要するに、商工省案と云ふのは、化學工業統制會の下に、アンモニア、硫酸、曹達、カーバイド、有機合成、石炭乾溜等の基礎藥品に就いて夫々の部會を設け、右基礎藥品を原料とする製造部門に就いては、此等の基礎藥品部會を以つて一元的に統制する。従つて、肥料部會の如きは設けず、硫安はアンモニア工業部會で、石灰窒素はカーバイド部會で夫々統制し、かくて化學工業全體の綜合

性を確保すると云ふのである。これに對して農林省案は、當初に於ける肥料統制會獨立の意向は一應撤回したが、化學工業統制會中に肥料部會を設け、これが監督權を農林省が保有する一條を強硬に主張してゐる。而して、この兩省の話し合は、未だ解決するに至らないが、今日まで第二次指定の公布が見られぬ處から推して、何んとか話し合をつけ、第二次指定に化學工業をも包含するものと見られる。

油脂統制會 商工、農林兩省は油脂統制會の設立指定を繞つても權限争ひを續けてゐる。即ち、食料油脂をその所管に有する農林省と、工業油脂の監督省たる商工省が、油脂全體を包含する統制會の所管問題について折衝を續けてゐるわけだが、兩省の對立は意外に強い。

纖維統制會 全纖維を綜合して一本建とするか、或ひは數本建にするかに就いては官廳内でも民間でも旺んに議論され、この春頃までは全く判斷に苦しみ成行きに委せる氣分であつた。だがその後、纖維統制會の組織は一本建とし、特殊需要及び纖維種類別に重點を置く統制會にする以外にはないと云ふ議論に漸く歸一して來た。従つて、第二次に指定されるならば、先づ一本建の組織で設立される筈だが、最近に至つて、纖維統制會は第二次指定を切離して準備を進めることに省議で決定した如くだ。とすれば、纖維統制會は第二次指定から漏れるかも知れぬ。

鐵軌統制會 鐵道省所管の鐵道及び軌道業の統制會は、五月五日鐵道省より設立命令が發せられ、

五月末には設立總會を開く筈である。尙、會長には鐵道同志會々長中川正左氏の就任が確實視される。鐵軌統制會に参加すべき事業者は、地方鐵道業及び軌道業者約二百八十業者で、現在の鐵道同志會々員がその儘参加する形となる。而して、鐵道同志會は鐵軌統制會成立と同時に解散する。

(B) 陸海軍當局の統制會育成方針言明

一體、統制會の根本方針が昨年十月十四日の閣議で決定されてゐるにも拘らず、今尙ほ、前記の如く、各廳の統制會に對する認識なり運営方針がまだ渾然一體となつてゐない所以のものは何かと云ふに、少くとも次の如き、産業統制に關する各省の經驗の相異が、その有力な一因となつてゐると見られる。即ち、商工省は、支那事變以來、産業統制で非常な苦い經驗を経て、その體驗から統制會的産業運営の方針に到達しただけに、その統制會に對する態度も極めて積極的なるに對し、比較的そう云ふ苦い經驗をもつてゐない農林省、逓信省、厚生省等は、商工省と同じ認識を持ち得ないからである。

この間にあつて、陸海軍當局が、三月中旬相前後して、統制會支持、育成の確固たる方針を明示してゐることは極めて注目すべきであると同時に統制會の進捗が停滞してゐる現在、特に重大なる意義を持つものであつたと云ひ得る。即ち、海軍次官は去る三月十六日第一次指定の統制會の會長及理事長を招待して、「海軍當局は、今後統制會の健全なる育成に最大の關心を拂ひ、これに支援を惜まざ

ると共に、現在軍管理下に置れたる工場も今後統制會に於て、充分なる準備が整るに従つて、純粹軍需並びに軍機密のものを除き、遂次統制會に移讓する」方針なる旨を明示した。更に三月三十一日には、陸軍當局が、各統制會の會長を招き、次の如く松村次官より統制會の育成發達に積極的支援を惜まぬとの挨拶がなされてゐる。「各統制會が速かに健全なる發達を遂げてその機能を發揮せられることは、國防國家建設のため不可欠の重大要件であつて、陸軍としては、これまで屢々機會ある毎に明言してゐる如く、特に重大なる關心を持つて、その育成發達を念願し積極的支援を惜まぬ心算である。又その發達に併行して官の權限を委讓、遂次統制會の所管すべき領分を擴大すべく考慮致してゐるのである……」と。

三、會社業績に現れた産業界の近況

刻下戰時産業の中心課題は、戰爭遂行のために生産の機能を最も効果的に、最も能率的に運營せねばならぬ處にあることは云ふ迄もない。之が重點主義と云ふ政策に依して、前面にはつきりと押し出されてゐることも周知の通りだ。而して統制會はこの重點主義の實踐機關である譯だ。處が、肝心の統制會の進捗状態が前述の如く停頓氣味——一時的現象とは思ふが——にある。勿論、此處で云ふ停

頓氣味とは、専ら第二次指定公布遅延を指すのであるが、他方、第一次指定に依つて設立された統制會も、設立後間も無いと云ふ事情にも依るが、未だ充分なる運営を見るに至らない。これは今後二期待すべきであらう。のみならず、南方諸物資の輸入が本格的に始まるのも今後に俟たねばならぬ。だから、我が産業界が、昨年七月下旬の對日資金凍結以來の不況状態を現實に脱却し得るのは、いまから半年か一年先きと覺悟せねばならぬであらう。

然らば我が産業界の近況は一體如何なる地位にあるか。これを窺ふ一つの手懸りとして、次に昨年度下期の事業會社綜合業績を檢討するとして、

(A) 昨年度下期業績の悪化

東洋經濟新報社調昭和十六年下期三十四事業種百六十一會社の綜合業績表を見るに、第二表の如く、償却前の利益金は八億六千九百萬圓で、之を同上期に比すれば三千三百三十三萬圓の増加、前年同期に對比すれば九千一百三十七萬圓の増加となる。併し、拂込資本の増加の結果、對平均拂込資本利益率は十五年下期の二〇%五七から、二〇%三四を経て、十六年下期には一九%九六に低下してゐる。ところが配當率は八分四厘九毛と上期に比し三毛の前年同期に比し九毛の、上昇となつてゐる。主として日本發送電株式會社の配當率が從來の政府保證四分を六分に引上げられた結果と見られる。

(二) 34事業種、161會社綜合業績表(千圓)			
	15年下	16年上	16年下
株主資本	11,198,897	12,100,625	12,810,582
平均拂込資本	7,566,559	3,221,101	8,713,328
收支	4,257,843	4,577,619	4,802,742
利益	3,479,787	3,741,523	3,933,320
對使用總資本利益率	7%52	7%43	7%25
對平均拂込利益率	20%57	20%34	19%96
配當金	317,918	347,900	369,930
配當率	8%40	8%48	8%49
固定費	177,281	190,711	218,203
固定費率	4%43	4%48	5%50
同社内保留	57%31	54%97	55%48

(三) 製造工業會社(19種93社)綜合業績表(千圓)			
	15年下	16年下	17年上
株主資本	5,735,188	6,363,662	6,867,997
平均拂込資本	3,512,119	3,874,837	4,200,183
收支	2,844,822	3,063,717	3,231,828
利益	2,395,874	2,580,722	2,735,642
對使用總資本利益率	44%86	48%93	49%186
對平均拂込利益率	25%57	24%93	23%63
配當金	174,842	203,140	206,443
配當率	9%45	9%40	9%32
固定費	108,685	112,785	126,135
固定費率	7%52	7%47	7%67
同社内保留	61%60	57%94	58%39

(四) 鐵礦業會社(3種14社)綜合業績表(千圓)			
	15年下	16年上	16年下
株主資本	1,096,943	1,191,605	1,255,185
平均拂込資本	760,221	825,184	875,740
收支	471,695	490,187	523,729
利益	381,371	394,703	429,300
對使用總資本利益率	90%326	95%482	94%432
對平均拂込利益率	9%75	9%45	8%16
配當金	23%76	23%14	21%57
配當率	35,061	35,244	35,085
固定費	9%22	9%54	8%01
固定費率	18,849	23,811	27,376
同社内保留	4%43	5%03	5%29
同社内保留率	59%80	60%06	61%16

(備考) 何れも東洋經濟新報社調。上期は3月以降4月末迄に下期は9月以降翌年2月末迄に發表された決算による。

以上によつて業績の一般的低下が見られるが、併し、これを事業部門別に見れば、その程度に差異が認められる。いま、電燈、電力、瓦斯、電鐵、海運と言つた公益事業を除外し、製造工業と鑛業の二大部門の傾向を見るに、製造工業會社（十九種九十三會社）の綜合業績は、第三表の如く、昨年度に於て對平均拂込資本利益率八分五毛を示し、上期に比し六厘一毛の低下、前年同期に對して、八厘一毛の低下となつてゐる。配當率は、十五年下期の九分四厘五毛、十六年上期の九分四厘に對し九分三厘二毛となつてゐる。業績低下の傾向は蔽ふべくもない。利益の社内保留は五割八分四厘で、六割臺を割つてゐる。上期に比して幾分改善されたとは言へ、前年同期から見れば見劣りがする。

鑛業會社（三種十四社）の綜合業績の悪化は、製造工業のそれに比し大巾だ。第四表に示す如く、對平均拂込資本利益率は十五年下期の九分七厘五毛から十六年下期には八分一厘六毛へと、一分五厘九毛の低下を示し、配當率は十五年下期の九分二厘二毛から十六年下期の八分一毛に下つてゐる。一分二厘一毛の減配である。

上述の如く、鑛業は製造工業に比し、悪化の度合が強いが、製造工業中でも原料を國內の供給に仰ぐものは業績の悪化比較的少く、時としては増益増配を行つてゐるものもあるに反し、原料を海外よりの供給に仰ぐものは概ね減益減配してゐる。

(B) 業績を壓迫せる諸要因

然らば、昨年度下期の各事業會社の業績の低下に影響した一般的要因は何であるかと云ふに、先づ、何と言つても、七月下旬米、英、蘭印、印度、埃及等々の諸國が對日資金凍結を斷行したことを挙げねばならぬ。棉花、鐵礦石、ボーキサイト、ゴム等の主要原料品は、爲に輸入困難となつたばかりでなく、これ等の諸地域を主要輸出地としてゐた輸出産業も著しい苦難期を迎へねばならなかつた。

第二は重點主義の強化である。原材料の供給が益々窮乏の度を加へて來た爲、従來行はれてゐた重點的配給は一段と強化され、操業短縮を餘儀なくされる會社が簇出した。第三は、事業金融の著しい不圓滑化である。預金の増加が極度に鈍化し、普通銀行は貸出しを著しく澁つた爲、各事業會社は相當金融に手詰りを來したのである。従つて生産擴充は此の面からも停頓を餘儀なくされた。

(C) 本年上期業績低下せん

然らば、今後、特に此の上期の會社業績はどうなるか。現在までに發表された上期決算とは主に三月決算のことであるが、いま發表された主なるもの十九社を拾つて見るに、増配したるものに関西銀行の後配株と京阪電鐵があり（各々一分増配）減配したるものには那是製絲（年一回決算、一分減配）と鯛生産業（八分から無配）の二社があり、残りの十五社は前期配當を据置いてゐる。

この限り、上期の事業界も昨年下半年と較べて特に変化がないやうに見えるが、必ずしもさうではない。配當こそ据置いてゐるが、業績それ自体は低下し、時局の影響を反映してゐるものがある。また曹達、セメント、ゴム、人絹、スフ、鑛業等の諸会社の上期決算はまだ殆ど發表されてゐないが、それ等のうちには、この上期に初めて減配するか、或ひは前期から引續いて更に減配するか、または減配をしないまでも業績の低下するものが相當出て來るだらう。とも角、上期決算に關する限り、大東亞戰の好影響よりは、それ以前に於ける悪影響の方が、一般により大きく現れるものと思はれる。現に、旭ベンベルグ絹絲が去る四月決算に於て二分減の六分配當と發表されたが、会社が会社だけにこの減配は纖維界に一波紋を投じてゐる。この意味から云へば、前記綢生産業の一舉無配轉落も此の際充分注目されねばならぬ。

それでは、大東亞戰の産業界に及ぼす好影響、つまり南方資源の確保は、何時ごろから、どの程度に現れて來るか。軍當局の説明や今年度の物動計畫から察すると、食糧、石油及び緊急軍需關係のものに就いては、既に、南方物資が入つてをり、今後もそれらは優先的に入つて來る模様だ、併し、それら以外のもの及び共榮圈内にもさう潤澤にない物資に就いては、まだ大きな期待はかけられない。南方資源が全産業界に影響を及ぼして來るのは、半年か一年位先きのことと覺悟して置く必要がある。

第三節 大東亞戰下勞務對策の重點

「一面戰爭、一面建設」と云ふ今次大東亞戰爭の本質に鑑みて、人的資源就中勞働力の維持培養は、今や何物にもまして緊要の問題となりつゝある。戰時下當面の問題として現に食糧自給の爲め、尤大なる農業生産人口確保の必要が叫ばれて居ること周知の如くであるが、同時に戦備擴充に伴ふ工場、鑛山勞力の需要も益々多きを加へて居る。のみならず、假に戰爭が比較的短期に終るとしても、戦後經營には多大の勞力を必要とするであらう。蓋し、東亞共榮圈の中核として我國が圈内諸國に對する製造品供給の責に任ずる以上、我が工業生産力は、戦時の今日にもまして増強されねばならぬからた。

かくて今日の勞力不足は決して戦時中の一時的現象ではなく、戦時戦後を通じて將來益々激化さるべきものである。従つてその對策も最早、應急彌縫策に止まる事を許されず、恒久的な勞力不足對策の急速に確立されねばならぬ時期に到達して居る。勞務對策の新しい傾向として、勞務管理の重要性、勞働者の保健並びにその生活保護の必要が近來頻りに論じられ、それらがすべて勞働能率の向上

と云ふ觀點から提唱されて居るのは、その意味で特に注目されねばならぬ。

一、勞力不足の恒久化

我國に於いて「勞力不足」の聲が聞かれる様になつたのは、漸く昭和十一年以來の事である。それ以前に於ても、既に滿洲事變を契機とする重工業の發展並びに輸出産業の殷盛によつて勞力需要は急激に膨脹しつゝはあつたが、當時勞働市場には尙ほ尨大なる「産業豫備軍」を擁して居た爲め、勞力不足の聲を喚ぶまでには至らなかつた。然るに引續く勞力需要の増加によつてこの産業豫備軍は次第に驅り出され、昭和十一年には略々完全就職の状態にあつた所に加へて、恰も我國經濟は「準戰時體制期」に續く支那事變を迎へ、軍需、重工業擴充の爲に更に巨大の勞力を必要としたのであるから、勞力不足の顯現は當然であつた。

尤も工場勞働者並びに鑛山勞働者は昭和十一年以後に於ても顯著な増勢を辿つて居る。厚生省調によると。全國工場勞働者數は昭和十一年末の三百餘萬人から連年著増して、十四年末には四百四十萬人となり、更に昨十六年末には五百萬人を超えた。鑛山勞働者の増勢は更に顯著で、十一年末の三十餘萬人から十四年末には略々五十萬人に増加し、更に十六年末には六十萬人に達した。惟ふに此の原

(一) 工場鑛山等勞働者數(單位千人)

	昭和十一年末		十三年末		十四年末		十五年末		十六年末	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
工場勞働者	1,184	1,154	2,127	1,280	3,018	1,383	3,282	3,630	4,184	1,456
鑛山勞働者	3,076	2,888	3,407	3,364	4,401	4,686	5,087	5,099	5,811	5,811
運輸、交通 通信勞働者	493	493	477	477	439	439	444	444	446	446
日傭勞働者 其他	1,688	1,688	1,691	1,691	1,336	1,336	1,350	1,350	1,366	1,366
總計	6,090	6,090	6,433	6,433	6,765	6,765	7,317	7,317	7,772	7,772

因としては、學校卒業者が毎年相當數に上ること、商業部門からの轉業者、移住半島人、女子の動員が行はれたこと等も見逃せないがより大きな給源となつたのは農村の「過剩勞働力」であつて、之が事變初期に於て盛に工場、鑛山に流入した爲である。特に昭和十二年、農村に就職指導員が設置されて職業紹介網の普及を見た事は、農村の都市時局産業に對する勞務供出を大に促進した。併し、農村

からの勞務供出が盛に行はれたのは事變初期の昭和十三年頃までである。爾後、工場、鑛山への勞務供出、應召者の續出等によつて農村の勞力餘裕は漸次少くなり、加ふるに米穀不作から農業勞働力の

確保が必要となつた爲め、農村の勞務供出力は急減退した。が、之に代つて十五年以降は、中小商工業整理に伴ふ轉業者が漸次増加し、また遊休勞働力の動員が積極的に行はれた爲め工礦業勞働者数は依然顯著な増勢を續け得たのである。

かやうに事變勃發以來あらゆる手段を盡して勞力驅出しが行はれたが、之を以てしても尙ほ急増す

(二) 全國職業紹介取扱成績

昭和	求人 千人	求職者 千人	求人百ニ 對スル求 職者數
六年	一、一三五	一、三六六	一三〇・四
七年	一、二二七	一、五〇二	一二三・四
八年	一、四三三	一、五三八	一〇五・三
九年	一、七九四	一、五七〇	八七・五
十年	一、九一八	一、六八〇	八七・六
十一年	二、二九七	一、七七八	七七・四
十二年	二、八〇四	二、〇九二	七四・六
十三年	二、九三二	二、〇四八	六九・九
十四年	三、六九一	一、九三九	五三・三
十五年	三、八五一	二、〇二七	五二・六
十六年	二、五六一	*一、七七七	六九・四

(備考) *十六年は九月までの累計。

る勞力需要には到底應じ切れなかつた。例へば第二表の職業紹介統計に見ても分る通り、昭和八年以前に於ては求人數よりも求職者數の方が多く、「勞力過剩」の状態を現出して居たが、昭和九年以來は一轉して求人數の方が多くなり、而もその乘離傾向は年と共に増大した。此の結果昭和十四年以來の求職者數は求人數の約半分になつて了つたが、以て最近の勞力不足状態の一端を知り得よう。

かゝる情勢下に於ける勞力補給策として、茲一、二年來女子、轉廢業者及び其他一般遊休勞働力の動員に積極的努力の拂はれて來た事は既に屢々指摘した所であるが、最近では更に半島人勞働者の積極的利用策が講じられて居る、即ち半島人勞働者の利用は從來主と

して石炭礦業に於てのみ行はれて居たが、去る三月末以來之が鐵鋼業にも行はれる事となつた。

かくて事變以來日を逐つて激化した勞力不足は、先づ農村に於ける過剩勞働力を吸収し盡し、次いで不急不要産業の従業者、女子無業者、學生の餘暇勞力等、凡そ利用し得る國內の勞働力給源をすべて利用し、更に外地勞働力の動員にまで進んだのである。固より今後に於ける中小商工業の整理進捗、國民勤勞報國隊の本格的活動等は尙ほ緊急勞力の調達に相當の効果を擧げるではあらう。が、内地外地を通じて既に過剩勞働力の殆んど無くなつた今日、國民勞力の配分はより根本的視角から再編成を要するのではあるまいか。特に昨年一月の閣議に於て決定を見た人口政策確立要綱中の「日滿支を通じ内地人口の四割は、之を農業に確保す」る方針は、新なる情勢の下に再検討を要しよう、併し、此の問題とは別個に、勞力不足は單に當面せる戰時中の一時的現象たるに止まらず、相當長期に亘つて免れ難い必然性を持つとの見透の下に、その恒久的對策を講じて置く事は是非共必要である。此の意味で最近各所に見られる産業能率増進運動は特に注目に値しよう。

二、國民勞務の活用方策

(A) 能率増進運動の展開

現下我國の基本労働方策たる「限りある國民勞務の最高度活用」の爲め、最近各所に「産業能率増進運動」の展開されて居る事は周知の如くである。この運動に關する調査研究乃至指導機關も既に五六に止まらぬが、その主なるものを挙げると、先づ調査研究機關としては十六年八月に發足した工政會の新産業合理化委員會と十六年四月に發足した日本學術振興會の特別委員會とがあり、實地指導機關としては日本能率協會、日本労働科學研究所、大日本産業報國會等が擧げられ、また日本原價計算協會も原價計算の立場から能率増進の指導に當つて居る。更に日本經濟聯盟に於ても産業能率増進委員會を設置して、現下の産業能率阻害の打開策及びその積極的増進策を研究立案する事となつた。

これら各研究指導諸機關の活動狀況は、紙面の關係上此處には觸れ得ないが、今後その中心勢力として活動を期待される日本經濟聯盟の産業能率増進委員會は、その研究對象を凡そ次の諸點に求めて居るやうだ。(一)産業企業全體としての合理化問題(二)各工場事業場の經營合理化問題(三)生産の基底たる労働能率の増進問題(四)労働者をして最も有効に労働せしむる爲の諸措置。

先づ(一)の産業企業全體としての合理化問題は、所謂企業整備の問題と直接關聯を持つものである。關係企業間の重複設備の整理、技術公開、資材設備の相互融通、下請組織の合理化等が當面の急務であらう。次に(二)の各工場事業場單位の經營合理化は、工場事業場に於ける計畫生産制の確

立をその前提條件とする。而してその爲には原材料並に勞力の不足、輸送の不圓滑、産業統制の實際に即せざる點等の修正、克服を必要とするであらう。併し、以上二つにもまして根本的な問題は(三)の労働能率を如何にして増進せしめるかである。此の點は現下の産報運動等による産報精神の昂揚を俟つて始めて可能となるものであるだけに問題は複雑であるが、同時にそれは賃金制度の合理化、生活必需品の確保等、勤勞者の消費生活を安定せしめる具體的裏付がなければ實效を擧げ得ないものである。最後に(四)の労働者をして最も有効に労働せしむる爲の諸措置は、主として、勞務管理に關する問題であつて、此の部面には作業設備並びに作業方法の改善、工程管理の合理化、福利厚生施設の整備等、問題は頗る多い。

以上に掲げた能率増進の諸前提は、それ々々相當に困難な問題であつて、簡單なる解決は固より望まれないが、茲には單に問題を提起するに止め、次に國民勞務の活用を目指して最近具體化した二つの注目すべき方策を紹介しよう。

(B) 重要事業場勞務管理令の實施

その一は去る二月二十五日から實施された重要事業場勞務管理令である。本令の目的は、限りある勞働力を出來得る限り保全して長期戦即應の態勢をとると同時に、之を合理的に活用して能率の最高

度發揮を圖り、以て現時局下の生産力確保に萬遺憾なきを期せんとするものである。勅令の内容に就いては、要綱の決定に際して、本年報第四十七輯にも簡単に觸れて置いたが、その骨子は凡そ次の如くである。

一、本令に言ふ重要事業場とは、「總動員物資の生産若は修理又は國家總動員上必要なる運輸に關する業務を営む工場、鑛山其他の場所にして厚生大臣の指定するもの」であるが、適用工場は大約三百に上る。

二、この重要事業場に於て、事業主は従業規則、賃金規則、給料規則、昇給内規を作成し、厚生大臣の認可を受けねばならぬ。即ち、之によつて厚生當局は事業場の内部に立入つてその指導監督を行ひ、就業時間、賃金等の適正化を圖り得る。

三、更に厚生大臣必要ありと認むる時は進んで、従業者の使用・解雇・従業・退職・賃金・給料・其他の従業條件に關する命令、労働争議の豫防・解決に關する命令及び従業者の厚生施設に關する命令を爲し得る。

四、重要事業場は工場就業時間制限令並びに賃金統制令の適用を受けず、各事業場の實情に即した就業時間、賃金を採用し得る。

五、事業主は主任勞務擔當者を選任し、重要事業場の管務管理に關する事項を擔任させる。

六、厚生大臣は廳府縣及鑛山監督局の高等官中から勞務監理官を任命し、勞務監理官は厚生大臣の指揮を承けて、擔當重要事業場の勞務管理に關する監督指導を行ふ。勞務管理官一人當りの擔當工場は平均約五工場となつて居る。

右のうち、最も注目さるべきは(四)の規定である。之によれば重要事業場は厚生大臣の認可を受けた上で工場就業時間制限令による就業時間の制限を超えてその従業者を使用し得る事となつて居り、此の場合には賃金に就ても賃金統制令による制限を超えて支拂ひ得る事となつて居る。尤も此の規定は、厚生當局も明言する如く、必要萬已むを得ぬ場合の例外規定であつて、すべての制限を撤廢するものではない。併し、その運用を餘程の慎重さを以て行ふのでなければ、憂うべき弊害を生ずる虞れがある。尙ほ以上によつて明かな如く、本令の成敗は一にかゝつて勞務監理官の活動如何にある。行政畑に育つた官僚がそれ／＼複雑な内部的事情を有する事業場に飛び込む事に既に相當の無理があると思ふが、之を各事業場と政府當局の單なる連絡機關に終らしむる事なく、眞に事業一家産業平和の保證者たらしむるには、事業場側の積極的協力は勿論のこと、それと共に有力なる諮問機關の設置が必要とされるのではあるまいか。

(C) 技能者養成令の改正

工場事業場技能者養成令の改正も、前記管理令の實施と並んで最近の注目すべき方策である。後者が各事業場内部に於ける作業能率の維持増進を目的とするのに對して前者は技能水準の急速向上を圖り、兩々相俟つて國民勞務の活用完璧を期したものであるからだ。

工場事業場技能者養成令が總動員法に基いて公布施行されたのは昭和十四年三月の事である。即ち、當時時局關係産業の急激な擴充に伴つて熟練工の不足には特に甚しいものがあつた爲め、これが對策として厚生大臣の指定する工場、事業場に一定數の熟練工養成義務を課したのであるが、養成期間には原則として三年と定められた。本令の効果に就ては、養成施設等に多少の難點があつたと云へるに角相當の實績を挙げた事は衆評の一致する所である。この事は「從來少くも五年乃至八年を要した中堅工養成を、僅々三年の教育でものにした」と云はれて居るのに徴しても明かであらう。

併し、今後の情勢に備へて國民勞務の最高度活用を圖らねばならぬ今日、技能水準を更に一段と高揚する必要がある事は言ふまでもない。茲に於て去る三月下旬、厚生當局では養成令の改正方針を決定し、近く總動員審議會にかけた上で公布施行する事となつた。その内容は凡そ次の如くである。

一、養成工の範圍を全面的に擴張し、此の養成期間を二年とする。

二、右の養成期間を終へた者の中から成績優秀な者を詮衡し、更に二年養成して中堅工とする。

三、中堅工の中で成績優秀な者は、一定期間の實地作業の後更に六ヶ月以上養成して幹部工とする。

四、中等學校卒業業者及中堅工中最も優秀な者を選抜し、之を一年以上養成して現場技術者とする。要するに今回の改正は、從來の劃一的養成を改めて之を三段階に分ち、先づ最初の段階に於ては出來得る限り多くの工員を比較的短期に養成し、このうち素質優秀なものは更に次の段階に於て教育し、中堅工、幹部工及び現場技術者の養成を圖つたものである。かくて技能者養成は著しく能率的に行はれる事となり、量的にもまた質的にも、勞務者の技能水準は一段と高揚される事となつた。今後更に養成施設の整備擴充が行はれるならば、本令の効果には期して待つべきものがあらう。

三、工場鑛山勞務者の家族手当制度擴充

所謂「能率向上運動」の最も力を注がねばならぬ點は勞働者各個人の能率向上策であり、それには産報精神の昂揚と共に之を裏付ける勞働者消費生活の安定が急務なること前述の如くである。近來勤勞者の生活必需品確保乃至は賃金制度の合理化が喧しく論じられるのも故なしとしないが、この意味で去る四月の勞務者に對する家族手当制度の擴充は注目される。

顧るに勞務者に對する我國最初の家族手當制度が誕生を見たのは昭和十五年二月であつた。當時賃金臨時措置令（九・一八停止令）によつて勞働賃金が釘付されて居たにも拘らず、米その他生活必需品の價格は依然昂騰を熄めず、爲めに勞務者生活は漸次困難の度を加へて居た。そこで厚生當局は同年二月二十六日各地方長官及び各鐵山監督局長宛通牒を發し、「賃金著しく低額なるため扶養家族ある勞務者にしてその生活困難なるものに對し」雇傭主が手當を支給する事を慫慂した。尤も當時は何を措いても物價昂騰を抑止せねばならぬと考へられて居たので、家族手當支給の如きも物價騰貴の誘因とならぬ様、その範圍は必要眞に已むを得ない最小の限度に止められた。即ち、（一）家族手當の支給を受ける勞務者の範圍は、實收月平均七十圓以下の者で十四才未滿の扶養家族あるもの限り、（二）雇傭主の支給する手當の月總額は各事業場の當該勞務者の數に二圓を乗じたる金額の範圍内、云ひ換へれば勞務者一人當平均月二圓の範圍内で、雇傭主が適當に定める事とされた。併し、かゝる局限された制度では實效を擧げ得る譯がない。（二）の規定は兎も角として（一）の月收七十圓未滿で十四才未滿の扶養家族ある者が實際にどれだけに上るかと言はずして明かであるからだ。現に十五年初頭に於ける家族手當制度の普及には殆んど見るべきものがなかつたが、之は雇傭主の無理解と云ふよりは、寧ろ該當勞務者の寥々たる爲であつたと言ふまでもない。

かくて本制度の改正はその設定當初に於て早くも要望されて居たが、更に其後引續く物價騰貴によつて勞務者生活の困窮が顯著となり、また官吏等に對して廣汎な家族手當制度が布かれた爲め、之と均衡を保つ意味もあつて、同年十月二十三日次の如く改正擴充された。先づ（一）家族手當の支給を受ける勞務者の範圍を實收月平均百五十圓以下の者で扶養家族を有する者とし、（二）扶養家族の範圍を、配偶者、滿六十才以上の父母、滿十八才未滿の子女、不具廢疾者の四者とし、また（三）手當の額は扶養家族一人につき月額二圓以内とし、勞務者一人につき月額十圓を超えぬ限度とされた。

今回の改正は、之を更に擴充強化したものであるが、その改正點を摘記すると次の如くである。先づ（一）手當の支給を受ける勞務者の範圍が従來は比較的低所得者に限られて居たが、今回實收入額による制度を撤廢した結果、低所得者たると高所得者たるとを問はず一律に支給される事となつた。之は従來の制度が専ら低所得者の家計補助を目的として居たのに對し、今回のそれには人口政策的な考慮が加へられた爲である。同時にその他の點でも著しく擴充され、（二）扶養家族は先に滿六十才以上の父母、滿十八才未滿の子女、其他と定められて居たが、新制度では滿六十才以上の直系尊族、滿十八才未滿の直系卑族、其他と改められ、祖父母、孫等も包含された。また（三）従來二圓と定められて居た扶養家族一人當の手當が三圓に増額され、且つ勞務者一人に對する最高支給限度も撤廢さ

れ扶養家族の人数に應じて二十四でも三十四でも無制限に支給し得る事となつた。

かやうに家族手当制度は前後二回の改正を経て著しく擴充された。特に今回の改正はその最終的擴充とも稱し得べく、これが全面的に實施された場合には、寧ろ物價昂騰の根強い誘因になるのではないかと危ぶまれる程徹底的な擴充である。併し乍ら、之が果して全面的に實施されるかどうかは過去の實績に徴して頗る疑問とせられる。例へば昨年末の神奈川縣當局の調査によると、比較的普及状態の良好な同縣下に於てすら、家族手当を支給して居る工場の数に縣下工場の三分の一に達しなかつたとの事である。思ふに之が原因は、従來の家族手当制度が何等法的な強制力を持たず、その採否は雇主の自由意志に任せられて居た爲だ。今回の改正に當つても此の點は従來と少しも變らず、依然として一片の通牒による恣意に止められて居るが、今後家族手当制度を普及徹底させる上に先づ以て考慮せらるべきは此の點であらう。

同時にもう一つ見逃す事の出来ない問題は、家族手当制度本來の目標たる低収入者保護の必要である。今回の改正で扶養家族ある勞務者は、収入の多寡に拘らず、すべて一律に家族手当支給の對象とされた事は前記の如くであるが、最近の生計費増嵩が低収入者の生活に最も大きな打撃を加へて居る事實に鑑みて、手当支給にも低収入者に厚くし、高収入者に薄くするの配慮がなければなるまい。

第四節 收縮策漸く奏効の滿洲經濟

舊觀の大東亞戰爭勃發は、滿洲經濟の環境を變化させるであらうことは、これに對應して逸早く滿洲國政府が戰時緊急經濟方策要綱を樹て、萬全を期したことに照らしても明らかである。右の要綱については前輯で紹介したが、この要綱並びに先に發表された第二次五ヶ年計畫によつて見ても、今後の滿洲經濟の動向は、端的に云つて、第一次五ヶ年計畫以來の膨脹政策を重點的收縮政策に轉換し、就中、食糧農産物並に石炭の増産を重點的に促進することにあると云ひ得る。従つて今輯に於ては、先づ、一昨年來とられて來た收縮政策の金融、物價にあらはれた成果を検討することとした。この成果は昨年度に於てかなりの見るべきものがあり、通貨の膨脹、物價の昂騰は、或程度その増加のテムボを緩めてゐる。しかし、物價の動向は大東亞戰開始以來再び騰貴傾向をなし未だ樂觀を許さぬものがある。かくて低物價を維持しつゝ、緊急産業の増産を強行せねばならぬ悩みは、滿洲に於ても今後體驗しなければならぬ至上命令となつたが、去る五月に設立された經濟平衡資金制度は、滿洲獨特の低物價・増産策として極めて注目すべきものである。また食糧増産の達成、國防強化の意味から滿洲開

拓事業の重要性は一段と強まり、去る一月第二期開拓計畫が發表されたが、これを機會に、滿洲開拓事業の實績を検討し、その問題點を剔抉することとした。

一、收縮策漸く奏効

(A) 通貨の増勢鈍化

滿洲の金融界は康徳七年(昭和十五年)から努めて引締められて來たが、その成果は昨年において特に顯著に現はれてゐる。康徳七年以降特に財政、信用の收縮に留意されたのは、第一次五ヶ年計畫に基く産業開發に伴つて急激に増加した資金需要を、公債によつて賄はねばならなかつた結果、通貨の膨脹、物價の昂騰が著しくなつたからである。然るにこの物價昂騰は、昨年に入つてかなり抑止された。

先づ滿洲の卸賣物價と生計費の推移を見ると、第一表の如く、昨年を通じて依然續騰はしてゐるがその騰勢は鈍化した。即ち、新京卸賣物價指數(大同二年基準)は一昨年十二月の二三九・六から、

康徳	新京卸賣物價指數	新京生計費指數
四年十二月	一四四・八	一〇九・八
五年十二月	一五六・三	一一三・三
六年十二月	一九八・二	一八四・九
七年十二月	二五九・六	二二九・九
八年三月	二四四・六	二二九・六
八月	二四四・七	二四六・〇
九月	二四九・一	二五六・七
十月	二五九・一	二六八・七
十一月	二六二・八	二七二・〇
十二月	二六二・八	二七二・〇

(備考) 滿洲中央銀行調、卸賣物價は大同二年、生計費は康徳三年各基準。

(二) 滿洲中央銀行紙幣發行高(百萬圓)

康徳四年末	發行高	昨年一月には二四五・六に上昇したが、その後二、三、四月と横這ひを續け、六月迄は上昇を示さずその後の騰貴も顯著でなかつた。
五年末	三〇七	大東亞戰開始の危險が増大した十一月から戰爭開始の十二月にかけては、再び顯著な昂騰を示し、十二月は二五九・一となつたが、併しこれも一昨年十二月の二三九・六に對比するとその上昇率は八%一に止まる。これを一昨年十二月に對する一昨年十二月の上昇率二〇%九に對比すれば騰勢鈍化の程が察せられる。
六年末	四三三	これにつれて通貨膨脹の度も弱まつた。滿洲中央銀行の昨年末紙幣發行高十二億六千一百萬圓は、一昨年末に比して依然三億一千四百萬圓の増加に當る。しかしその増加率は三三%であつて、これを一昨年年末發行高に對する昨年末發行高の増加三億二千五百萬圓、
七年末	六三三	
八年一月末	九四七	
二月末	八八八	
三月末	八六九	
四月末	八三三	
五月末	八二八	
六月末	八一	
七月末	八三八	
八月末	八九〇	
九月末	九三三	
十月末	九五四	
十一月末	一〇九三	
十二月末	一二六一	

増加率五二%に比べれば、矢張り相當の増勢鈍化だ。

(B) 信用收縮の現状

周知の如く滿洲中央銀行は發券銀行であると共に普通銀行業務をかねてをり、右にみた紙幣發行高

の増勢鈍化は中銀の政府及び民間への授信抑制を意味する。而して昨年における對民間授信の激減が信用膨脹抑制の中心を爲してゐた譯である。

試みに對政府信用についてみると、政府貸上と手持公債の合計から政府預金を差引いた對政府授信超過は、康德六年末の三億三千三百萬圓から康德七年末には一舉に七億四千五百萬圓へ、更に昨年末には十億七千九百萬圓に達してゐる。尤も六年末以降の手持公債は日貨債を含んでゐる。康德六年六

(三) 滿洲中央銀行主要勘定

(千圓)

政府授信	康德六年	康德七年	康德八年
十二月	十二月	十二月	十二月
政府貸上	三九〇,〇八六	九八,三三五	一八四,七三三
公債	三九,一六九	七八二,〇六一	一,〇四,四四三
政府預金	四三三,三三三	一四五,〇九九	二〇〇,〇一七
差引	三三三,八八三	七四五,三五三	一,〇七九,一四八

〔民間授信〕

貸出	四八二,一〇四	七七四,二二四	五七二,八七三
有價證券	一八,一九九	六八,六七〇	二七,七七八
民間預金	二九六,九七六	三八〇,一五五	四六四,八四五
差引	三〇二,三七七	四六三,八三九	三三三,八〇六
紙幣發行	三三,六二二	九四七,〇五〇	一,二六一,三三三

(備考) 公債中には日貨債を含む。

月期までは内貨債と日貨債の區別が掲げられ、同期の手持日貨債は一億一千一百萬圓に上つてゐたから、その後手持日貨債が増加してゐるとすればそれだけ對政府授信は少額となるが、日貨債は餘り増加してゐないと推定される。

之に對し民間授信は激減した。貸出と有價證券の合計から民間預金を差引いた對民間授信超過は、康德六年末の二億二百萬圓から、康德七年末には約二倍の四億六千二百萬圓に増加したが、昨年末には康德六年末と大差ない二億二千五百萬圓へと減少してゐる。貸出が激減したのみならず、民間預金も漸増した

からである。かやうに貸出が減少したのは一部特殊會社の借入金が社債に振替へられたことにもよるが、一般貸出に努めて重點主義がとられてゐるためである。而も産業開發關係及び財政資金として撤布された資金の回流が漸次顯著となり、茲に預金は却つて増加した。

昨年における滿洲の金融界の動きは、康德七年以降の引締め策の奏効によつて特徴づけられたが、この傾向は今年においても急激な變化はないものと思はれる。しかし前述のやうに滿洲中央銀行の授信は全體として増勢が著しく鈍つたとは云ふものの、絶對額では増加してゆくものと見なければならぬ。また紙幣の發行高の如きその増加は抑へられたとは云へ、日本に比べるとは相當の急膨脹を示してをり、昨年末來の物價再昂騰と共に、これが對策は等閑に付せない。

二、創設された經濟平衡資金制度

(A) 經濟平衡資金制度とは何か

滿洲ではかねて要望されてゐた經濟平衡資金制度は去る五月に設立された。經濟平衡資金制度の主たる狙ひは價格の調整である。從來滿洲では重要産業に對する補助金政策はほとんど採られてゐなかつたので、各種商品の採算割れを調整するにはその價格を引上げるより外に手がなかつた譯である。

併し価格を引上げれば循環的に再引上げが必要となることは明かだ。そこで平衡資金制度を確立して重要産業の採算割れを之によつて補償し、低物價増産方策の堅持に萬全を期さうとするものである。

この經濟平衡資金制度の骨子は大體次の二點である。まづその一は、物價調整を圖るために物品取扱業者に平衡資金として一定金額を納付せしめ、又は交付すると云ふ點である、その二は、資金の運用範圍は對日、對支貿易品に適用するばかりでなく、國內生産のあらゆる重要物資に適用すると云ふ點である。とは云へ、平衡資金は忽然と今日新たに出現して來ものではない。既に從來から、主要會社又は公社別に同一系統の商品、即ち纖維、鐵鋼、石炭等數種類の商品については設けられてゐたものであり、平衡資金と呼ばれてゐる資金は統制料もしくは調整料として課徴されてゐたものである。その總額は康徳七年末で三千六百萬圓前後に上つてゐたと云はれる。今日はこの平衡資金を同一系統商品間に授受せしめるのでなく、一つのプールに集中して使途を相通せしめ、輸入價格が同種商品の國內價格を上廻る場合、或ひは現行價格では採算割れとなる事業等に、右の平衡資金を以て補償する全重要物資共通の平衡資金制度を創設しようとするものである。

(B) 經濟平衡資金制度設置の必要

かやうな經濟平衡資金制度が必要とされるに至つた理由としてはまづ第一に最近における滿洲經濟

の環境の變化を擧げることが出来る。從來滿洲は主として日本と物資の交流を行つてきたのであるが舊曆の大東亞戰の開始以來、滿洲は能ふ限り日本への依存から脱却し石炭、鐵鋼、特産物の對日増給を圖るやうにしてゐる。今彼の滿洲は從來以上に大陸隣接地域と密接な關係をもち、物資交流を盛んにして行かざるをえない。だがこの場合に滿洲としては低物價の堅持と云ふ方策を變へたくない。従つて輸入價格が國內價格を上廻る場合はこの價格差を補償すると云ふ手を打たねばならぬ。

次に第二の理由としては最近における重要産業の生産原價の昂騰が擧げられる。石炭不足の結果として滿洲の製鐵業が割高な北支炭を使用してゐるため生産原價は頓に増嵩してゐると云はれる。また滿洲の炭礦業では採炭費の約六〇%は苦力賃として支拂はれるが、賃銀の昂騰及び募集費の増加等により収益が壓迫されてゐる。勿論かやうな事情が從來放棄されてゐたのではない。昨年十月には石炭販賣價格が引上げられ、炭價の改訂を機つて滿鐵運賃、電氣及び瓦斯料金の引上げが行はれた。また去る四月には鐵鋼販賣價格の引上げも行はれてゐる。しかし價格の引上げはその影響するところが大きいために引上げるとしても自ら限度があり不十分なものたらざるを得なかつたのである。増産を必要とする現在重要産業に於けるかゝる状態は何等かの形で改善されねばならなかつた。

尤も日本内地では、この對策として低物價堅持の感前から補助金政策がとられた。しかし滿洲では

國家財政の規模から云つて補助金支出の餘地が殆んどないと云つても過言ではなく、従つて經濟平衡資金制度の如く直接國庫に依存せずに、獨特の資金制度を運営して、生産原價の安定に寄與してゆく方法が必要とされたのである。

(C) 經濟平衡資金制度の運用

經濟平衡資金制度によつて運営される資金總額については、未だ發表されてゐないが、さう大きい金額であるとは想像できない。従つて重要産業でも交付を期待し得る業種は自ら限定されることになると見られるが、その場合交付を期待される産業としては、まづ炭礦業が擧げられるであらう。けれど産業開發に伴つて工業用、交通用の石炭需要は急増してをり需給の不均衡は著るしい。しかも大東亞戰開始により、從來滿洲が依存してゐた北支炭の如きも對日供給が増大し、對滿供給の今後の増加は自然抑へられることとなるから、滿洲炭礦業の増産は絶対に必要と云つてよい。しかるに前にも述べた如く炭礦業における生産原價高は續進しつゝある。これに對しては採炭の機械化等により労働能率を向上せしむることが必要で、經營の合理的運営が行はなければならないであらう。が、究極において収益基礎を安定させることが不可欠であるのは云ふまでもないからだ。

なほ經濟平衡資金制度の實行機關としては國務總理の監督、經濟部大臣の管理のもとに運用委員會

をおくとともに、滿洲中央銀行に經濟平衡資金特別勘定を設けて、資金の受拂ひに當らせることとなる筈である。右の運用委員會は總務廳次長を委員長、關係部局の簡任官以上の關係官を委員とし、事務局を總務廳企畫處におくこととなつてゐる。經濟平衡資金制度はかやうな機構を備へて運営されること勿論であるが、その効果を如何に擧げるかは一に運営の仕方に懸つてゐる譯である。

三、滿洲開發の實績と近狀

(A) 第二期計畫の決定と重要性

滿洲開發第二期五ヶ年計畫は去る一月六日に日滿兩國政府から同時に發表された。これは二十ヶ年に百萬戸の日本内地人開拓民を滿洲に入植させようとする開拓計畫のうち、第一期五ヶ年計畫が昨年度で終つたので、更に引續いて本年を第一年度とする第二期五ヶ年計畫を決定した譯である。その目的は(一)日本内地人開拓民を中心とする民族協和を確立し、これを達成する、(二)東亞防衛の北方據點を強化する、(三)滿洲農業の改良を行ひ、増産を促進する、と云ふ三點である。特に本計畫では入植戸數開拓民二十二萬戸、青年義勇隊十三萬人を目標としてをり第一期計畫に比べてその規模は略々二倍に當つてゐる。

滿洲開拓計畫の當初の目的は、日本内地開拓民を中心とする五族協和の實現と、北方の防衛據點を強化すること、前記の第二期五ヶ年計畫の目的の(一)及び(二)は開拓計畫全體を貫く目的を本五ヶ年計畫において、特に強調したものに他ならない。滿洲開拓計畫はこのやうな民族的なまた國防的な意義をもつと共に、他方に人口配置上の意義をも持つてゐる。このことは昨年一月に發表された「人口政策確立要綱」に於て農業人口は日滿支を通じて配置すると明示してゐる點に照らしても明かだ。従つて、故で内地農村の勞力不足を理由に滿洲への開拓民送出しが困難であるとする、最近の反對論を検討してみよう。事實、内地農村における勞力不足の傾向は漸次顯著となりつゝある。昭和十五年における内地農家戸数は昭和十二年に比べて約十萬戸を減少してゐることを見ても明かである。しかしながら農家一戸當りの耕作面積について見ると、事變以來、一貫して一町歩強を示してをり、急激な變化をまだ見ることはできぬ。これは耕地面積の減少の傾向があるためである。ともかく農家一戸當りの耕作面積に變化がないと云ふことは、耕地の問題が依然として舊態のまゝであることを物語るであらう。そして滿洲開拓計畫が行はれるに至つた一環の理由が内地の農業經濟の整理しにまつたこと、換言すれば内地に残存する農家を耕地の狭少から救ふ方策であつたことを想起すれば、勞力不足と云ふ理由によつて開拓民送出しの困難を説くことは意味が少いと云はざるをえないだらう。

殊に戦時下の食糧増産を考へる場合に、内地の農業生産力は既に限度に達してをり、それを高めるためには生産機構の改善、就中、適正規模の設定、生産技術の改善等に俟たねばならない。この結果は内地の農家戸数の過剰を導きだすことになる。また日滿一體の觀點からも滿洲の土地利用による日滿の食糧増産は當然促進されねばならぬ點であらう。それはまた前述の如き國防上の意味とも結び付くものである。かくて如上の諸點からみて、開拓民送出しの意義は寧ろ現在に於て、より切實なものがあると云へる。第二期五ヶ年計畫の決定はかやうな切實な必要を反映してゐるとみてよい。

(B) 第一期計畫の實績

昨年で終つた第一期五ヶ年計畫の實績は後述の如き理由によつてその全貌は未だ判らないが、入植状況及び營農状況ともに概して良好な成績を収めた模様である。

入植状況 第一期計畫では、當初十萬戸の豫定が、その後豫算等の關係から實行計畫では八萬一千餘戸に壓縮されたが、之に對して計畫最終年度の昨年十月までに四萬二千戸の入植をみてゐる。尤も右の實數については説明を必要とする。と云ふのは一般開拓民の入植は四ヶ年を以て完了することになつてゐるから、第一期計畫全體の入植實績は、第二期の三年目即ち昭和十九年にならねば正確な數字をあげることが出来ない。従つて第一期計畫のうち入植を完了した開拓團と云へば、第一期の二

(六) 果園開拓農作物種

額別作付面積(兩)

種類	廣徳四年	廣徳七年	廣徳八年
水梨	一〇、五〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
大梨	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
小梨	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
大葡萄	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
小葡萄	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
大苹果	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
小苹果	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
大桃	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
小桃	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
大柿	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
小柿	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
大橘	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
小橘	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
大柑	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
小柑	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
大橙	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
小橙	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
大柚	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
小柚	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
大梨(兼)	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
小梨(兼)	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
大葡萄(兼)	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
小葡萄(兼)	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
大苹果(兼)	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
小苹果(兼)	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
大桃(兼)	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
小桃(兼)	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
大柿(兼)	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
小柿(兼)	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
大橘(兼)	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
小橘(兼)	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
大柑(兼)	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
小柑(兼)	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
大橙(兼)	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
小橙(兼)	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
大柚(兼)	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
小柚(兼)	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇

(C) 新農法の採用と今後の使命

しかし最近に於ては雇傭勞力に依存する經營方法から、漸次に
 プラウ(犁)、馬耕による經營に進む傾向を示してゐることは注目
 すべきだ。即ち滿洲に於て自作農を創定しこれを維持しようとす
 る經驗から、これら雇傭勞力を節減し開拓農家一戸當りに割當て
 られる十町歩の耕地を能ふ限り家族勞力で耕作するためには畜力
 と道具を利用する必要があるからだ。かゝる必要から北海道で經
 驗をもつ農家を實驗的に入植して所謂プラウ農法の導入に努めた
 プラウ農法とは畜力でプラウを曳かせて耕作を行ふ他、ハロー
 (耙)、カルチベーター等一聯の畜力耕具を用ふる農法で、その特
 徴は耕起を完全に行ふこと、除草を充分にすることである。特に

滿洲に於ける多くの雇傭勞力は除草のために充當されてゐた事情に照らしても、新農法による十町歩
 自作の見直しは充分可能と見られる。かくて今後に残された技術的な問題は、なほ低い單位當り生産
 力を新農法によつて克服してゆくために、施肥その他の耕作法を高めることであると云へよう。

第五節 敢行された總選舉と教育の改革

第七十九議會は、首相の再度に亘る大東亞建設に關する重大聲明に加へて、各議員の未會有の實績
 續りが見られ、二百四十三億圓餘に達する大東亞事業を始め政府提出の諸重要法案を短期間の裡に通
 過せしめて、大東亞戰下最初の議會にふさはしい成果を挙げた。かくて貴族院は二月十三日、衆議院
 院同十四日、全體案の審議を終了して、翌十五日より兩院共自然休會に入つた。この二月十五日に
 は、國民はシンガポール島要塞陥落の報をきき、また僅かに二旬の後は、ラングーンの完全占領(三
 月八日)、ジャバ島無條件降伏(三月九日)の報を齎され、國民的感激を愈々深くした。この國民的士
 氣昂揚の裡に衆議院議員の總選舉が、四月三十日を期して全國一齊に敢行せられた。云ふ迄もなく今
 國の總選舉は、支那事變以來の最初の總選舉であつて、戰時下國民の總意を反映せしめるものとして殊
 に事變後國內政治の中心課題たる政治新體制の確立に重大なる影響を與へるものとして、極めて重要
 なる意義をもつものであり、またその方法に於ても候補者推薦制と云ふ劃期的な現象が見られ、その
 結果に就いては、内外國民の齊しく注目する處であつた。しかもその結果は、棄權者、選舉違反の激

波を見た外、政府の期待する清新なる議員の登場を見て、今後の國民政治體制の樹立に期待する處多
いものがあつた。

一方政府は、治安の維持、行政機構の改革に引續き努力を怠らぬと共に、國民思想の根幹をなす文
教の刷新に積極的態度を示すに至り、中等學校、高等學校教育の一大改革を實施したのであつた。治
安の維持に關して特記すべきは、三月十七日の「農地制度改革同盟」、「立憲養正會」の二團體に對
する政事結社申請不許可である。農地制度改革同盟は、平野力三氏を主幹として昭和十四年十一月に
創立されたものだが、依然として舊來の農民組合たる實質を備へ、巧みに時局に便乗して階級運動の
展開を計りつゝあり、既に解消せる他の團體員に刺戟を與へ、彼等をして再出發或は本同盟へ合流せ
んとする氣運を醸成せしむる俥れを多分にもつものであつた。また立憲養正會は、田中澤二氏を總裁
として、大正十二年十一月に創立された宗教的色彩の強い團體で、日蓮主義を信條とし、昭和二十二
年を目標に議會に絶對多數を占め田中澤二の獨裁政治を實現せんと企圖し、その舉措言動は奇矯過激
に亘り、反國策的言動を繰返し、正常なる政治實費の方途を誤らしむるのみならず、戦時下にあつて
は公安を害する點があつた。かくて、政府は、第七十八議會に於て成立した「言論出版集會結社等臨
時取締法」に基き、これ等二團體に對し斷呼不許可の態度を採つたものである。

以下、この期間に於ける重要問題たる總選舉の経緯と中等、高等學校教育の改革について詳述する
としよう。

一、戦時下總選舉の経緯

(A) 實費選舉貫徹運動基本要綱の發表

第七十九議會も漸く了期に近づくに従ひ、政界の關心は來るべき衆議院の總選舉に集中されるに至
つた。周知の如く、第二次近衛内閣は、時局重大と云ふ理由で、議員の任期を一年延長し、昨春行は
れる舊の總選舉は今春に繰越されたのである。従つて、今回の總選舉は、支那事變開始以後の最初の
ものであり、戦時下に於ける國民の總意を反映するものとして、就中、戦時下政治の中心課題たる國
内政治新體制の確立に重大なる影響を與へるものとして、極めて重要な意義を有つものである。

今回の總選舉に對しても、大東亞戦争のため中にある今日、總選舉の施行を中止すべし、との議論
が、一部にはあつた。併し、政府は敢然として四月三十日を期して、總選舉を行ふことに決定し、議
會休會後の二月十七日、東條首相の發揚内相を解いて、湯淺次官を内相に昇格せしめると共に、翌十
八日の臨時開議に於て、かねて立案中の「實費選舉貫徹運動基本要綱」を決定し、次の如く之を公表

衆議院議員補選運動實現運動基本要綱

- 一、運動の名稱 「大東亞戦争完全實現運動實現運動」と稱す。
- 二、運動の目的 大東亞戦争の完遂を目標として、清新強力なる實現運動の確立を期する爲、衆議院議員補選の施行せらるゝに際し、一大學國的國民運動を開闢し、以て重大時局に對處すべき實現運動の實現を期せんとす。
- 三、運動の基本方針 (一) 選挙を機とし必勝の國民士氣を昂揚し、大東亞戦争完遂に對する舉國鐵石の決意を鞏固ならしむ。(二) 清新強力なる實現運動を確立するため、國民の眞摯純正なる政治的意欲を積極的に喚起昂揚せしむ。(三) 大東亞戦争完遂の大目的に副ひ眞に大政實現の重責に任ずべき最善の人材を議會に動員するの氣運を汎く醸成せしむ。(四) 重大時局下の選挙たるに備み、愈々選挙の合理化を徹底し、斷じて在來の情弊を一掃し、公正にして明朗なる選挙を実現せしむ。
- 四、運動の實施方策 (一) 選挙運動の徹底—本運動は右の基本方針に則り、大東亞戦争の完遂、實現運動の確立、實現選挙の實現を目標とする一大實現運動として、部落會、町内會、隣保會等の市町村下部組織は勿論、各種團體、その他有ゆる組織を動員し、活潑なる展開を期するものとす。(二) 候補者推薦氣運の醸成—實現選挙實現の實現運動として、最善候補者推薦の氣運を積極的に醸成せしむ。(三) 選挙の倫理化と戦時動員化—重大時局下の選挙に際し眞に實現選挙の實を擧げしむる爲、左の方途に依り、選挙の倫理化と戦時動員化を期するものとす。
- (一) 選挙に關する在來の情實因襲を一掃し、選挙の公正を期せしむ。(二) 一般選挙民の自覺を喚起し、選挙運動の根柢と素樸防止に努めしむ。(三) 選挙運動關係者に對しては、自覺自決、以て選民の組織を

期せしむ。(4) 戦時に即應し、選挙運動上、物資、勞力等の節約と運動方法の改善合理化に努めしむ。

これと同時に東條首相は、同日特に内閣記者團と會見し、この超非常時たる大東亞戦争下に於て敢て今次補選挙を行はんとする政府の態度に就いて、次の如く積極的に其の所信を表明した。即ち今次の補選挙は、一は「戦時下國民の總力を集結し、舉國愈々決意固くして戦争目的の完遂に邁進せしむる絶好の機會たると共に」、政府は、この選挙を通じて「支那事變以來、殊に大東亞戦争開始以來、飛躍的に發展を遂げたる時局の新展開に對應すべき、清新なる議會の成立を期待せんとするに外ならないのである」と述べ、更に政府の希望する人物の標準に就いて「政府はこの選挙が舊套を一掃して、眞に公正明朗に行はれ、これに依つて大政實現の熱意に燃え、大東亞戦争の目的完遂の爲に積極的に力を致すべき有爲の人材の、一人にても多く選出せられんことを熱望するものである」と述べてゐる。

今回の實現選挙實現運動が、從來のやうな消極的な選挙肅正に比べて、劃期的な意義を持つ點は、候補者推薦の氣運醸成にあると云へよう。これは、政府が從來のまゝで選挙に臨めば、現議員は多年の地盤を擁して横強い力を示し、政府の望む如き時局に即應した有爲の新人が多数出場することは期待出来ないからである。

(B) 翼賛政治體制協議會の結成と候補者推薦運動の展開

右要綱の發表によつて、政府は清新激濁たる新議會の誕生に對する積極的意圖を表明したが、これと共に注目すべき運動は、政府の右の意圖に即應して翼賛政治體制協議會が結成され、それが中樞となつて全國的候補者推薦運動が展開されたことである。

即ち、政府の翼賛選舉貫徹運動基本要綱が發表された直後の二月二十三日、政府は、首相官邸に、各層各界の代表的人物三十三氏を招請して、翼賛議會實現のため有効適切なる具體的方途に關し、その工夫と盡力とを依頼する處があつたが、こゝに於て、右政府の意圖を具現すべき「翼賛政治體制協議會」が、阿部信行大將を會長として結成を見るに至つた。即ち政府としては、問題の本質が國民の政治意慾を積極的に昂揚せしめる翼賛議會體制の確立にあるに鑑み、その實行に就ては、一切指導的立場を取らず、すべてを協議會員の自主的創意に委ねる方針を取つたのである。

かくて同協議會は、阿部會長の下に、十二名の小委員を擧げ、新事態に即應すべき清新激濁たる新議會確立のための總選舉實現の方途を見出すべく、研究に着手した結果、この小委員會で「候補者推薦會結成案大綱」を作り、二月二十八日の協議會總會に附議、全會一致之れを決定した。その大要は次の如くである。

翼賛政治體制協議會委員案(要旨)

- 一、本協議會は、来るべき選舉に際し、適正なる全國的推薦運動を行はんとす。
- 一、右目的を達成するため、東京に本部、各道府縣に支部を設置す。
- 一、本協議會は、今次總選舉の終了後解散するものとす。
- 一、本協議會は適時政事結社の手續を取るものとす。
- 一、本運動に要する經費は、會員の負擔、又は寄附金によるものとす。
- 一、各支部會員(十五名乃至廿名を基準とす)は、本部之を委嘱す。
- 一、本協議會に推薦すべき候補者は、各支部に於て競争の上内申し、本部に於て決定するものとす。
- 一、本協議會の推薦候補者に對しては、本部並に各支部は、夫々適當なる方法により、第三者の推薦運動を行ふものとす。

次いで、翼協は愈々地方支部の具體的構成に乗出し、阿部會長の指名で支部結成特別委員を決定した。此の地方支部は、今次總選舉の劃期的構想たる候補者推薦活動の中樞的役割を果すべきもので、三月十八日の總會で先づ一道二府四十縣の支部長を決定、直ちに阿部會長より指名し、その積極的協力を要請した。そして同二十日には残る支部長並に地方支部會員を大體決定し、同二十二日には、愈々全國支部長會議が開かれ、その席上阿部會長より、今回の推薦は「一黨一派、一地方一職域に限定されることなき舉國奉公の規模をもつもの」たるを強調した。又その内申に就ては、各區毎に原則と

して定員数を超過するやう本部で指示した。

一方、本部では阿部會長の下に推薦候補者詮衡委員會委員を決定し、この委員二十二名中には協議員中の衆議院側委員七名が全部参加した。推薦の形式は、三月末迄に各支部から推薦候補者を本部に内申し、本部の詮衡委員會で詮衡した上、總會の承認を求めると云ふ順序である。

かくて四月五日午後には沖繩縣を除く全國候補者四百六十四名の詮衡を終つた。その内譯は、現議員二百三十名（現議員總數四百二十八名の過半数）、新人二百十五名、元議員十九名である。現議員が案外多かつたとの批評もあつたが、「如何に有爲の人材でも、地方の實情において當選不可能とみられるものに對しては推薦せぬ方針」（阿部會長の三月九日に行つた記者團との會見談）であつて見れば、之も亦已むを得ぬことであらう。又支部の推薦に對しては、大體これを採用したが、中には、大局的見地から、本部に於て別の決定を見たものもある。而して、被推薦候補者は現議員を除いては豫備役軍人及び官公吏出身者、翼賛會及び翼賛壯年團關係者等が多く、また岸商相、井野農相を始め、二、三の現役官吏（退官して）が推薦立候補したのは國民の注目を惹いた。現議員に於ては翼賛議員同盟が壓倒的多数を占めてゐる。推薦された現議員を院内團體別に示すと次の如くである。

翼同二〇三（三〇八）翼亞同盟四（二七）議員俱樂部一〇（一五）無所屬一三（四四）同文會〇（三四）

（註）括弧内は所屬議員總數

これと同時に協議會本部は、演說會に文書に推薦候補者の應援を開始し、又、各支部に對しても積極的に應援せしむるよう、指命を發した。

一方、政府も、二月二十三日の内務省總務部長會議を初めとして、地方長官會議、警察部長會議、關係課長會議を矢繼早に開いて、政府の意圖を地方に滲透させ、翼賛會も亦中央協力會議を手初めに、地方協力會議、翼賛壯年團長會議を開き、更に三、四月の常會の徹底事項には翼賛選舉が中心となつて隣組まで運動を及し、又政府は、選舉修正聯盟や翼賛會と連絡して、講演、映畫その他の方法を通じて、目的達成に盡力したのである。

（C）推薦制度の問題點

しかし、この推薦制度は、衆議院議員選舉に初めて採用されたものであるだけ、その内容、方法等に就いて、種々の疑問の生じたのは當然のことであつた。例へば、候補者の推薦母體たる翼賛政治體制協議會の設立當初に於て、政府が指導的役割をなしたため、今次總選舉は政府が主體となり官選的議員の選出を圖らんとしてゐるものであるとか、或は、同協議會々員に貴族院議員が過半数（十九名）を占めてゐる點等から、憲法の條章に明記する我國兩院制度を紛淆せしむるものなり等の諸説が、そ

れである。そこで三月二十五日の貴族院本會議で大河内輝幹子は此等の意見を綜合して政府に質問したが、之れに對し、東條首相は、右の如き考へ方が徹底的に誤りであることを駁論した。その要旨は、

(一) 協議會の設立は、實質選舉確立に關し、各界の指導的人物を招請して協力を求めた結果、結成されたもので、「推薦母體の結成それ自體については政府は關與して居らず、これら各界有識經驗の士の研究工夫の結果」であつて、「これが運営についても亦、その自主的活動による處で」、かゝる協力を求めるのは「政府の當然果すべき職責を果す所以」である。(二)「協議會が如何なるものを推薦するかは政府の關知する處ではない」、(三)而して判断は國民にあるのであるから、推薦の結果國內に對立を惹起する如き憂ひはない、(四)従つて官選議員なりと稱するが如きは何等の根據もない、(五)協力を求めた人々が偶々貴族院議員たることは、その指導的資格に何等影響なく、又兩院の紛争を生ずる理由はない、と云ふのであつた。又衆議院に於ても同交會から大體同様の質問書を政府に提出したが、それに対する政府の答辯は、これ亦右とほぼ同様のものであつた。

(D) 總選舉の示唆するもの

今次總選舉に於ける立候補者数は、推薦、自由を併せて千名を突破し、全国的に見て無投票區は一區もなく、各區とも殆ど定員の二倍と云ふ狀況となつた。立候補届出締切日たる四月二十三日午後十

一時現在に於ける候補者の内譯は第一表の如くである。

(一) 昭和十六年四月三十日の選舉に於ける各派別候補者數(四月二十三日午後十一時現在)

派別	新自推	元自推	親自推	計自推
憲政	11	11	11	33
同交	11	11	11	33
他派	11	11	11	33
實業	11	11	11	33
東方	11	11	11	33
赤誠	11	11	11	33
無屬	11	11	11	33
其他	11	11	11	33
小計	11	11	11	33
計	11	11	11	33

(注) 他派内譯—興同二三(五) 議俱一三(一〇) 憲第一及無所屬三五(一一) 實業とは實業會關係者
 其他内譯—國神大衆黨五 大東亞同志會五(二) 大日本經濟聯盟二 大日本黨二 東亞聯盟一(二)
 建國會、大日本報國會、皇道國成會、皇道實業青年聯盟、明倫會各一名(括弧内は推薦數) (東京日々
 四月十四日號による)

四月三十日全國一齊に行はれた選舉の結果は、演說會の入場者が少ないこと等から棄權率は相當に多いただらうと豫想されてゐたが、僅かに一割六分八厘で、昭和五年の濱口内閣當時以來の好成績を示した。又協議會の推薦候補も、一時の危惧に反し、その當選率八七%以上の好成績を収め、當選者三

百七十八名の多数に上つた。岸、井野の両相も各高位をもつて當選した。これに反し、自由(非推薦)立候補者は立候補数六百十四名に對し、當選者は八十三名と當選率一三%に過ぎなかつた。また新人の進出も、推薦の百六十八名を中心に、推薦、自由合せて二百名に達する好成績を挙げ、選挙違反も減少し、政府の意圖する處は大體達せられた。新議員の各派別内譯を示すと次表の如くだ。

(二) 昭和十七年四月三十日總選挙に於ける各派別當選者数

派別	東方會		無所屬	
	新	再	新	元
推薦	一七六	一三三	四四	二
自由	三〇	九	二六	三

(備考) 他派内譯—無所屬一八、議員俱樂部一〇、奥亞議員同盟一二、その他内譯—國粹大衆黨、大日本黨、大東亞同志會、建國會、東亞聯盟會 一(東日五月三日、五日號による) 尙、五月四日、他派再選(自由)の鈴木正吾氏が東方會に入つたが、こゝではこれを含まず、選挙直後の狀況を示す。

尙、今回の總選挙の結果、相當有力と考へられてゐた同交會、舊社大黨系の議員が、かなり落選した半面、岸商相、井野農相を初めとする官公吏、軍部出身者、右翼陣營(七名)、實業會關係者、産報關係者、大陸建設關係者等の新人が著しく進出したことは、今後の政局に重大なる影響を與へるものとして注目すべき現象である。

二、中等高等教育の改革

内外時局の急轉回につれ、各方面に種々なる改革が加へられつゝある中に於て、獨り教育制度のみは、僅かに國民學校制度の實施を行つたに止る。併し乍ら、その根本的改革の必要は、次第に各方面から論議され、例へば昨年五月二十七日の閣議で決定發表を見た「科學技術新體制要綱」にも「國民の科學精神の涵養に資するため、必要なる教育、教科の刷新を行ふ」(第十七條)と云ふ一項目が挿入されてゐる。

この教育制度改革の必要は、大東亞戰爭の進展により、愈々痛感されるに至り、東條首相も、第七十九議會再開劈頭の彼の大東亞宣言中に於て次の如く述べてゐる。即ち「開戦以來我が國民の活動の範圍は、著しく擴大せられ、其の責任も愈々重くなつたのであつて、今や國民の素質の向上と人口の増加とは、戰爭遂行の爲めにも、將亦建設完成の爲めにも絶対に必要と爲つたのである。これが爲め、教育全般の刷新強化に大に力を致すと共に、國民保險施設及び醫療制度の根本的整備を行ひ度いと存する」と。

(A) 教育改革の具體策發表さる

更に一月二十七日の衆議院豫算總會に於て、橋田文相は次の如き改革の具體的方針を闡明した。

改革の一般方針——(一)教育制度の改革は、東亞諸民族の團結の楔たる民族政策として實施すること。(二)東亞全地域に亘つて教育方針の統一を計ること。(三)文部省自ら共榮圈内における思想文化の指導機關として活動すること。(四)大東亞教育の重要性に鑑み、練成教育に主眼を置くと共に、各方面から有爲な人材を教育界に集中すること。

具體的方針——(一)教育者の指導者を養成するため速かにこれが最高養成機關を設置すること。右の最高養成機關は師範大學と呼ぶか否かに就ては決定してゐないが、一般の學術研究府とは別個にこれを設置する。而してこれが入學者は専門學校に昇格した師範學校並に高等學校の卒業生とし、教育者としての最高訓練を施すこととする。(二)教育振興機關として育英保險制度を速かに確立する。育英保險金庫並に育英保險制度は、すでにドイツに實施されてゐるが、文部省としても豫て研究中のものであり、而も諸般の情勢より見て速かに實施を要するものがあるので、豫算その他につき關係各省と協議の上可及的速かにこれが實現を圖る。(三)舊制度下の師範學校卒業生に對しては、再教育を行ひ、新制度下における卒業生と同様の待遇を與へる。(四)教育方針統轄の見地より既存の教育團體を一元的に統合すること。(五)教育行政機關の改革としては、各地方廳の中に教育専門の行政官を設置すること。

以上の如く、橋田文相の理想は非常に雄大、且つ劃期的のものであり、これに要する經費として、橋田文相としては、四億圓位の文部省の豫算増加を希望してゐる。併し乍ら現在の教育費を見るに、全國を通じて六億五千萬圓で、その内國庫支出は僅か一億七千萬圓に過ぎない。之れを國民學校に就

て見ると、その經費三億數千萬圓中、國費は僅かに八千萬圓である。又青年學校に至つては、三百十五萬人の生徒に對して、國庫は七百萬圓を支出してゐるに過ぎない。而も此等經費の大部分は職員俸給その他の經費に使はれ、研究費などは至つて尙に僅少である。橋田文相の教育費四億圓増額案は未だ同相一人の信念に止つてゐるが、併し中學校科學教育の改革、高校教育の全面的革新等、着々前掲方針は實施されつゝある。

(B) 中等學校科學教育の改革

中等教育の改革は、中學校に於ては昭和六年以來、女學校に於ては明治四十四年以來のことである。今回の改革は取敢ず科學教育に重點を置き、中、女學校における數學及び理科の教授要目を根本的に改正したもので、三月五日發表された改正要旨は、次の如くで、新教科書の出版を待たずして、早くも四月の新學期から實施することゝなつた。

一、既成の學術的體系にこだはることなく、生徒の智的能力を伸長するに適切な體系をとつたこと。即ち今迄數學の場合は算術、代數、幾何、三角に分けてゐたのを數學一本とし、唯だ便宜上今迄の算術、代數の如き數量的體系に屬するものを、數學第一類とし、幾何、立體幾何、三角の如き空間的體系に屬するものは、數學第二類とする。但し女學校では、この分類をなさず、生活に即した瓦斯メーターとか株券の計算等のやうな實際に即した數發教育を行ひ、科學の進歩と共に前進し得る素質を持たせる。又理科の場合は、今迄博物

(動植物)、物理、化學に分けてゐたのを、生命現象を主とする「生物」と生命なき現象を取扱ふ「物象」とに二分し、種類、形態から更に作用を正しく把握せしめる方向に導く。

二、教材の選擇は、國民の日常生活に有効適切な事項、産業及び國防上重要な事項、識見の長養に資すべき事項の三點を眼目とする。

三、觀察、實測、作圖等の具體的操作を學習の基礎とし、知行一致の修練と發見創造の力の養成に努める。

四、直観を重視すると共に、抽象、分析、綜合する働きを練磨するやうに仕向ける。

即ち國民學校の理數科教育の基礎の上に立つて、その擴充發展を計り、科學知識を活用せしめ、創造の材幹を啓發しようとするのである。從來我國の普通教育に於ける理數科目は、學問の體系に直接順應し、極めて分科的に取扱はれ、日常生活に活用されてゐなかつたから、今回の改革は、國民の科學的素質を向上せしむるに大いに役立つであらう。併し乍ら、此の大改革の實際に當つては、教授細目の決定、設備の改善も肝要だが、教育者の再教育を如何にして實施すべきかが、先づ問題とならねばならない。

(C) 全面的に革新された高等學校教育

更に高等學校教育に就ては、修學年限が從來の三年から二年半に短縮されたため、當然學科、課程を改正する必要が生じた。そこでこれを機會として新時代に即した全面的な大改正が加へられた。この

改正は、文字通りの全面的な大改革で、前述せる中等學校の場合の如く科學教育のみに限らず、教育方針の劃期的轉換とも稱し得るもので、日本的性格に基づく教育の一進路を示すものとして、多大の注目を拂はるべきものだ。三月二十三日文部省から發表せられた改正の要旨は、高校教育の目標を指導的人物の養成にありとして、先づ次の四項目を掲げてゐる。

一、皇國の道を修め、世界における皇國の使命を體得し、克く國家の重きに任じ、大東亞新秩序建設の大業を翼賛し奉るべき材幹を練成すること。

二、至誠殉忠にして、敬神崇祖の念に篤く、氣節を尚び、廉恥を重んじ、剛毅果斷にして、進取の氣象に富む指導的人物たらしむること。

三、心身一體の鍛鍊を重んじ、質實剛健の氣風を振勵し、高邁闊達の氣宇を涵養すること。

四、知行一如の學風、自發的共同的實踐的なる實習を重んじ、思索を精にし、識見を長じて、文化創造の根柢力を培ふこと。

右は從來の「高等學校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ、特ニ國民道德ノ充實ニ力ムヘキモノトス」(高等學校令第一條)と云ふが如き抽象的規定に比すれば、時局の要請に即應してよく高校教育の積極的任務を明示したものと云へよう。

次に此の目標を具現すべき全課程の形式と内容が要旨中に規定されてゐるが、今回の改正の具體的な祖ひは、

一、學科を統合して重點主義を採ると、もに全學科の有機的關係を重視し、簡潔で力強い全一的な人物の教育が望まれたこと。

二、教育の全體を通じ、常に校長をはじめ教師の人格が十分に反映し、師弟同行、俱學俱進の實を擧げて、濃烈たる校風の興るやうに配慮されてゐること。

三、古典の味讀、忠臣烈士先哲偉人の事蹟遺芳の景仰、民族興亡の歴史の回顧等を通じて魂による感得と、演習、實驗、生活訓練等實踐による體得とをもつて、あらゆる學科の指導を貫かうとしたこと。

にあり、此の方針の下に學科名や授業時間にも一大改革が加へられた。そして特に演習の形式による學習指導を重んじ、師弟相磨し、以て生活の訓練と心身の鍛錬を行はしめんとしてゐる。

この改革案は四月の新入生から實施される。以上を通過して感ずることは、この改革の徹底性である。高校教育は眞にその行くべき道を見出したとも稱し得よう。併しこの實行には、中等學校の場合と同様、教育者の再教育が必要と見られ、而も高校の場合は、問題が全教科に及び今迄の専門的分派主義を有機的に再編成せねばならぬだけに、その實行には數多の困難が認められる。教育者も餘程の決心で實行に着手しない限り、折角の良案も、その實效は仲々擧がらぬであらう。

大東亞戰爭戰況發表

(自昭和十七年二月十六日 至昭和十七年四月三十日)

二月十六日

戦傷を負ひたるも依然陣頭に立ちて指揮をとりつつあり

大本營發表 (午前十一時四十分)

大元帥陛下には本日陸海軍幕僚長を召させられ南方方面陸軍最高指揮官ならびに聯合艦隊司令長官に對し左の勅語を賜はりたり

馬來方面ニ作戰セル陸海軍部隊ハ緊密適切ナル協カノ下ニ困難ナル海上襲撃並輸送ト果敢ナル上陸作戰トヲ斷行シ熾烈ニ耐ヘ奮勇ヲ用シ長驅電撃陣所ニ勁敵ヲ破リ神速克ク新嘉坡ヲ攻略シ以テ東亞ニ於ケル英國ノ根據ヲ覆滅セリ

大本營發表 (午後一時)

レンガポール島要港攻略戰の第一戦兵團長たる中岡陸軍中將は二月十日ブキチマ附近の激戦において

二月十七日

大本營發表 (正午)

レンガポール島(港)は自今昭南島(港)と呼稱することに定められたり

二月二十日

大本營發表 (午前十一時五十分)

スマトラ、ジャバ方面を制歴中の帝國陸軍航空部隊は昨十九日西部ジャバ、バイチンゾルグ飛行場(バダヴィヤ南方)を襲撃し米機敵機二十七機を殲滅せり、われに損害なも

大本營發表 (午後一時)

帝國陸軍部隊は緊密なる協同のもとに二月二十日未明チモール島クーバンおよびデイリー方面に敵前上陸を敢行せり

情報局発表 (午後一時)

今般帝國軍の作戦がポルトガル領チモールにおよぶのやむを得ざるに至つたので帝國政府は本二十日同領が昨年來英蘭兩國軍に不法占據せられたる経緯と帝國の公正なる態度に關し左の通り聲明を發表した帝國政府聲明 昨年十二月十七日英蘭兩國軍は葡領チモール總督の拒否に拘らず同領に侵入しこれを占據するの措置に出たり、自來英葡兩國間に撤兵方の交渉開始せられ葡國政府は事態改善のため努力したる模様なるも事態は何ら變更をみずして今日にいたるところ今般葡領チモールに對するわが方作戦の進展に伴ひ自衛上帝國軍は葡領チモールにある英蘭軍兵力を驅逐するの必要に迫らるるに至れり、英蘭兩國の國際信義を無視せる行爲のため多大の迷惑を受くるに至りたる葡國の立場は帝國の十分諒とするところにして帝國政府は葡領チ

モールの領土保全を保障しかつ葡國政府が中立の態度を維持するかぎり自衛上の目的達成の上は導かに兵力を撤收せんとするものにして帝國は葡國に對し何ら他意ある次第にあらざることここに開明す

大本營發表 (午後四時三十分)

帝國海軍航空部隊は二月十九日濠洲本土北岸敵最大の海軍基地ポート・ダーウインに對し大舉大攻撃を敢行し所在敵航空兵力ならびに在港敵艦艇、船舶を覆滅し、さらに陸上重要軍事施設の大半を爆破せり、戦果左の通り

(一) 擊破敵機 所在敵機全部(二十六機)(二) 擊沈艦艇船舶 六千トン級特設巡洋艦一、驅逐艦二、驅逐艦一、輸送船九、驅逐艦(大破)一(三) 爆破または炎上せる陸上施設 東西兩飛行場、格納庫全部(三棟)兵舎(二棟)海軍司令部、官廳街、棧橋、本攻撃においてわが方二機を失へり

大本營發表 (午後六時)

(註) 同港在泊中の病院船には攻撃を加へず

帝國陸軍航空部隊は昨十九日ジャバ島バイテンゾル飛行場の攻撃に引つづき、さらに午後五時大舉してバンドン西飛行場を猛襲し米、敵機十九機を撃破せり、この日におけるジャバ方面の綜合戦果は擊破敵機四十六機にしてジャバ島米蘭聯合空軍に對し壊滅的打撃を與へたり、わが方未だ二機歸還せず

二月二十一日

大本營發表 (午後十一時)

(一) 帝國海軍航空部隊は二月十八日スマラバヤ大空襲を敢行し米新鋭機十三機を撃破しさらに同港潜伏中の敵艦艇五隻に命中弾を浴びせ大損害を與へたり本攻撃においてわが方二機未だ歸還せず(二) 帝國海軍部隊は二月十七日チモール島クーバンを襲撃し敵砲臺ならび兵舎、倉庫群二十棟を爆破し、同方面所在の敵船三千トン級一隻を撃沈せり(三) 帝國海軍艦艇は二月十七日、十八日スマトラ島方面において敵特務艦一隻を撃沈し、英驅逐艦一隻、掃海艦一隻を

よび英、蘭船各一隻を拿捕せり

大本營發表 (正午)

マレー方面帝國陸軍部隊の新嘉坡島要塞攻撃戦において收めたる戦果の主なるもの左のごとし

(一) 俘虜 軍司令官以下總數七萬三千(將官級二十八名)なほ負傷兵約八千は市内主要ホテルに收容治療を加へつつあり(二) 鹵獲品 大威力重砲その他各種火砲約三百門、機關銃二千挺以上、小銃約五萬挺戰車(裝甲車を含む)約二百輛、各種自動車約一萬臺、自動二輪車約二百臺、彈藥、大威力重砲彈のほか極めて多數、その他軍需資材多數、船舶一萬トン級汽船一隻、五千トン級タンカー三隻、その他大小舟艇多數(三) わが軍の損害目下調査中なるもジョホール水道渡過後の戦死傷者は約三千の見込みなり

大本營發表 (午後零時十分)

帝國陸軍航空部隊は昨二十日引きつゞき西部ジャバカリジャチ飛行場を大舉攻撃し、米蘭機二十七機を撃破し、かつ飛行場諸施設を爆破炎上せしめたり

大本營發表 (午後三時十五分)

大本營發表 (午後三時十分)

東方なる帝國陸軍新鋭部隊は二月十五日早朝ムン河を越江して、さきにパレンパン飛行場を占領せる陸軍部下部隊と協同し同十七日南部スマトラ島の要衝パレンパンを完全に占領せり

二月二十三日

大本營發表 (正午)

スマトラ、ジャバ、ビルマ各方面に航空隊を飛行中なる帝國陸軍航空部隊は二月二十一、二十二の兩日にわたりジャバ島バイテンゾルグ、カリジャチ、バンドン、ビルマ領トングリ、ベセイン各飛行場を大舉攻撃し米英兩機三十九機を撃破せり、わが軍の損害未詳一機、大破一機なり

大本營發表 (午後四時十分)

帝國陸軍部隊は雲霧なる協同の下に二月十九日バリ島南部の要地デン・パサルを完全に占領せり

二月二十四日

バリ島方面海軍機動作戦實施中帝國海軍水雷戦隊所屬〇〇駆逐隊二隻は二月二十日午前時同島東方ロンボタ水道において連洋艦二隻驅逐艦三隻よりなる敵米海軍聯合部隊に遭遇するや直に攻撃に轉じ午前零時四十分砲火を開き戦闘十分にして敵駆逐艦二隻を撃沈、他の一隻を大破せしめ、さらに逃走を企てたる敵連洋艦二隻を急追午前三時十五分にいたり再度これと交戦せり、また分隊行動中の同隊驅逐艦二隻も急遽南下し來りこの敵を攻撃せしが敵はわが砲撃により損害を受け倉皇として夜陰にまれどわが視界外に逃走せり、本戦闘においてわが方驅逐艦一隻損害を受けたるも戦闘航海に支障なし

二月二十二日

大本營發表 (午後三時)

帝國陸軍部隊はわが海軍部隊と緊密なる協同の下に二月十五日未明ベンカ島ムントラ附近の敵前上陸に成功し同日夕刻島東岸の要衝バンカルピナンを占領し、さらに戦果擴大中なり

大本營發表 (午後四時十五分)

帝國海軍部下部隊は再び二月二十日チモール島タパン附近に奇襲降下し目下所在の敵を撃破しつつ進軍中なり

大本營發表 (午後五時四十五分)

帝國陸軍部隊は二月二十日朝スマトラ島東南端の要衝タンジュン・カランを占領せり

二月二十五日

大本營發表 (午後一時三十分)

帝國海軍艦は昨二十四日夜間、米國カリフォルニア州沿岸の軍事施設を砲撃し大なる戦果を収めたり

大本營發表 (午後四時三十分)

二月十九日米西部ジャバ方面に航空隊を飛行中の帝國陸軍航空部隊は昨二十四日朝日に引續き數次にわたりジャバ島主要航空基地たるバンドン、バイテンゾルグ、チリリタン、バタワイヤ各飛行場を反覆襲撃し敵機六十八機を撃破し残存米海軍航空軍に對し致命的打撃を與へたり、本戦闘間バタワイヤ

港を攻撃せる部隊は敵艦船群に猛烈を加へ、輕巡一隻、三千トン級汽船二隻に多數の命中弾を與へたり、わが軍の損害大破一機なり

二月二十六日

大本營發表 (午後五時)

西部ジャバ方面に航空隊を飛行中の帝國陸軍航空部隊は昨二十五日さらにカリジャチ飛行場を襲撃し残存敵機三十七機を撃破せり

大本營發表 (午後四時四十五分)

帝國海軍航空部隊は二月二十一日ニューギニア島北東方數百哩の洋上に航空母艦を含む有力なる敵部隊を発見、機を逸せず敵上空に殺到、敵戦闘機群と壯烈なる空中戦闘を交へその一部は猛烈機體もろとも體當りを以て敵航空母艦を大破、大火災を生ぜしめ他の軍艦一隻にも大損害を與へ、敵戦闘機十機を撃破せり、本攻撃に於て我方未だ還らざるもの九機なり (註)右の航空母艦はその被害状況等より察し撃沈せられたるものと認めらるるも、その終焉まで見届く

も重らざりしを以て沈没破棄ならず

二月二十七日

大本營發表 (午前十一時五十分)

(一)その後の詳報によればペリ島沖海戦の戦果左の通りなること判明せり、駆逐艦四隻(米國二隻、蘭二隻)撃沈、巡洋艦二隻、驅逐艦一隻大破(二)帝國海軍航空部隊は二月二十二日チモール島附近において蘭機三機ヤン・ファン・ブラーケル型一隻、三トン級敵船一隻を爆破炎上せしめ二萬トン級商船一隻を爆沈せり

大本營發表 (正午)

ビルマ方面帝國陸軍航空部隊は一昨二十五日マンガレーおよびミンガラドン飛行場を大舉襲撃し敵機三十四機を撃墜せり、わが軍の損害未だ歸還せざるもの三機なり

大本營發表 (午後三時十五分)

繼に米英蘭聯合空軍の大半をストラバヤ方面に撃滅せる帝國海軍航空部隊はさらに十八日以来二十五日まで

機動上陸しこれを占領せり、昭南島における軍主力は爾後作戦を準備中にして將兵の士氣いよ々々旺盛なり、昭南市の接収は極めて順調に進捗し情勢もまた迅速に回復しつつあり、その概要次の如し

- 一、總督、民政長官をはじめ英人官吏は比較的多く残留しありてわが接収業務を容易ならしめあり
- 二、英人非戦闘員一千三百二十名は昭南市郊外に收容保護を加へつゝあり
- 三、通信施設は多少破壊せられたるも機能概ね完全にして斯々修理復舊しつつあり、但し無線局、放送局等は完全に破壊せられあり
- 四、チャンギー監獄に監禁中の在留邦人二十八名を發見收容せりなほマレー在留邦人千六百名は一月七日インドに遷送されたもの如し
- ビルマ方面 モールメンを占領しサルウイン河左岸地區に進出せる帝國陸軍部隊は二月十日周到なる準備の下に敷方向より果敢なる敵前渡河を敢行す

でに蘭印全土ならびにニューギニヤ島に残存する敵機九十九機を撃墜破せり

大本營發表 (午後四時)

スマトラ方面帝國陸軍部隊は二月二十四日夕南都スイトラ西岸の要衝ベンクレンを完全に占領せり

二月二十八日

大本營發表 (午後零時十分)

わが蘭印方面所在艦隊主力は二十七日午後六時ジャバ海において敵南太平洋聯合艦隊主力を捕獲激戦を展開、敵巡洋艦一隻、驅逐艦三隻を撃沈し、目下殘敵追撃中

大本營發表 (午後三時)

帝國陸軍部隊の二月九日以降同二十五日に至る間における南方各方面の戦況左の如し

マレー方面 マレー方面帝國陸軍部隊はシナガポール島要塞攻略後昭南市内外の治安の回復に努力すると共に二月十八日有力なる一部をもつてプタム島及びサムボ島に、二十日ピンタン島にそれぞれ

日午後一時サルウイン河口の要衝マルダバンを攻めし引續き爾後の作戦を準備中なり、二月以降における主なる戦果中判明せるもの左の如し

遺棄死體三千五百三十七、俘虜二千三百九十八、鹵獲品戦車(裝甲車を含む)十二輛、火炮八十八門、機關銃百六十一挺、銃器一千三挺、自動車五百七十七輛、銃砲彈約五十萬發、鐵道車輛二十輛、その他各種軍需資材多量

また陸軍航空部隊は地上部隊に密に協力してその進攻作戦を容易ならしめると共にしばしばミンガラドン、レダ、トンギー、マンガレー、バセイ各飛行場を襲撃、航空隊攻撃を敢行しビルマ英空軍の再建企圖を破砕しつつあり、この間の戦果撃墜敵機六十四機なり

比島方面 バタアン半島及びコレヒドール島に盤伏しある殘敵に對し陸海より完全に連絡を遮断すると共にこれが掃滅戦を續行中にして戦況豫期の如く進捗しつつあり

蘭印方面 一、スマトラ島に作戦せる帝國陸軍部隊

は二月十五日一部をもつてベンカ島ムントクに上陸しベンカ海峡を犯したる後主力をもつてムシ河を通航しききに蘭印第一の油田地帯たるバレンパンに奇襲降下せる帝國陸軍落下傘部隊と協同し同十七日激戦の後同地を完全に占領しその重要施設を略取すると共に有力なる一部は機を失せず南進して二十日南部の要地タンジュンカランを、二十一日バレンパン西南方百五十キロのラハト、二十四日ベンクレンを攻略し、旬日を出ずして南部スマトラ要域大部の戡定を終了せりバレンパン攻略戦果の主なるもの左の如し

戦果の主なるもの左の如し
戦果品 戦車十六輛、火炮二十三門、鐵道車輛約五百輛、その他各種資材多量、俘虜約四百名はムントク上陸部隊は十五日夕その一部をもつてバルカルビナンを占領せり

二、蘭領ボルネオ島に作戦中の帝國陸軍部隊は一月三十一日タナーゴゴトに上陸せる部隊をもつて陸路四百キロを踏破し二月十日南東部ボルネオ州の首府バンジエラマシに突入してその飛行場

六日までに俘虜約二千三百を得たり六、陸軍航空部隊、ジャバ、スマトラ方面に作戦中の帝國陸軍航空部隊は連日果敢なる航空襲撃戦を敢行しスマトラ、西部ジャバ方面米蘭聯合空軍の大部を殲滅せり、その戦況次の如し

スマトラ方面 二月六日以来五次にわたりバレンパン、タカンベルの各飛行場を長距離襲撃しスマトラ蘭印空軍を殲滅せしめると共に陸軍落下傘部隊のバレンパン奇襲降下に當りては大舉出動して南部スマトラ地区敵残存空軍の運動を完全に制壓し軍行動を容易ならしめたり、この間の戦果、撃破敵機四十四機なり

西部ジャバ方面 二月十九日來八次にわたりバインソルグ、バンドン、カリジャチ、バタビヤ、チリリタン各飛行場を連日襲撃してジャバ方面米蘭聯合空軍の大部を殲滅せり、この間の戦果、撃破敵機二百十八機なり

英領ボルネオ方面 北部英領ボルネオにおいて戡定作戦を續行中の帝國陸軍部隊はマアルズ湖附近に

及び市街を占領確保し引續き周邊の敵を掃蕩中なり、またボンチャナツク一帯を確保し引續き西部ボルネオ地區に作戦しある部隊は二月十三日來その一部をもつてカブアス河を通航してサンゴウ及びシンタン附に機動し十六日シンタンを占領せり

三、小スンダ列島方面に作戦せる帝國陸軍部隊は海軍部隊と緊密なる協同の下に二月十九日バリ島南海岸に上陸し直ちに要地デンバサルを衝き同地及びその飛行場を占領せり

四、大スンダ列島方面に作戦せる帝國陸軍部隊に海軍部隊と緊密なる協力の下に二月二十日未明敵の猛火を押しチモール島デリー附近及びクーパーン附近の上陸に成功し所在の敵を撃破して戦果擴大中なり、クーパーン附近において獲得せる俘虜は漆洲兵約千五百にしてチモール州副理事官並に檢察官もまたわれに投降せり、またデリーにおいて監禁中の邦人三十一名を救出せり

五、アンボン島上陸部隊は二月二日アンボン市を占領後引續き全島の戡定作戦を續行中にして二月

奮動する敵を攻撃し二月六日要衝クダットを占領せり
ビスマルク群島方面 英領ニューブリテン島に作戦中の帝國陸軍部隊は引續き残敵を掃蕩中なりしところ二月上旬概ね同島の戡定作戦を終了せり、作戦開始以來同島において得たる俘虜總数はラバウル總指揮官スカロン大佐以下六百九十七なり

大本營發表 (午後三時四十五分)

大島島(舊ウエーキ島)海軍部隊は二月二十四日未明敵航空母艦一隻、巡洋艦二隻驅逐艦六隻を發見、同島陸上砲臺は直ちにこれを砲撃し、敵巡洋艦一隻に火災を生ぜしめ驅逐艦一隻の艦尾に命中弾を與へ、又同方面所在海軍航空部隊は敵大型巡洋艦一隻の後甲板に爆弾を命中せしめたるほか、敵機五機を撃墜し、更に所在航空部隊の總力をもつてこれが撃滅を期し發展せるも、敵は逸早く遁走し、洋上遠く船降せり、本戦間においてわが方駆逐艦一隻沈没、陸上施設に輕微なる損害を蒙り數名の死傷者を生じた

三月一日

大本營發表 (午後四時)

一、ジャバ方面海戦において三月一日早朝までに列明せる戦果左の通り(一)スラバヤ方面海軍作戦部隊は二月二十七日薄暮より二十八日未明までに敵米英蘭聯合艦隊に属する巡洋艦三隻、驅逐艦六隻を撃沈、巡洋艦四隻を大破せり(註本海戦をスラバヤ沖海戦と呼稱す)(二)パタビヤ方面海軍作戦部隊は三月一日早朝米大巡一隻、濠洲一隻を撃沈せり

(註本海戦をパタビヤ沖海戦と呼稱す)

二、この兩海戦においてわが蘭印方面所在艦隊は西南太平洋方面敵艦隊主力を概ね殲滅し、なほ残敵掃蕩中なり

三、わが方の損害は驅逐艦一隻小破せるも戦間航海に差支へなし

大本營發表 (午後四時五十分)

帝國海軍航空部隊は二月二十七、二十八の兩日に互

一萬五千、撃破破飛行機五百九十一機、撃沈被艦艇及び船舶百一隻、鹵獲品、飛行機十七機、戦車(裝甲車を含む)四百五十輛、大威力重砲その他各種大砲六百三十門、機關銃二千五百五十挺、自動小銃及び小銃五萬二千六十二挺、各種自動車一萬三千八百三十輛、鐵道車輛八百三十二輛、大小船舶その他兵器彈藥資材多数

(二)わが軍の損害 戦死三千二百八十三名、戦傷六百一名、飛行機自爆八、未歸還二十八、不時着その他損害三十六、計七十二機

大本營發表 (午後五時四十分)

機隊掃蕩中のスラバヤ方面海軍作戦部隊は更に一日午前十一時クラガン北方海面逃走中の英甲巡一隻並に驅逐艦二隻を撃沈せり

三月三日

大本營發表 (午後五時三十分)

蘭印方面所在帝國海軍作戦部隊は二月二十七日より三月一日に至るスラバヤ沖、パタビヤ沖兩海戦にお

りその主力をもつて西部ジャバ海の敵艦隊を索めて攻撃し、スンダ海峽において三千トン級軍艦一隻を撃沈せしめるとともに巡洋艦二隻、驅逐艦一隻に各確實に直撃弾を命中せしめ、これに多大の損害を與へたり

三月二日

大本營發表 (午後零時二十分)

新設帝國陸軍大部隊はわが海軍部隊護衛の下に昨一日未明空、陸、海よりする敵の猛攻反撃を押しつゝジャバ島東部、中部、西部各方面の横行上陸に成功し引續き戦果擴大中なり、本上陸作戦におけるわが船團の損害判明せるもの沈没一隻、擱坐三隻なるも擱坐過半終了せるものにしてこれが人員の損害殆ど皆無なり

大本營發表 (午後四時三十分)

マレー方面帝國陸軍部隊のマレー上陸以來レンガポール島要塞攻略までに收めたる綜合戦果次の如し(一)敵に與へたる損害 俘虜九萬五千、遺棄死體約

いて同方面敵艦隊を撃滅せり、その戦果左の通り

(一)撃沈せる敵艦隊主力ヒューストン米甲巡、エクスター英甲巡、パース藤乙巡、ホバート濠乙巡(轟沈)、デ・ロイナル蘭乙巡、ジャバ蘭乙巡(二)その他撃沈せるもの潜水艦七隻、驅逐艦八隻(うち二隻大損害擱坐)、砲艦一隻、掃海艦一隻、本海戦においてわが方掃海艦一隻沈没、驅逐艦一隻小破せり

(註)(一)ジャバ沖海戦において撃沈と傳へられたるヒューストン型一隻はオリガスタの撃沈なりしこと判明せり(二)ジャバ沖海戦において大破間もなく沈没と發表せるデ・ロイナルはトロンプなりしが如し(三)さきにスラバヤ沖海戦において巡洋艦四隻大破と發表せしところ中二隻はその後パタビヤ沖海戦において撃沈せられたるもの、他の二隻は夜間激戦中驅逐艦または砲艦などを巡洋艦と誤認せるものなること判明せり

三月五日

大本營發表 (正午)(一)三月四日未明敵機約三十機南

島島上空に出現、われ直ちに反撃を加へ敵機七機を撃墜、交戦約一時間にしてこれを撃退せり、本戦闘においてわが方建物一棟炎上、死傷八名を生じたり

(二)三月五日早朝本州東方洋上に敵、味方不明の飛行機発見の報ありたるをもつて空襲警報により帝都並に所要地域の警戒を厳にせるも右は味方機なること確認せられたり

(註)敵機未だ直接わが本土に出現せざるも今後一層警戒を要する状況にあり

大本營發表 (午後四時)

ジャバ島南方インド洋に進出中の帝國海軍部隊は三月二日ジャバ島チラチャツア沖において英艦隊スエズホルドを、また翌三日米艦隊アセウルを捕獲、交戦少時にしてそれら撃沈せり、本戦闘においてわが方損害なし

大本營發表 (午後四時三十五分)

比島方面帝國海軍部隊は三月二日ミンダナオ島西端の要衝サンボアンガ敵前上陸に成功、所在の敵を撃破しこれを完全に占領せり

大本營發表 (午前十時四十分)

(一)帝國海軍航空部隊は三月三日濠洲本土西北岸の要衝ブルームを急襲し發進準備中の敵最新飛行艇群その他を攻撃し所在機全部二十八機を撃破せり本攻撃に並行し他の一隊はウインダムを襲ひ敵輸送機一機及び格納庫一棟を銃撃炎上せしめたり

(二)帝國海軍航空部隊は三月一日、二日東部ジャバ島及び同島以東スンダ列島各敵航空基地を徹底的に攻撃し残存機、新來機合計二十六機を撃墜破せり

(三)帝國海軍部隊は三月四日大舉ジャバ島バンドンを強襲し敵機十八機を撃墜破せり

大本營發表 (午前十一時三十分)

ジャバ方面帝國陸軍部隊は隨所に敵の抵抗を撃破しつつ進撃を續行し昨五日午後九時三十分敵首都バダビヤを完全に攻略せり

海軍省發表 (午後三時)

と案を具し秘かに各上官を経て聯合艦隊司令長官に依頼せるものなり

聯合艦隊司令長官は慎重検討の結果成功の確算あり收容の方策また講じ得るを認め志願者の熱意を容るゝこととせり

特別攻撃隊

昭和十六年十二月八日開戦勇挺身敵米國、太平洋艦隊主力を布哇軍港に襲撃し友軍飛行機隊と呼應して多大の戦果を挙げ帝國海軍軍人の忠烈を克く中外に宣揚し全軍の士氣を顯揚したるは其の武勳拔群なりと認む仍て茲に感状を授與す

昭和十七年二月十一日

聯合艦隊司令長官 山本五十六

大本營發表 (午後三時)

特別攻撃隊の壯烈無比なを真珠港襲撃に關しては既に公表せられたる處、この全世界の心臓を寒からしめたる攻撃の企圖は攻撃を實行せる岩佐大尉以下數名の將校の着想に基づくものにして、數ヶ月前一旦腹案あらばこれをもつて盡忠報國を本分を盡し度し

と案を具し秘かに各上官を経て聯合艦隊司令長官に依頼せるものなり

聯合艦隊司令長官は慎重検討の結果成功の確算あり收容の方策また講じ得るを認め志願者の熱意を容るゝこととせり

本壯舉に参加せる下士官また帝國海軍優秀者中の最優秀なる人物たり、何れも参加將校の平素より固く信頼せる部下にして各上官と生死を共にすることを念願しありしを以て、今回の企圖に際しても特に志願者を募ること無く淡々たる心境の裡に各上官よりそれら隊員として参加せしめたま旨願出、聯合艦隊司令長官より希望通り参加を命ぜられしものなり爾來部内に對しても嚴に機密を保持しつつ短時日の内に用兵者、技術家渾然一體となり工員に至るまで不眠不休晝夜兼行にて製造實驗に或は準備訓練に心血を注ぎたる結果、今次開戦に先立つ緊急の際に完成を見たるものにして、攻撃に参加せる將士の盡忠無双の精神及技術工作關係者の熱誠と共に帝國海軍の卓越せる技術を廣く世界に誇るに足らん

圖して實行に當りては敢てに關し萬全の方策を講ぜられたるは勿論なるも、敵主力を攻撃したる後は善

某月某日枚を術んで壯途に就き眞珠灣目指して突進し沈着機敏なる操縦により嚴重なる敵警戒網並に復

午後四時三十一分(布哇時間七日午後九時一分)即ち布哇における月出二分後眞珠灣内に大爆發起り、火

國海軍の傳統を遺憾なく發揮せるものにして今次大戦勢頭の一偉勳といふべし

三月七日

大本營發表 (午後三時三十分)

開戦以來三月七日迄に判明せる帝國海軍の綜合戦果下の通り

三ヶ月間の帝國海軍の戦果のうち撃沈破せしめたる敵主力艦で艦名判明せるもの左の通り

大破 〇米國ネバダ型二隻、メリーランド型一隻、カリフォルニア型一隻

航空母艦 撃沈 〇米國 レキシントン、ラングレー (水上機母艦)新式中型空母

認せるものか熾烈なる對空射撃を開始せるを確認せり、また同日午後六時十一分(布哇時間午後十時四十分)特別攻撃隊の一艇より襲撃成功を無線放送午後七時十四分以後放送杜絶、同時期ごろ自爆若くは撃沈せられたるものと認めらるゝものもありたり、

出發に際しては攻撃終了せば歸還すべき命を受けりしも遂に歸還するものなかりしは、或は味方航空部隊の爆弾、魚雷雨下しつゝある敵艦に肉薄(史上

戦艦 五二 四 小破一、修理完成

甲巡 四 一 小破一、修理完成

乙巡 二四 八 修理完成

驅逐艦 八一〇四 六五 沈没四、中破一、沈没四、特殊潜航艇沈没五

潜水艦 四 四 一五 沈没四、特殊潜航艇沈没五

砲艦 七 六 一 沈没一、大破一、

特務艦 二 一 三 二 一 沈没一、大破一、

掃海艦 四 二 二 沈没一、大破一、

魚雷艇 九 一 一 沈没一、大破一、

飛行機 四六一 一、〇七六 一、五三七 歸還一三

撃破炎上 同上合計 自爆及未

調査中 沈没二七

(六〇萬噸) (三〇萬二千噸)

二九七

ダジャバ、デ・ロイナル、スマトラ、トロンプシ
かして米英蘭が保有する残存軍艦数は最近就役せ
るものと今後就役し得ると考へられる損傷艦数も
加へ多く見ても左の如く推定される

戦艦 米國一三隻、英國一三隻
航空母艦 米國五隻、英國八隻
甲級巡艦 米國一四隻、英國一三隻
乙級巡艦 米國二二隻、英國五四隻
驅逐艦米國一八〇隻、英國一八五隻、オランダ二隻
潜水艦 米國八五隻、英國四〇隻、オランダ一〇隻
(英國の数字は濠洲その他屬領を合算)

大本營發表 (午前十一時四十五分) (一)帝國海軍航空
部隊は二月二十七日スマラバヤ沖海戦に先立ちバリ島
附近海上において敵特設航空母艦を攻撃し命中弾六
發を以て大火災を起さしめ同艦艦上待機中の敵三十
機及び格納庫搭載中の飛行機全部を爆破炎上せしむ
るとともに同艦に致命的損害を與へたり、同艦は間
もなく左舷に大傾斜し速力急速に減退せるを認めせ
られたり、なほ附近に警戒中なりし大型飛行艇二機

確保し、五日南部スマトラ一帯の機定を完了せり

三月九日

大本營發表 (午前十時五十分)

帝國海軍部隊は三月四日夜半ハワイ真珠港を奇襲し
同港復舊工事に狂奔中の敵海軍工廠は数トンの命中
爆弾を浴びせ、その重要箇所を爆破せり、わが方敵
の照射砲撃を受けたるも被害なし

大本營發表 (午前十一時十五分)

ビルマ方面帝國陸軍部隊はベグー及び蘭貢附近にお
いて敵軍主力を撃滅し七日午後ベグーを、八日午前
十時蘭貢を完全に占領せり

(註)ビルマ方面陸軍部隊は二月十日マルタベンを占
領後わが企圖を察しつゝ所在の敵を撃碎して果
敢なる進撃を續行し、二月十六日乃至十九日にい
たる間ピリン河沖において執拗なる抵抗をつゞけ
し一師團強の敵を撃破し、更に急進してシツタン
河以東の地區にこれを捕提殲滅し、三月二日夜以
降近次シツタン河を敵前渡河し、三月三日夜より

を撃破せり(二)義にニューギニア島北東方洋上にお
いてわが決死の攻撃を受けた敵航空母艦は沈没確實
ならずと發表せるもその後寫眞その他當時の状況よ
り察し沈没確實と判明せり、なほ本航空母艦は中型
新式航空母艦なり
(註)特設航空母艦は商船を改造したもので搭載機數
は大體中型航空母艦と同數、速力三十ノット以上の
有力なものである

大本營發表 (午後五時三十分)

比島方面帝國海軍部隊は二月二十八日より三月一日
に互り比島周邊海面において二千トン級乃至五百ト
ン級敵船八隻、監視艇一隻を撃沈し二千トン級及び
八百トン級敵船各一隻を拿捕せり

三月八日

大本營發表 (午後五時十五分)

スマトラ方面帝國陸軍部隊はムアラテボ附近に敗敵
を捕提殲滅して四日午後五時中部スマトラの要衝ジ
ャンピを占領すると共に同地南方一帯の油田地帯を

蘭貢攻略戦を開始せるものにして蘭貢攻略により
茲にビルマ方面作戦の主目的を達成するに附れり

大本營發表 (午前十一時二十分)

ビルマ方面陸軍最高指揮官は陸軍中將飯田祥二郎な
り

大本營發表 (午後零時十分)

ジャバ島攻略作戦に行動中の帝國海軍部隊は三月一
日より三月八日に互りジャバ島周邊海上並に印度洋
に脱出または救援企圖中の敵船五十二隻二十一萬ト
ンを撃沈破しその殆ど全部を覆滅せり

大本營發表 (午後十時二十分)

蘭印方面帝國陸軍部隊はジャバ島の敵軍主力をスマ
ラバヤ及びバンドン附近に兩斷包圍して、これに猛攻
を加へ上陸後僅かに九日にして蘭印軍約九萬三千、
米英海軍約五千をして全面的無條件降伏せしめたり
時に三月九日午後三時なり

大本營發表 (午後十時二十五分)

蘭印方面陸軍最高指揮官は陸軍中將今村均なり

三月十日

大本營發表 (正午)

一、帝國陸軍はわが海軍と緊密なる協同の下に開戦と同時に南方各方面の敵に對し空陸相呼應して、雄潭茶敢なる攻勢作戦を開始し十二月二十五日香港島要塞を、一月二日比島の首都マニラを攻略しマレー方面に於てはあらゆる困難を克服して長驅神速隨所に頑敵を壓倒撃滅し、二月十五日シンガポール要塞の敵をして無條件降伏せしめ以て東亞における三大據点を覆滅せり、この間グアム島、英領ボルネオその他の戦略的諸要所をも相ついで攻略して敵側の連絡線を寸断し、又タイ緬國境シヤン山系の天險を突破して深くビルマに、更に南方遠く赤道を越えて南領東印度諸島に作戦行動を開始し、ビルマ方面においてはベグー及びラングーン周辺において敵の主力を撃滅したる後三月八日首都ラングーンを完全に占領し、南領東印度方面においては三月五日首都パタビヤを攻略し、爾

後敵軍主力をバンドン附近及びスラバヤ附近に兩斷包圍してこれに猛攻を加へ、三月九日遂に敵全軍をして全面的無條件降伏せしめ、こゝにわが陸軍は開戦以來三ヶ月にして西南太平洋における敵聯合軍の主要根據地を覆滅し皇軍の威武を中外に宣揚せり

二、わが占領地は適切なる軍政の下治安着々回復し且つ住民の眞摯なる協力により復興の機運熾烈なるものあり

三、開戦以來各方面とも將兵の士氣極めて旺盛にしてわが軍陣醫學の完備と相まつて瘴癘酷熱の地に行動することすでに九十餘日に互るも、熱性疾患極めて少数にして作戦上に及ぼせるこれが影響は殆ど皆無なり

(註)某兵站病院の一月末日における調査によれば入院患者一千二百三十二名中マラリヤ患者は僅かに九百十名なり

四、開戦以來三月七日までに判明せる帝國陸軍の總合戦果左の如し(括弧内は不確實)

三〇〇

飛行機	陸軍	飛行機	戦車	火砲	機關銃	銃器	自衛		船隻		人員	遺失
							鐵車	船舶	船隻	遺失		
マレー	17,363(110,000)	10	476	9,966	2,131	6,230	13,960	1,859	8	97,800	8,110	1,110
比島	2,700(1,111)	1	26	5,661	777	4,623	1,762	2	1	1,100	1,187	1,187
ビルマ	17,870(113,000)	1	19	9,900	766	5,700	7,777	3,377	17	1,700	57,000	6,800
南領印	8,800(196,000)	1	53	10,000	538	4,700	5,700	10	1	9,900	6,900	3,000
英領ニ	1	1	8	2,000	77	800	3,100	1	1	1,100	1,100	1,100
英領ニ	1	1	10	1,111	1,010	800	1,010	1	1	1,100	1,100	1,100
香港	13(1)	1	1	11	1	1	1	1	1	1	1	1
グアム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	48,000(1,000,000)	3	593	1,000,000	5,400	28,000	47,000	16,000	7	110,000	119,000	79,999

(備考)マレー方面の遺棄死體はジョホール・バル突入迄のものなり

大本營發表 (午後三時五十分)

大元帥陛下には本日陸海軍幕僚長を召させられ南方方面陸軍最高指揮官並に聯合艦隊司令長官に對し左の勅語を賜はりたり

勅語

東印度諸島方面ニ作戦セル陸海軍部隊ハ緊密適切ナ

ル協同ノ下ニ長途幾多ノ困難ヲ克服シテ勇戦奮闘克ク敵航空兵力及艦隊ヲ撃滅スルト共ニ諸方面ニ至難ナル上陸作戦ヲ断行シ隨所ニ勁敵ヲ破摧シテ神速果敢悉ク其主要根據地ヲ覆滅シ以テ敵勢力ヲ掃セリ朕深ク之ヲ嘉尚ス

三月十一日

大本營發表 (午後三時十五分)

- (一)帝國海軍巡洋艦隊は三月二日濠洲西方インド洋上において濠洲方面に運搬中の米巡マールヘツドを長驅捕提しこれを撃沈せり
- (二)帝國海軍駆逐艦は三月九日未明バリ島ロンボク水道附近において蘭掃海艇ヤン・ファン・アムステルを撃沈せり
- (三)帝國海軍艦艇は三月七日早朝ジャバ島南方クリスマス島を砲撃しその軍事施設に大損害を與へたり

三月十二日

大本營發表 (午後三時十分)

- 帝國陸海軍部隊は緊密なる協同の下に三月八日未明ニューギニア島東岸の要衝サラモア並にラエの敵前上陸に成功、十日敵約六十機の反撃ありしも、四機を撃墜してこれを撃退、目下戦果を擴大中なり、本戦間においてわが方の損害次の如し
- (一)沈没擱坐敷用船二隻、輸送船一隻
- (二)損傷巡洋艦一隻(小破)驅逐艦二隻(中小破)敷用船三隻(小破)

萬在外領部隊一萬八千、義勇軍一萬五千

- 一、鹵獲品 飛行機百五十二機(内譯爆撃機二十四機戦闘機四十五機、その他八十七機)戦車(裝甲車を含む)三百六十七輛、火炮七百三十二門、機關銃(主として航空機用)千五百六十七挺、銃器九萬七千三百八十四挺、爆彈四千五百個、爆藥十二萬兩、各種砲彈二十三萬發、手榴彈三萬四千發、各種銃彈七千二百三十一萬七千八百

大本營發表 (午後五時二十分)

- 蘭印方面帝國陸軍部隊のジャバ攻略作戦において收めたる戦果の主なるもの左の如し
- (註)本數量は敵の無條件降伏にあたり提示し來りたりしものなるを以て實際においては若干の差異あるべし
- 一、俘虜 九萬三千(内將校二千)内譯ジャバ部隊六

(註)輸送船は上陸完了後にして戦死一名のほか人員の損害なし

三月十三日

大本營發表 (午後三時四十五分)

- (一)帝國海軍航空部隊はニューギニア島ポート・モレスビーに對し三月十日までに數次の大爆撃を敢行、同地潜伏中の敵機十六機を撃破炎上し、その重要軍事施設を爆砕せり
- (二)帝國海軍驅逐艦はジャバ海嶺敵掃蕩中三月五日英掃海艇一隻を撃沈せり

三月十六日

大本營發表 (午後三時二十分)

- 未本土西岸方面に作戦中の帝國潜水艦は三月一日ソンプランシスコ沖合において一萬トン級油槽船一隻同日メンドシノ近海において七千トン級貨物船一隻を撃沈せり

三月十七日

大本營發表 (午後三時十五分)

- 帝國海軍潜水艦は目下インド及びビルマ沿岸方面に作戦し敵海上交通に甚大なる打撃を與へつゝあり、三月十六日までに撃沈せる敵船左の如し
- (一)コロンボ方面 武装商船二隻六千五百トン、油槽船二隻二萬トン
- (二)マドラス方面 武装商船三隻二萬四千トン、油槽船一隻七千トン
- (三)ラングリン方面 武装商船二隻一萬九千トン、貨物船一隻五千トン

三月十八日

大本營發表 (午前十一時)

- (一)帝國海軍航空部隊は三月十三日ニューギニア島ポート・モレスビーを強襲し敵増援機十一機を撃破、更にソロモン諸島フロリダ島及びワナワナ島附近の敵要地を爆撃せり

(二)帝國海軍航空部隊は三月十四日濠洲本土北端の
イン島敵航空基地を急襲し、敵機十四機を撃破
せり

三月二十四日

大本營發表 (午後三時二十分)

帝國海軍航空部隊は三月十七日以来、連日濠洲本土
北部ニューギニヤ島、ソロモン諸島並にベンガル灣
アンダマン諸島一帯を制壓、敵要地を爆撃し、その
軍事施設を破壊せり、重なる爆撃箇所次の如し
ポート・ダーウイン、ダービー、ブルーム、ウイ
ンダム、ホーン島(濠洲) ポート・モレスビー(ニ
ューギニヤ島)ツラギ(ソロモン諸島) ポート・ブ
レア(アンダマン諸島)

三月二十六日

大本營發表 (午前十一時)

帝國陸海軍部隊は三月二十三日未明、南アンダマン
島ポート・ブレアに奇襲上陸を敢行し、同島英軍を

して無條件降伏せしめたり

三月三十一日

大本營發表 (午後四時)

帝國病院船朝日丸は三月二十六日午前七時五十三分
ナモール島クーパー灣を單獨航行中、突如英國所屬
の飛行機ロツクヒード型一機の爆撃をうけ、爆弾五
個同船左舷後方百米に炸裂せり、當時同船の二哩圍
内には他の船舶なし、同船はジュネバ條約の原則を
海戦に應用する條約に基き船名及び船型を敵國政府
に通告すみの病院船にして條約所定の塗粧及び標識
を施しあるほか對飛行機用標識として最上部短艇甲
板及び後部電信室上部に縱横六・五米の赤十字旗を
掲ぎ、併せて後甲板に縱横六米の赤十字を展開しあ
り、當時の視界は良好にして上空より一見して病院
船なること明瞭なりしに拘らず、英國飛行機は條約
に違ひる病院船の保護を無視し甚だしき不法行爲を
敢てせるものなり

海軍省公表 (午後四時)

大本營發表 (午前十一時)

ビルマ方面に活躍中の帝國陸軍航空部隊は敵航空兵
力を略々撃滅するとともに敵主要軍事施設を徹底的
に破壊せり

三月二十一日より同月三十一日までの間において撃
破せる敵機百三機なり

(註)この敵機は主としてラングーン陥落以後英本國

および西亞方面より増援せられたるものなり

四月六日

大本營發表 (正午)

支那派遣の帝國陸軍部隊は大東亞戰爭勃發とともに
機を失せず敵性全租界に進駐しかつ香港を攻略して
米英勢力を支那大陸より完全に掃するとともに適
時適所に重慶抗戦力を撃破し、以てわが南方作戦に
呼應しあり、大東亞戰爭開始以來三月末日までにお
ける支那方面綜合戦果左の如し

一、主要なる作戦 三〇回

二、遺棄死體 五八、三一三、俘虜 一八、四五三

来る四月八日午後二時より東京市日比谷公園球場に
於て神式に依り特別攻撃隊戦死者海軍中佐岩佐直治
以下九名の合同海軍葬儀を執行す

四月一日

大本營發表 (午後四時三十分)

(一)帝國海軍航空部隊は三月二十八日ポート・ダー
ウインを爆撃、諸軍事施設を破壊し、飛装隠匿中
の敵機三機を炎上せしめ歸途未増援敵機七機の
追跡をうけ敢然これと空中戦を交へ、その四機を
撃破せり、更に三十日同地を襲撃し我戦間機隊は
敵戦間機十機と交戦激合にして九機を撃破、攻撃
機隊は飛行場ならびに諸軍事施設に全弾命中せし
めこれを破壊せり

(二)帝國海軍航空部隊は三月二十四日より二十八日
まで連日ポート・モレスビーを攻撃敵戦間機六機
を撃破し、飛行場、高角砲陣地、兵舎等を爆破せり

四月四日

三、山獲品 飛行機五機、戦車一七輛、自動車一、
四七〇輛、鐵道車輛三〇九輛、魚雷艇二隻、各種
火炮二〇一門、重機一、三五三挺、小銃一二、
四四三挺

四、撃墜(破)飛行機三〇機
五、撃沈(破)艦船砲艦四隻、船一三隻
本期間における我軍の損害左の如し
戦死二、五三六戦傷六、三八二

大本營發表 (午後四時)

帝國海軍部隊は四月五日印度洋上英國最大の軍港
點コロンボ、その他を攻撃し同方面の所在敵艦艇、
船舶、航空兵力ならびに重要軍事施設に大損害を與
へつゝあり

四月七日

大本營發表 (正午)

一、南印軍スマトラ總指揮官オブヒアーカー少將は
三月二十七日タタラジャにおいて帝國陸軍部隊に
降伏せり、ここに終つたる戦果を以て全スマトラ

を決定せり
二、北部および中部スマトラ方面にて獲得せる俘虜
左の如し

南印兵約一千、英國兵約九百、その他一千二百、
合計三千一百右のうち英國兵はシンガポールより
乗船逃亡中船舶撃沈せられスマトラに辛うじて上
陸せるものにして、航空將校中佐以下三十名を含
みあり(註)オブヒアーカー少將は本年一月スマト
ラ總指揮官として派遣せられたるものなるが帝國
陸軍部隊の上陸をみるや部下とともに山中に遁入
せるものなり

四月八日

大本營發表 (午後五時)

南印方面帝國陸軍部隊の三月二十五日まで爪哇島
内のみにおいて收めたる戦果の主なるもの左の如し
一、俘虜(總計)八萬二千六百十八名(内譯)オランダ
軍六萬六千二百十九名、海軍軍四千八百九十名、
英國軍一萬六百二十六名、米國軍八百八十三名、

右のうちオランダ軍は三月九日無條件降伏の時、
我軍に提示せる人員より六千名多し、また米英海
軍は翌三月十日降伏を申出でたるものなり

二、山獲品(一)飛行機百七十七機(二)火炮總計九百
四十門(内譯)重砲百八門、野山砲百六十一門、高
射砲八十三門、機關砲、連射砲、迫撃砲等五百八
十八門(三)重機砲總計四千二百二十八挺(四)小銃
および拳銃八萬七千七百七十八挺(五)照空燈五千五百
十三挺(六)彈藥、火炮彈藥百七十二萬八千五百八
十五發、機關銃および小銃實砲八千九百七萬一千
八百二十發、炸彈三萬六千個(七)車輛、戰車、裝
甲車および特殊車輛一千五十九輛、自動車九千五
百輛、鐵道車輛七千八百八輛(八)藥物十萬人分の約
一倍年分

本期間における我軍の損害戦死八百四十五名、戦傷
千七百八十四名

四月九日

大本營發表 (午後五時)

さきに發表せし帝國海軍部隊の印度洋作戦における
四月七日までの戦果左の如し
(一)艦艇撃沈英甲巡ロンドン型一隻、同コンウオー
ル型一隻
(二)船舶撃沈二十一隻、約十四萬トン、大破二十三
隻、約十二萬トン
(三)飛行機撃墜六十機
(四)陸上施設飛行機格納庫三棟、修理工場一棟、そ
の他重要施設數ヶ所破壊
右作戦に於て我方飛行機五機を失へるほか艦艇に損
傷なし

四月十日

大本營發表 (午前十一時)

帝國海軍部隊は三月三十一日印度洋上クリスマス島
を占領せり

大本營發表 (正午)

比島方面帝國陸軍部隊は四月三日神武天皇祭を期し
バタアン半島要塞によれる米比軍に對し、一齊に總

攻撃を開始し戦況有利に進展中なり

大本營發表 (午後四時三十分)

印度洋に作戦中の帝國海軍部隊は四月九日セイロン島ツリンコマリ方面を襲撃せり、同方面の新戦果左の如し

- 一、艦艇(撃沈)英航空母艦ハームス、英乙巡洋艦ミシガン型一隻、同エメラルド型一隻、駆逐艦一隻
 - 哨戒艇一隻(大破)英英乙巡洋艦アンダー型一隻
 - 二、船舶撃沈六隻
 - 三、飛行機撃墜五十六機、地上機上四機
 - 四、その他軍事施設に大損害を與へたり
- 右作戦において我方飛行機十機を失へるほか艦艇の損傷なし

四月十三日

大本營發表 (午後三時五十分)

四月五日以來印度洋に作戦中の帝國海軍部隊の戦況ならびに綜合戦果左の如し

(一)コロンボ方面 四月五日航空部隊をもつてコロ

ンボを襲撃しスピットファイヤー、ハリケーン、スオードファイツシュ、デファイアント等敵五十七機を撃墜、港内敵船十六隻を撃破するとともに飛行機格納庫三棟、修理工場一棟その他軍事施設數箇所を大破または炎上せしめたり、なほ附近洋上において敵大型飛行機ビー・ビー・ワイ二機およびアルバコア一機を撃墜せり

(二)コロンボ方面洋上 四月五日セイロン島南方三百數十哩の洋上において高速避退中の英甲巡洋艦ドン型一隻およびコンウオール型一隻を發見、機を失せず航空部隊をもつてこれを攻撃し忽ち兩艦を撃沈せり

(三)ベンガル灣方面 四月五日コロンボ方面の攻撃に呼應しベンガル灣に進攻せる部隊は同方面航行中の英國船二十一隻約十四萬トンを撃沈、七隻約四萬トンを大破せり

(四)印度東岸方面 四月五日印度東岸の英國重要軍事據點ビザガタム、コカナダ等を奇襲し所在の船舶、諸軍事施設に大損害を與へたり

パーミンガム型一隻およびエメラルド型一隻の撃沈はその後の調査により誤りなること判明せるにつき削除す

大本營發表 (午後四時二十分)

比島方面帝國陸軍部隊は堅固なる要塞に據れる米比軍主力を撃滅し、四月十一日バタアン半島を完全に攻めせり、總攻撃開始以來八日なり

大本營發表 (午後四時二十五分)

比島方面陸軍最高指揮官は陸軍中將本間雅晴なり

四月十四日

大本營發表 (午後四時十分)

比島方面帝國陸軍部隊のバタアン半島要塞總攻撃開始以來、四月十二日まで判明せる戦果の主なるもの左の如し

- 一、俘虜 少くも四萬を下らず、内バタアン軍司令官キング少將、第一軍團長ジョンズ少將、第二軍團長バーカー少將、比島軍司令官フランシスコ少將および師團長ら將官十數名を含む、なほ米國軍

(五)ツリンコマリ方面 四月九日航空部隊をもつてツリンコマリを襲撃しハリケーン、ブレネム、スパーマリン等四十一機を撃墜、四機を地上炎上しさらに英乙巡洋艦アンダー型一隻を大破、敵船大型二隻、小型一隻を撃沈、海軍工廠、大型飛行機格納庫二棟、火藥庫、兵舎、油槽等敵重要軍事施設を破壊し、特にその飛行機施設を潰滅せり

(六)ツリンコマリ方面洋上 四月九日ツリンコマリ東南方洋上を南下中を敵航空母艦ハームスならびに驅逐艦一隻を發見航空部隊をもつて直にこれを攻撃撃沈、また航空部隊の一部は附近航行中の敵船四隻を撃沈せり、なほ同方面作戦中敵スピットファイヤー、ブレネム等十五機を撃墜せり

(七)その他 本作戦中帝國潜水艦は敵船七隻を撃沈一隻を大破せり

右作戦中、コロンボおよびツリンコマリ方面において我が方十七機を失へるほか艦艇には數度の損傷なし

(註)後に發表せしツリンコマリ方面の戦果中英乙巡

は六千七百名あり

二、鹵獲品 重砲およびその他の火砲百九十六門、機關銃約三百二十挺、自動小銃約五百挺、小銃約一萬挺、戦車(装甲車を含む)百二十四輛、自動車約二百二十輛、その他彈藥資材等多數

四月十七日

大本營發表 (午前十二時二十分)

比島方面帝國陸海軍部隊は四月十日セブ島に、同十六日バナイ島の上陸に成功、目下兩島の既定作戦は有利に進展中なり

四月十八日

大本營發表 (午前十一時四十分)

ビルマ方面帝國陸軍部隊はラングーン攻略後英、印、清聯合軍をその所在に撃破し、果敢なる追撃を續行中なり、三月十日以後四月十四日にいたる綜合戦果左の如し

一、交戦兵力四萬乃至五萬、内將軍二萬五千乃至三萬

備敵なる動作とにより損害を最小限に止め得たり

國民各位は更に防火消火の準備を促進せられたし

四、敵は若干の爆彈のほかは焼夷彈を主として使用せり、焼夷彈は二キロのものなるが如くその威力は何ら恐るゝに足らざるも、屋根を買きたる後、天井裏に止まるものあり特に注意せられたし

五、軍防空部隊も初めて實敵に會し士氣極めて旺盛、更に來るべき敵に對し益々戦備を嚴にしあり

六、敵の爆撃により死傷せられたる軍官兵各位に對し深甚なる哀悼の意を表す

中部軍司令部發表 十八日午後愛知地區に空襲警報發令せり、引續き東海地區、東近畿地區、北近畿地區に空襲警報を發令せり

中部軍司令部發表 (午後三時)

(一)本日午後一時三十分頃敵機二機名古屋を空襲し爆撃せらるも被害輕微なり

(二)また同二時三十分敵機一機神戸を空襲し焼夷彈を投下せるも大なる被害なし

(三)國民諸君は今こそ勇戦奮闘し防空必勝を期すべし

中部軍司令部發表 (午後四時)

(一)名古屋附近には六箇所焼夷彈を投下せるも目下ほとんど鎮火せり

(二)神戸には三箇所焼夷彈一個づつを投下せるも目下鎮火せり

(三)三重縣四日市および和歌山縣下も地方農村に機關銃射撃を加へたるも我が損傷なし

中部軍司令部發表 (午後六時五十分)

東海、南近畿、四國東、東中國各地區の空襲警報を解除せり

西部軍司令部發表 (午後六時三十分)

(一)帝國本土東部中部地方に對して敵機若干は初めて空襲したるも損害僅少なり

(二)その一機は午後四國室戸岬南方海上に出現せるをもつて、軍は直ちに空襲警報を發令せるも敵機は軍管下防衛の適切なる手段により遂に管内に侵入する能はず

(三)軍管國民は一層警戒を嚴にし、特に防衛態勢

二、遺棄死體四千五百二十一、俘虜五百

三、擊破せる飛行機百二十機

四、鹵獲品戦車六十二、火砲三十七、重機八十一、小銃八百八十、自動車二百三十八、鐵道車輛四百四十九

本期間に於る我軍の損害、戦死百六十一、戦傷四百二十九

東部軍司令部發表 (午後一時五十五分)

本日午後零時三十分ごろ敵機數方向より京濱地方に來襲せるも、我が空軍兩航空部隊の反撃を受け、逐次退散中なり、現在までに判明せる敵機撃墜數は九機にして我が方の損害輕微なる模様、皇軍は御安泰に互らせられる

東部軍司令部發表 (午後四時半)

一、皇軍の御安泰に互らせられる事は我々等しく慶觀に堪へざるところなり

二、防空監視隊の敵機發見およびその報告極めて迅速にして適時空襲警報を發令し得たり

三、敵の空襲は我空軍防空部隊の奮闘と國民の沈着

中部軍司令部發表 (午後四時)

(一)名古屋附近には六箇所焼夷彈を投下せるも目下ほとんど鎮火せり

(二)神戸には三箇所焼夷彈一個づつを投下せるも目下鎮火せり

(三)三重縣四日市および和歌山縣下も地方農村に機關銃射撃を加へたるも我が損傷なし

中部軍司令部發表 (午後六時五十分)

東海、南近畿、四國東、東中國各地區の空襲警報を解除せり

西部軍司令部發表 (午後六時三十分)

(一)帝國本土東部中部地方に對して敵機若干は初めて空襲したるも損害僅少なり

(二)その一機は午後四國室戸岬南方海上に出現せるをもつて、軍は直ちに空襲警報を發令せるも敵機は軍管下防衛の適切なる手段により遂に管内に侵入する能はず

(三)軍管國民は一層警戒を嚴にし、特に防衛態勢

中部軍司令部發表 (午後四時)

(一)名古屋附近には六箇所焼夷彈を投下せるも目下ほとんど鎮火せり

(二)神戸には三箇所焼夷彈一個づつを投下せるも目下鎮火せり

(三)三重縣四日市および和歌山縣下も地方農村に機關銃射撃を加へたるも我が損傷なし

中部軍司令部發表 (午後六時五十分)

東海、南近畿、四國東、東中國各地區の空襲警報を解除せり

西部軍司令部發表 (午後六時三十分)

(一)帝國本土東部中部地方に對して敵機若干は初めて空襲したるも損害僅少なり

(二)その一機は午後四國室戸岬南方海上に出現せるをもつて、軍は直ちに空襲警報を發令せるも敵機は軍管下防衛の適切なる手段により遂に管内に侵入する能はず

(三)軍管國民は一層警戒を嚴にし、特に防衛態勢

中部軍司令部發表 (午後四時)

(一)名古屋附近には六箇所焼夷彈を投下せるも目下ほとんど鎮火せり

(二)神戸には三箇所焼夷彈一個づつを投下せるも目下鎮火せり

(三)三重縣四日市および和歌山縣下も地方農村に機關銃射撃を加へたるも我が損傷なし

中部軍司令部發表 (午後六時五十分)

東海、南近畿、四國東、東中國各地區の空襲警報を解除せり

西部軍司令部發表 (午後六時三十分)

(一)帝國本土東部中部地方に對して敵機若干は初めて空襲したるも損害僅少なり

(二)その一機は午後四國室戸岬南方海上に出現せるをもつて、軍は直ちに空襲警報を發令せるも敵機は軍管下防衛の適切なる手段により遂に管内に侵入する能はず

(三)軍管國民は一層警戒を嚴にし、特に防衛態勢

確立を促進すると共にいよ／＼訓練を徹底ならしめ、以て敵の再来に萬全を盡さんことを望む

四月二十日

大本營發表 (午後五時五十分)

- 一、四月十八日未明航空母艦三隻を基幹とする敵部隊本州東方洋上遠距離に出現せるも我が反撃を恐れ敵て帝國本土に接近することなく退却せり
- 二、同日帝都その他に來襲せるは米國「ノースアメリカン」B二五型爆撃機十機以外にして各地に一乃至三機宛分散飛來しその残存機は支那大陸方面に逃走せるものあるが如し
- 三、各地の損害はいづれも極めて輕微なり

比島派遣軍發表 (四月三日より二十日までの戦果)

- 由發品 飛行機四機車裝甲車四五自動車四五〇〇
- 乗用車二二〇牽引自動車一六火砲八吋加農一十五輕加農三一野山砲以上で十割加農までのもの二五〇高射砲五〇連射砲高射機砲二一連射砲一五自動車裝軌砲二八高射機砲五人重機七〇〇輕機七一〇自動車

小銃七〇〇小銃二九〇〇〇拳銃四六〇〇

遺棄死體 五〇〇〇

捕虜 五三四〇〇(内米兵九五三三)

病院收容兵 一六七七(内米兵九六八)

その他 通信車、方向探知機、衣服、彈丸の遺棄多數

四月二十一日

大本營發表 (午後三時三十分)

帝國海軍航空部隊は四月一日以後ポート・モレスビーおよびポート・ダーウインに對する數次の攻撃ならびに味方基地に飛來せる敵機との交戦により四月二十日まで敵機六十六機を撃墜、二機を撃破せりこの間我方六機を失へり

四月二十八日

大本營發表 (午前十時四十五分)

帝國海軍部隊は三月三十一日モルッカ諸島並に西部ニューギニア北半の攻略作戦を開始し、四月十九日同方面諸要點を完全に占領せり

大東亞戰爭日誌

(自昭和十七年二月十六日至昭和十七年四月三十日)

二月

- 十六日(月) 皇軍パレンバンを完全占領。皇軍軍事施設の接收開始され山下最高指揮官聲明を發表。
- 十七日(火) 比島戦線リマイ敵飛行機を撃墜。ガスバル海峡にて敵艦船を撃沈。我艦艇パレンバンに進入。我海軍艦隊堂々の昭南軍港入港。
- 十八日(水) 比島の米軍全く孤立化し我軍のバタアン半島攻撃再び始る。蘭印方面ミナハサ地区戦闘終了。海軍ストラバヤ、クイーバンを猛襲。皇軍馬來半島南方ベタム、サムプー諸島を占領す。敵機泰國のチニンマイに來襲す。
- 十九日(木) 我機艦ジャバ島に初攻撃を敢行す。我方のバンドン空襲猛烈を極む。比島戦線の防衛の機

- 調し。パタン攻略猛し。陸軍ポートダーウイン大攻撃。
- 山下指揮官昭南に入城す。昭南の捕虜六萬五千の收容終る。敵側ラングーン港の閉鎖を發表す。
- 二十日(金) 比島マリベレス要塞の擧撃。我軍パレンバン西端油所を占領。ピントアン島占領。バリ島近海にて我軍逐隊米軍聯合艦隊と海戦、敵艦逐隊二隻を撃沈す。
- 陸軍カラヂヤナ飛行場を襲撃す。我軍チモール島蘭領領領に上陸す。皇軍バリ島上陸。海軍落下傘部隊チモール島奇襲。タンジニョンカラシ我軍に陥つ。
- 廿一日(土) 皇軍クイーバン東南方アトン飛行場を占領。海軍ニューギニア沖にて敵航空母艦に大損害を與ふ

- 陸軍第四次ジャバア攻撃。
- 廿二日(日) 陸軍ジャバ島のバイランソグ、カリヂヤナ、バンドン及ビルマ領トングリン、バセイン等各飛行場を攻撃し敵機廿九機を撃墜す。
- バリ島沖海戦々果判明。皇軍五隻連洋艦二隻を撃沈す。チモール島沖にて敵機艦隊ハンブトラケル他商船二隻を撃沈す。我スマトラ作戦部隊パレンバン南方の要衝ラハトを占領す。蘭印當局皇軍のバリ島上陸成功を認む。
- 廿三日(月) 蘭印軍當局バリ島デンパサルの皇軍占領を確認す。南部スマトラ地区作戦部隊スマンカ湖の海軍基地掃蕩を終了。皇軍引續きストラバヤ及ジャバ島各地を猛襲。蘭府西方海岸砲撃さる。海陸兩軍バタンを猛攻。
- 廿四日(火) 大島島に敵機隊來襲す。昭南港の海防清掃終了。チモール島沖で敵船團を攻撃。バンドン、ポートモレスビー空襲。バンクレンを完全占領。
- 廿五日(水) 米岸に我飛行機現はれ

空襲報告に本本土戦性。海軍陸軍、引續きジャバ、パタビア、モレスビーを攻撃。
○廿七日(金) スラバヤ沖海戦で米英艦隊西南太平洋艦隊を潰滅せしむ。
○廿八日(土) ジャババ沖で陸軍艦隊隊を潰滅。

三 月

○一日(日) パタビア沖海戦にスラバヤ沖海軍敗走の報を接す。海軍タリスマス島空襲。ジャバ島攻略軍各地に一斉上陸進軍。
○二日(月) ウエーグエル島陥落。皇軍比島サンボアングを完全占領。米海軍マールヘッド撃沈。我軍のバタヴィア沖海軍優勢成る。
○三日(火) 海軍南洋西岸を急襲。蘭印政廳マンドンに移す。バンドンの空襲劇し。蘭印首都に危機迫る。南洋北岸ウインダム、ブルーム兩港空襲。
○四日(水) ジャバ島攻略軍三方面より襲撃擴大。皇軍ジャバ島リウウイリアンの要衝へ迫る。
ジャバ島を脱出せる敵艦船廿三隻を撃沈、四隻を拿捕。山西共産軍艦隊

○五日(木) 我ジャバ島攻略軍、スラバヤ、パタビア間を切断し、パタビアの無電完全に沈黙す。
蘭印軍の寸断作戦に依り全線敵軍全く絶望。パタビア、ジマタカカルタを占領す。英ビルマ司令官離脱。
○六日(金) 皇軍バイタンゾルダを占領しバンドンへ迫る。四部ジャバ我方に降す。
○七日(土) 蘭印軍全面的停戦を申入。
○八日(日) ジャバ島脱出の敵船廿一萬噸撃沈。蘭印軍全面的降伏申入。スラバヤの敵軍も降伏す。
○九日(月) 蘭印軍無條件降伏、總督抗戦命令を放逐。
○十日(火) 東部蘭印軍投降續く。
○十一日(水) 米太平洋沿岸空襲警報に本本土驚愕深刻。
○十二日(木) スマトラ島北部各地に皇軍上陸す。スマトラ島既定部隊、カタラヂヤを占領し、ウニ島を攻略。
○十三日(金) スマトラ島メダン無血占領成る。
○十四日(土) 今村最高指揮官スラバヤに入城。

○十五日(日) ジャバ、スラバヤ兩沖海戦の敗報に米國民の反響深刻。連綿的に我艦隊を蒙くポートモレスビーの敵空軍今や潰滅の状態。
○十六日(月) ポートモレスビー北方で激戦展開。
○十七日(火) 米、比島司令官にジョナサン・ウエンライト少將を任命。マツカーサー西南太平洋及對樞軸聯合司令部に任命さる。
○十八日(水) マツカーサー聯合司令部を南洋に設置と。パタン要塞輸血路断たる。比島方面軍マンドロ島のサンホセを占領す。チモール島戦定戦終了す。
○十九日(木) 我軍のポート・モレスビーの空襲連日續く。スラバヤ港の海軍軍施設の接收終了。
○二十日(金) 重慶内部に厭戰氣分濃厚。由傳へらる。
チモール島既定終了後敗殘兵續々と投降。
○廿一日(土) 我軍の南洋北岸猛進連日續く。米、對敵機動に二の足の勢見え、英海軍の反目も深刻化す。
○廿二日(日) 我軍比島軍に投降を勸

誘す。米海軍打、米艦隊アツレニウイイルの沈没を報告す。皇軍のポートモレスビー空襲劇く。
○廿三日(月) ケソン比島前大統領暗殺さるの報傳はる。ジャバの更生方策及び東印度の再建案々と進捗す。海軍聯合部隊アンダマン島ポートブレアの奇襲上陸に成功し、英軍無條件降伏し印度防衛外陣陣地全く崩潰す。
○廿四日(火) 北支派遺軍、魯東共産軍制派を襲撃す。
○廿五日(水) 海軍、コレヒドール要衝を襲撃す。米軍、米艦ビルズベリ及エドソール島の撃沈を確認發表す。我海軍艦隊マランゲーン内海に進駐す。
○廿六日(木) 噴霧戦のケソン、メルボルンに列府の山嶺道さる。ポートモレスビーの空襲劇く。南洋戦線各地の爆撃劇し。南支軍の珠江デルタ激戦激突す。
スマトラ島タタヤネ附近激戦激突開始。北部スマトラの激戦本陣、メダン北方タタヤネ完全に奪取せる。

山東半島東部地區嶺牙山周邊魯東共産軍激戦劇し。
○廿七日(金) 我方の襲撃に影響されて印度にクリツプス案皮對の嵐運起る。モレスビー空襲連日續く。
安徽省第五戰區奉品仙の廣西軍激戦劇開され、東南地區の敵軍は早くも我包圍圈に陥つ。
北部スマトラの激戦、降伏を申込み無電完了。
○廿八日(土) 皇軍のポート・モレスビー及びコレヒドール要塞の空襲連日續く。
○廿九日(月) 北支魯東共産軍激戦劇終る。于學忠軍への猛攻始まる。
○卅一日(火) 我軍タリスマス島を占領す。

ン、日本航空部隊に依る大損害を蒙る。支那共産軍、廣西軍約二萬の機動を發表す。
○六日(月) 大東亞戰爭開始以來三月迄の支那方面聯合戦果發表さる。敵遺棄物資に五萬八千餘なり。
ダーウイン猛進劇く。海軍部隊、印度洋上の英國最大軍事據點コロンボを攻撃。
○七日(火) 我航空部隊、印度本土を初空襲しコカナダ港を爆撃す。蘭印軍指揮官降伏し全スマトラ既定す。モレスビー連爆。英印度軍司令部、ベンガル灣の日本軍空襲を發表す。
○八日(水) 海軍九軍神の海軍艦隊行さる。我海軍印度洋全域を襲撃し英艦隊早くも撤退を開始す。海軍航空部隊、ビルマ西部のアキヤブを襲撃す。聯合國第二回太平洋軍事會議をワシントンに開催す。蘭印方面帝國陸軍部隊のジャバ島に於ける綜合戦果發表さる。
○九日(木) 帝國海軍部隊の印度洋作戦に於ける戦果發表。
○十日(金) 我軍バタアン半島激戦

サマツト山完全占領、米艦隊長以下を捕虜とす。海軍部隊、印度洋上タスマス島占領。米、バタアン半島の敗退を發表す。海軍部隊、セイロン島ツリコマリ方面を強襲す。

十一日(土) 北部ボルネオ方面陸軍最高司令部最高指揮官は前田利為中将なり。我軍セブ島(比島)に敵前上陸。陸軍航空部隊、ダーウインを襲撃し敵機十六機を撃破す。コレヒドール連隊、米、潜水艦バーチットの撃沈を發表。陸軍部隊、バダアン半島を完全に攻略せり。

十二日(日) 我軍、セブ島の要衝サンカフト占領。航空部隊、コレヒドール最後の猛攻。米機、マニラの比島人密集地域を盲爆。

十三日(月) 陸軍部隊、ピリトン島西岸タンヂヌパンダンを攻略。比島方面最高指揮官は本間雅晴中将なり。比島行政長官アルガス氏比島再建に邁進を聲明。英海軍インド洋方面艦隊司令官レイトン中将艦隊を襲撃す。チャーチル、下院にて印度海軍戦況を報告。

十四日(火) 一バタアン要衝を襲撃

果發表。

十五日(水) 飛行師團司令部制定さる。海カーチン首相、國防相(新設)を兼務。海軍航空部隊、ミンダナオ島マライバライ飛行場を攻撃す。

十六日(木) 香港行政機構、香港、九龍、新界三區に分轄。

十七日(金) 帝國陸海軍部隊、セブ島、バナイ島の既定有利に進展中。イロイロ、カビス、サンホセ三州の三都攻略。モレスビー連隊、空軍増強に聯合國會議。

印度海軍、ビルマ撤退。米、バタアンで六萬五千喪失を發表す。

十八日(土) 敵機、我京濱地方に來襲。我軍ビルマ方面戦果を發表。各軍司令部より空襲被害の微小發表。我軍、バナイ平原の半ば奪取。海軍部隊、ギマラス島占領。

十九日(日) マツカサー、西南太平洋聯合軍司令部に正式就任。

二十日(月) 敵航空母艦三隻、帝國本土に近接し得ず退却。廣東にテロ我軍、カリブ(バナイ島)を占領。海軍部隊、海軍航空部隊は二十日までのダイウイン、モレスビー連隊

に於て敵機六十八機を撃破。

二十一日(火) 一バナイ島既定成る。米、帝國空軍のドラム要衝爆撃を發表す。英航空母艦ハミズ艦長戦死か帝國航空部隊、麗水、玉山を連襲。

二十二日(水) 我軍、東部ジャバにて蘭不遇公使捕虜、海軍艦隊、グアンバイア、ベンガル灣で撃沈。英のダムダム弾を撃破す。

二十三日(木) 比島派遣軍、二十日までに行はれバタアン總攻撃の戦果發表。實業遊撃司令孫良誠將軍、和平陣へ参加。我軍、コレヒドール要衝砲撃。帝國航空部隊、モレスビー三回に互り猛爆。

二十七日(月) 一ビルマ連隊の薄軍、總引揚の由。海軍部隊のモルツカ諸島、西部ニューギニヤ西部北半政略を發表す。

二十九日(水) 我軍、ミンダナオ島コタバトに敵前上陸。我軍、ミンダナオ島西部の要地バラングを占領す。

三十日(木) 陸軍航空部隊、西安飛行場を襲撃。我空軍ホーン島、ソヤモン島を爆撃せり。

内外政治經濟重要日誌

(自昭和十七年二月一日至昭和十七年四月卅日)

二月

二日(月) 大型機械船運航會社の設立及機械船運航の統制方針海務院より發表さる。

三日(火) 永田、砂田、村田、徳川の四氏陸軍現地軍政顧問に任命さる。明年國家資金計畫の概観財政當局より發表。

四日(水) 日本經濟聯合會長に井坂季氏決定す。暫期的船舶補充計畫速相より説明。

五日(木) 作戦物資補給計畫概要發表さる。

六日(金) 藤原、竹内、大野、山崎、藤山の五氏陸軍現地軍政顧問に就任す。

十日(火) 空襲被害保險認可され三月一日より施行の條。統制會々長會議開かる。

十三日(金) 大東亞建設會議設置の旨閣議で決定す。

十四日(土) 大東亞食糧政策決定。

十五日(日) 新高城陥落。

十六日(月) 東條首相大東亞に互る雄大な國策を表明す。人機企業大同プロツク結成。洋灰遊休設備營團提供方針決定す。

十七日(火) 在京の印度亡命志士歐起す。四月施行の總選挙方針表明さる。内相に海津三千男氏決定。

十八日(水) 農林省農務課基本要綱決まる。

十九日(木) 拓務外地首領會議開く。

二十日(金) 日本貿易會の機構再編決定し活動を開始す。日滿支電力聯合計畫協議會開催。

二十三日(月) 中小商工業再編協議會を各府縣に設置、要綱發表さる。

二十六日(木) 纖維製品配給協議會創立。

二十八日(土) 佐藤尙武氏新任駐ソ大使に起用さる。戦時金融金融法施行規則公布さる。

三十一日(日) 戦時金融金融法實施。

二日(月) 翼賛政治體制協議會、道府縣支部結成案決定す。

四日(水) 岩村法相選挙取替方針を明示す。特殊鋼製造事業者の整理及遊休設備處理の方針決まる。

六日(金) 選挙取締新規則公布施行さる。

八日(日) 皇軍ラングーン完全占領。政府水産業の再編成を意圖、漁業團體法を衆議院に提案の由。

九日(月) 陸軍軍紀條件降伏。中小商工業再編成案發表。日銀法二十日施行と決り日銀令案閣議で決定す。

十二日(木) 首相演説、印方策を含む

- ◆十三日(金) 農林省臨時年米賣收高五五、〇八七、四五〇石と發表。
- ◆十四日(土) 日製鋼鐵に遠征三氏決定。
- ◆十六日(月) 滿洲國對恩特派大使帝部に入る。
- ◆十七日(火) 南方開發金庫設立委員決定す。
- ◆十八日(水) 政府帝國鐵道に補償規定を發議す。電力家議官電氣料金新基準を決定。
- ◆十九日(木) 政府重要物資管理官團へ二千萬圓の公債出資。
- ◆二十日(金) 産業設備費價基準原則として時價と決る。日露漁業暫定取締本年末迄效力延長さる。
- ◆二十五日(水) 大藏省起債計畫委員第一四半期起債額七億一千萬圓と決定す。
- ◆二十六日(木) 法王國の特派使節派遣の件決り初代公使に原田健氏起用さる。第七十九議會閉院式舉行。
- ◆三十日(月) 大東亞石油鐵道株式會社新設の旨通告の由。

- ◆一日(水) 臨時賣金調整法改正。國債運賃上げ。日債最高發行限度を昭和十七年度より六十億圓に擴張。
- ◆三日(金) 臨時賣金庫の民間出資五千萬圓の引受割當決定。日本鐵道電氣株式會社新設。
- ◆六日(月) 農林省、大東亞產物對策として第一期十ヶ年計畫成る。
- ◆七日(火) 船舶金融改善の具體案成る。泰國使節團先發一行入京。
- ◆八日(水) 海軍九軍艦の合同海軍葬執行さる。日ソ漁業協定議定書官報を以て公布。
- ◆九日(木) 津組組保界に進出す。
- ◆十日(金) 港灣運送業中央協議會設立。工作機械認可工場を指定。
- ◆十三日(月) 貿易關係法規統一、物產交流を迅速化する。上海の鐵系保險會社組保三十九、生保十社を清算。
- ◆十五日(水) 日本經濟聯盟會、時局對策調査委員會内に産業能率増進委員會を特設。
- ◆十六日(木) 全國産業團體聯合會解散を決定。重要産業統制團體協議會の運用方針決まる。
- ◆十七日(金) 南方總作方針決定す。

- ◆十八日(土) 臨時賣金庫開業、副總裁以下陣容成る。鐵道我京濱地方を初空襲。
- ◆十九日(日) 戰災被害者に對する庶民金庫の特別貸付直ちに業務開始。
- ◆二十日(月) 勞務調整令施行規則改正公布即日施行。
- ◆二十一日(火) 定例閣議、中小商工業者整理問題中、小賣業の整備方針決定。
- ◆二十二日(水) 生保協會、空爆死亡の保險金無條件で全額支拂と協定。東部西部の船舶機械統制組合創立總會。日露經濟の協力原則的瞭解成立。
- ◆二十三日(木) 大藏省、金融業別統制會の會員を指定設立命令を發布。石炭配給會社十六社を指定。カーバイド地方需要者團體十三組合指定。
- ◆二十四日(金) 十七年度物動計畫成る。東西船用内燃機統制組合創立總會。
- ◆二十五日(土) 食糧證券一億九千萬圓借換發行。泰國の慶祝使節入京。
- ◆三十日(木) 盤石統制株式會社創立

海外

- ◆一月(日) 泰國財政總より完全體配
- ◆二月(月) 暹首相カーナン暹空軍の擴張計畫を發表。
- ◆四日(水) 獨逸、大バリ地區に於て反獨佛人を處刑す。
- ◆五日(木) 米、加州日本人漁夫を逮捕。暹英間の航路客便停止。南阿聯邦上院、對日宣戰案可決す。
- ◆六日(金) リビア戰線の英軍、デルタより撤退。米上院、機務新借款五億佛佛與案可決。重慶ソ聯間に軍需品交換協定設立。
- ◆七日(土) 米陸軍省、ワシントンに米英聯合參謀本部創設の旨發表。
- ◆八日(日) 北阿に於ける獨伊軍を埃及國境へ英空軍、七百五十機撃退。
- ◆九日(月) 米、重慶へ軍事使節派遣。新駐ソ米大使はスタンドレーに決定

- ◆十一日(水) 蔣、ネールと會談。露軍、ビルマ戰線に出動。
- ◆十二日(木) 獨逸主力艦、ドーヴア沖にて大海戰、英海軍にビルマ共同防衛成立説。
- ◆十四日(土) ネール、重慶印度間の協同計畫發表。
- ◆十五日(日) 英首相チャーチル、放送にてシシ連陷落に就き國民の奮起を哀願す。
- ◆十六日(月) 俄領國、米と外交官交換協定成立す。
- ◆十八日(水) 在天津及廣東の英租界國府へ移管の聲明發表せらる。パラグアイ對俄領國との外交斷絶を發表。
- ◆二十日(金) 英内閣改選議行されクリツプス入閣す。
- ◆二十一日(土) 葡政府、我軍のチモール作戦に沈黙。
- ◆二十二日(日) 蔣、イランイラクと公使交換す。米、俄領人大量逮捕。
- ◆二十三日(月) 米、アルゼンチンに飛行基地獲得の由。
- ◆二十四日(火) 米、錫の加工禁止。駐上獨大使轉驛さる。
- ◆二十六日(木) 在加邦人に禁足令。

- ◆一日(日) 滿洲國、恩赦の閣議決
- ◆二日(月) ウエーグニル飛見さる。
- ◆三日(火) 米伯經濟協定成立。
- ◆四日(水) 英機、パリを盲爆。英京で、英海軍代表印度防衛を討議。
- ◆五日(木) 我海軍艦、米油槽船を米太平洋岸にて沈没。獨機、モスクワ本年初空襲。
- ◆六日(金) 米海軍聯合軍、ニューカレドニア占據。坪上大使ビアン泰首相と經濟問題を懇談。
- ◆八日(日) ビアン泰首相組閣。
- ◆九日(月) 米、作戦部長にキング大將任命。英機、パリを再爆。
- ◆十日(火) 蔣、泰に宣戰す。
- ◆十一日(水) クリツプス、英の對策を提げ印度へ急行。
- ◆十二日(木) 伯政府、俄領國側資産沒收を發令。
- ◆十四日(土) 米、蘭印資金の凍結を發令す。
- ◆十五日(日) 法王國親日態度闡明。

十七日(火) 印國民會議議決重大決議
 二十日(金) 一ブラジル、邦人を不法逮捕。
 二十二日(日) 一クリップス、印度カラチへ到着。埃及首相相親睦する。
 二十三日(月) 一建川、モロトフ會談
 二十四日(火) 一サイアラス島の英軍ビルマ國境防備へ移動。
 二十五日(水) 一坪上大使、泰首相と日英經濟提携に就て懇談。クリップス、同教徒團體總裁と會見。
 二十七日(金) 一クリップス案に反對の氣運次第に激化し印度獨立聯盟對英帝國主義の聲明を發表す。
 二十八日(土) 一汪主席、還都二週年記念日を前に中國の使命を闡明す。クリップス、近く歸英の趣。

三日(金) 一米大蔵省發表、米國一九四一—二年度豫算百億弗の赤字。英切符制に新様式。
 四日(土) 一四教徒、マハサバ他黨對英抗爭を表明。米、ドゴール派と正式協力、英印四首領會談。派、男子の徵用範圍擴大。
 五日(日) 一獨、超過利潤稅新設。獨東部戰線、西部戰線の戰果發表。
 六日(月) 一佐藤大使、モロトフと會見、ジョンソン特使、印度各派と會見開始。
 七日(火) 一佐藤大使、クレムリン宮訪問任務を終了。太平洋軍本會議第二回會合。
 八日(水) 一イタラの反英熱暴る。米參謀總長等消息、チャーチルと重要關係。米、沿岸哨戒を強化。
 九日(木) 一米、陸軍豫算九億弗追加
 十一日(土) 一印度國民會議派、英國案は有名無實と反對決議を發表。
 十三日(月) 一チャーチル、下院で印度豫算の敗壞發表。クリップス離印。
 十四日(火) 一ベトナム政變で紐育株式大暴落。イワン對日斷交決定。
 十六日(水) 一建國の日ソ漁業協定。

日本十四ヶ所全部獲得。泰、商務省産業省を新設。
 十七日(金) 一佛内閣總辭職、ラヴアール首班となり組閣。
 十八日(土) 一英、全面的増稅斷行。佛内閣成立。
 十九日(日) 一英、ビルマの交通管轄を重慶に委譲。
 二十日(月) 一佛ラヴアール、施政演説に於て對獨提携を強調。米、インフレ防止策特別教書で議會に要請。
 二十一日(火) 一日歐の交通連絡レベリア經由で再開。
 二十三日(木) 一米、民需ラヂオ製造禁止。南阿聯邦、對佛國交斷絶發表。
 二十五日(土) 一米、ニクアラガ經濟協定調印を了す。獨空軍、英本土を爆撃。伯、邦人の集會を強壓。
 二十六日(日) 一獨、國會を召集。
 二十七日(月) 一ボリダニア亞細亞間に新石油協定。英機、獨都市を官場。
 コロンビア大統領改選。
 二十九日(水) 一獨、地中海の航行再開。
 三十日(木) 一ヒ特勒、某所にてム首相と會見。獨、對英報復爆撃。

重要經濟統計表目次

世界・物價・物價

主要國生産指數……………三二六
 米國生産指數……………三二六
 主要國特種指數……………三二六
 英米株式相場……………三二六
 各國卸賣物價指數……………三二七
 英國卸賣物價指數……………三二七
 米國卸賣物價指數……………三二七

世界・物價・物價

日本銀行券發行及貸出高……………三二八
 手形交換高及不渡手形高……………三二八
 大大都市倉庫指數……………三二八
 全國營業倉庫在荷及出入庫……………三二九
 東京卸賣物價指數……………三二九
 東京株式相場……………三二九
 東京株價指數……………三二九
 本邦生産指數……………三三〇

金融・金・銀

各國中央銀行割引歩合……………三二八
 英米市場金利……………三二八
 英國銀行主要勘定……………三二八
 米國聯邦準備銀行主要勘定……………三二九
 各國金準備額……………三二九
 各國金產額……………三三〇
 主要國金塊相場……………三三〇
 米國金移動額……………三三〇

爲替・貿易

各國貿易月表……………三三一
 東京市場爲替相場……………三三一

滿洲

滿洲中央銀行通貨發行高……………三三二
 滿洲國內銀行預金貸出……………三三二
 滿洲七都市手形交換額……………三三三
 新京卸賣物價・生計費指數……………三三三
 滿洲國貿易表……………三三三

金融・財政

(一)	國庫歲入歳出現計	三三三
(二)	日本銀行營業通帳	三三三
(三)	預金部資金及運用表	三三三
(四)	全國銀行預金貸出現在高	三三三
(五)	全國銀行存債證券、預金及現金在高	三三三
(六)	東京及大阪市中金利率表	三三三
(七)	全國信託會社信託勘定表	三三三
(八)	郵便貯金現在表	三三三
(九)	簡易保險及郵便年金表	三三三
(十)	內國保險保費月末現在契約高表	三三三
(十一)	公社債發行並現在高	三三三
(十二)	東洋主要株式及公債各月平均相違	三三三
(十三)	外貨對價平均相違	三三三
(十四)	銀行會計計畫資本	三三三
(十五)	公社債及株式拂込金額	三三三

專賣及商品

(一)	重要生産額表	三三三
(二)	生絲製造及國內消費高	三三三
(三)	紐育生絲集數測	三三三
(四)	綿絲等生産高	三三三
(五)	織布生産高	三三三
(六)	洋紙需給狀況	三三三
(七)	重要商品相違	三三三

労働者状態

(一)	全國生計費指數	三三三
(二)	東京小賣物價指數	三三三
(三)	労働人員及賃銀統計	三三三
(四)	労働統計指數	三三三
(五)	労働爭議統計	三三三
(六)	全國賃銀指數	三三三
(七)	各國失業統計	三三三

小作手続統計

(1) 日本銀行銀行及貸出高 (表註欄) (單位百萬圓)

年月	銀行總行現在高			月末現在高	預金貸出	(2) 手形交換高及不渡手形高 (東京手形交換所圖)						
	最多	最少	平均			手形交換高	不渡手形					
16. 10	4,743	4,326	4,440	4,743	456	733	10	3,702	10,850,450	229	381,038	
11	4,903	4,376	4,546	4,903	673	683	11	3,650	10,825,307	157	328,961	
12	6,232	4,714	5,179	5,970	490	904	12	5,328	15,447,819	235	522,984	
17. 1	5,650	4,902	5,230	5,256	663	652	1	3,212	11,631,552	178	194,547	
2	5,263	4,860	5,013	5,259	575	676	2	3,320	10,156,458	200	300,207	
3	5,306	4,860	4,967	5,306	528	516						
4	5,353	4,899	5,074	5,353	548	390	10.	3,778	10,494,824	145	280,843	
16. 4	4,085	3,648	3,803	4,085	454	533	15.	4,187	9,798,256	187	138,145	
18. 4	3,461	3,063	3,207	3,461	271	615	1-2	6,432	21,788,010	378	494,754	
							16	7,305	20,870,513	292	563,199	

(3) 六大都市倉庫協會 (表註欄) (我計圖) (昭和3年-700)

年月	在埠例數			在埠金額	全國在埠例數	全國金額	(4) 全國總倉庫在埠及入出庫 (日本倉庫協會圖)					
	原指數	季節變動除去	原指數				季節變動除去	入庫	出庫	在埠	入庫	出庫
15. 5	115.9	105.4	213.7	190.8	36,918	1,187,187	9,399	9,710	23,990	482,993	396,095	945,988
6	116.2	107.6	218.7	193.8	36,527	1,225,731	8,565	8,507	24,048	370,705	348,639	968,065
7	113.5	109.1	233.2	213.9	36,502	1,301,192	8,331	8,881	23,438	454,863	390,752	1,082,176
8	122.5	121.3	257.9	248.0	38,002	1,415,519	10,796	8,946	25,348	549,080	439,902	1,141,254
9	125.9	131.1	269.6	276.9	40,773	1,503,144	9,524	8,823	26,050	448,356	396,307	1,193,403
10	127.4	141.6	279.5	314.0	48,071	1,539,880	9,447	9,135	26,362	470,920	427,292	1,237,035
11	134.3	164.4	286.0	339.5	43,783	1,559,960	10,115	8,680	27,796	438,048	406,801	1,288,282
14. 11	79.9	91.6	144.4	169.9	27,944	842,222	7,631	7,984	16,534	358,304	320,375	639,305
13. 11	79.8	91.7	123.4	145.2	28,719	699,767	6,736	7,774	16,517	230,970	245,607	545,906

(6) 重要物価指数 (東洋経済調査会) (昭和6年平均=100)

月	末	穀物	其他食料品	織物	織物原料	金属	石炭	工業薬品	肥料	建築材料	雑品	平均	(大正平均=100)			
													日本	英国	米国	
14年中		238.7	144.8	219.6	163.6	271.1	188.2	169.1	209.5	212.5	194.0	200.1	243.3	126.2	99.6	101.3
15年中		268.0	167.9	233.9	181.3	277.1	199.8	196.5	238.4	255.2	201.1	219.2	266.7	125.4	111.9	103.6
16.	10	270.1	177.4	304.6	203.5	283.3	210.9	205.7	240.4	260.5	205.8	235.1	285.9	134.4	131.1	121.3
	11	270.1	177.4	307.8	203.7	283.3	210.9	205.7	240.4	260.5	205.8	239.3	286.4	134.7	131.4	122.6
	12	270.1	183.9	308.5	217.1	291.1	210.9	205.7	239.8	260.5	205.8	240.7	291.0
17.	1	270.1	183.9	313.5	216.8	291.2	227.4	206.4	240.0	260.5	205.8	241.4	292.7
	2	270.1	183.9	320.5	216.5	291.2	227.4	206.4	240.0	260.5	205.8	241.3	293.4
	3	271.5	183.9	318.4	217.0	291.2	235.1	213.8	240.8	260.5	207.5	244.1	296.3
	4	270.6	173.0	262.2	197.4	279.6	210.9	199.1	240.4	258.9	205.1	227.8	277.0	130.2	127.5	110.2
15.	4	268.5	163.3	240.5	181.5	276.9	203.6	198.6	244.4	258.7	196.3	219.3	266.7	125.4	99.6	105.6

(7) 重要物価指数 (東洋経済調査会) (昭和12年平均=100)

年	月	穀物	其他食料品	織物	織物原料	金属	石炭	工業薬品	肥料	建築材料	雑品	平均	(大正平均=100)											
													穀類	油類	糖類	畜産物	其他	化学	染料	纤维	皮革	木材	金属	其他
10		111.8	93.2	95	101	112	86	36	71	134	97	72	61	100	101	113	84	78	71	81	93	65	98	69
11		112.9	94.1	97	104	115	85	36	72	132	68	72	60	99	103	115	83	79	73	81	94	67	96	69
12		128.5	107.1	113	127	141	98	46	79	130	81	75	73	116	115	122	93	85	85	98	113	93	100	72
1		128.1	106.8	122	126	142	110	45	80	126	81	79	64	107	117	119	91	87	76	92	107	83	100	70
2		128.4	107.0	123	130	144	125	45	80	126	81	81	70	110	116	121	90	91	77	91	109	84	98	70
3		126.3	105.3	115	117	141	111	45	80	126	78	80	72	109	116	123	88	90	75	90	106	82	96	67
4		127.7	100.6	115	120	148	114	53	87	123	80	79	67	109	117	123	89	91	75	91	107	82	99	67
4		118.4	98.7	104	105	115	90	49	81	126	74	78	72	110	107	116	86	80	67	95	101	71	99	75
4		129.3	113.0	106	120	127	123	56	102	142	92	89	86	127	118	134	90	91	83	114	125	94	108	87

(備考) 重要物価指数は、昭和6年平均を100とし、昭和12年平均を100として算出する。昭和6年平均は、昭和6年1月1日現在の物価を100とし、昭和12年平均は、昭和12年12月31日現在の物価を100として算出する。

(8) 重要物価指数 (昭和6-8年平均=100, 季節変動除却)

年	月	穀物	其他食料品	織物	織物原料	金属	石炭	工業薬品	肥料	建築材料	雑品	平均	昭 和				
													7年平均	8年平均	9年平均	10年平均	11年平均
14年	6月	179.9	119.3	116.9	145.1	118.0	240.0	240.6	118.5	331.9	180.8	164.2	179.8	182.0	164.7		
	7	187.9	132.3	131.9	155.1	133.6	243.0	217.0	116.5	343.5	177.9	166.2	181.8	184.8	160.2		
	8	189.5	124.3	127.7	152.2	118.7	254.2	244.6	111.7	365.7	180.4	165.9	182.9	187.7	148.0		
	9	185.8	124.7	116.9	152.9	137.7	246.3	221.7	116.3	348.7	181.0	166.4	171.1	173.2	155.6		
	10	176.5	121.2	116.8	151.3	126.8	231.4	203.3	90.1	286.1	144.1	162.1	178.0	179.6	167.0		
	11	172.1	115.1	115.6	146.0	135.2	230.6	212.1	98.5	282.2	139.0	164.9	180.0	181.9	171.0		
	12	174.3	116.6	115.6	144.0	116.2	231.5	200.8	112.4	280.5	123.8	173.5	188.6	189.5	172.5		
15年	1	169.4	106.6	102.2	144.0	109.4	231.6	191.6	108.6	284.6	138.4	167.6	161.4	161.4	161.2		
	2	163.9	106.1	102.6	137.5	107.5	221.2	206.3	133.5	259.3	158.5	169.2	158.5	157.9	163.1		
	3	173.8	120.7	121.5	134.9	101.8	226.4	222.5	108.6	274.6	145.4	159.6	184.7	185.7	177.5		
	4	171.9	107.6	110.3	147.4	77.8	235.7	204.8	105.2	286.2	162.3	171.4	179.7	180.7	172.7		
	5	176.3	111.5	117.3	140.4	72.8	240.6	206.2	105.0	295.0	162.4	170.2	184.7	185.9	170.3		
	6	173.4	101.9	102.8	137.9	81.8	244.2	212.6	106.7	301.2	167.1	165.5	176.4	177.7	166.7		
	7	181.3	108.3	110.8	151.6	81.4	253.0	200.1	110.6	314.8	160.7	172.5	176.4	177.9	165.9		
	8	178.5	102.7	105.7	141.2	72.4	253.6	229.3	113.6	312.9	160.2	171.2	174.3	177.4	152.0		
	9	191.9	110.7	109.8	144.8	99.6	272.3	239.2	112.2	341.8	172.5	176.2	178.3	180.1	164.2		

(備考) 昭和14年10月以降の物価指数は、電気の値を含まない。

(9) 英國物價指數 (*1929年=100)				(10) 英國物價指數 (*1929年=100)				
年月	英國		印度		暹羅		爪哇	
	總指數	製造品	礦產品	礦產品	礦產品	礦產品	礦產品	礦產品
1941. 3	130	111	134	121	131	147	127	125
4	127	114	140	121	131	144	131	125
5	126	118	143	120	130	154	125	125
6	159	125	125
7	160	125	125
8	160	125	125
1940. 8	110	111	119	122	133	121	112	114
1939. 8	87	..	100	73	..	104	107	91

(11) 英國物價指數 (國際聯盟)				(12) 英國物價指數 (國際聯盟)				
年月	英國		印度		暹羅		爪哇	
	總指數	製造品	礦產品	礦產品	礦產品	礦產品	礦產品	礦產品
1941. 6	69	47	120	126	135	147	127	125
7	73	..	124	129	131	144	131	125
8	154	125	125
9	159	125	125
10	160	125	125
11	160	125	125
12	160	125	125
1940. 12	66	50	110	105	112	121	112	114
1939. 12	76	57	84	103	105	104	107	91

(13) 英國物價指數 (國際聯盟)				(14) 英國物價指數 (國際聯盟)				
年月	英國		印度		暹羅		爪哇	
	總指數	製造品	礦產品	礦產品	礦產品	礦產品	礦產品	礦產品
1941. 2	102	89	129	135	144	154	125	125
3	103	90	131	135	144	154	125	125
4	104	91	135	138	144	154	125	125
5	105	93	138	144	144	154	125	125
6	105	94	144	144	144	154	125	125
7	105	94	144	144	144	154	125	125
8	105	94	144	144	144	154	125	125
1940. 6	97	85	129	135	144	154	125	125
1939. 6	..	77	107	129	144	154	125	125

(15) 英國物價指數 (國際聯盟)				(16) 英國物價指數 (國際聯盟)				
年月	英國		印度		暹羅		爪哇	
	總指數	製造品	礦產品	礦產品	礦產品	礦產品	礦產品	礦產品
1941. 1	97.5	89.8	130.4	141.1	154.6	164.3	125.8	125.8
2	97.3	89.4	130.4	141.1	154.6	164.3	125.8	125.8
3	96.1	89.7	130.4	141.1	154.6	164.3	125.8	125.8
4	96.9	91.6	129.9	141.1	154.6	164.3	125.8	125.8
5	98.1	93.4	129.6	141.1	154.6	164.3	125.8	125.8
6	96.1	94.1	129.4	141.1	154.6	164.3	125.8	125.8
7	94.7	99.2	129.4	141.1	154.6	164.3	125.8	125.8
8	98.7	93.5	129.3	141.1	154.6	164.3	125.8	125.8
1940. 8	93.3	86.3	121.0	139.2	151.0	164.3	125.8	125.8
1939. 8	66.1	61.3	95.4	109.6	121.0	125.8	125.8	125.8

(17) 英國物價指數 (國際聯盟)				(18) 英國物價指數 (國際聯盟)				
年月	英國		印度		暹羅		爪哇	
	總指數	製造品	礦產品	礦產品	礦產品	礦產品	礦產品	礦產品
1941. 1	97.5	89.8	130.4	141.1	154.6	164.3	125.8	125.8
2	97.3	89.4	130.4	141.1	154.6	164.3	125.8	125.8
3	96.1	89.7	130.4	141.1	154.6	164.3	125.8	125.8
4	96.9	91.6	129.9	141.1	154.6	164.3	125.8	125.8
5	98.1	93.4	129.6	141.1	154.6	164.3	125.8	125.8
6	96.1	94.1	129.4	141.1	154.6	164.3	125.8	125.8
7	94.7	99.2	129.4	141.1	154.6	164.3	125.8	125.8
8	98.7	93.5	129.3	141.1	154.6	164.3	125.8	125.8
1940. 8	93.3	86.3	121.0	139.2	151.0	164.3	125.8	125.8
1939. 8	66.1	61.3	95.4	109.6	121.0	125.8	125.8	125.8

(16) 各國中央銀行割引率

國名	最近の改定		商所の改定		改定前		年月	倫敦市場金利		銀行 利率	銀行 利率	銀行 利率	銀行 利率	銀行 利率	
	現行率	改年月日	改年月日	改年月日	割引率	割引率		最高	最低						最高
日本銀行	3.29	1937.7.15	3.85	1936.4.7	4.02	1941.	5	1%	1%	0%	0%	1%	1%	1%	1%
青島銀行	1.00	1937.8.27	2.00	1933.10.19	2.00	1941.	6	1%	1%	0%	0%	1%	1%	1%	1%
華比銀行	2.00	1939.10.26	3.00	1939.9.28	4.00	1941.	7	1%	1%	0%	0%	1%	1%	1%	1%
交通銀行	1.75	1941.3.16	3.00	1939.1.4	2.50	1941.	8	1%	1%	0%	0%	1%	1%	1%	1%
大陸銀行	3.25	1940.4.9	4.00	1938.9.22	5.00	1941.	9	1%	1%	0%	0%	1%	1%	1%	1%
華僑銀行	2.00	1940.1.25	2.50	1939.7.6	3.00	1941.	10	1%	1%	0%	0%	1%	1%	1%	1%
廣東銀行	2.50	1941.6.26	3.00	1939.8.29	2.00	1941.	11	1%	1%	0%	0%	1%	1%	1%	1%
浙江興業銀行	4.50	1935.5.18	5.00	1935.9.9	4.50	1941.	12	1%	1%	0%	0%	1%	1%	1%	1%
上海商業儲蓄銀行	1.50	1936.11.25	3.00	1936.9.8	2.50	1941.	12	1%	1%	0%	0%	1%	1%	1%	1%
華南銀行	3.00	1941.5.29	3.50	1940.3.17	3.00	1939.	12	1%	1%	0%	0%	1%	1%	1%	1%
廣東銀行	2.00	1940.10.16	4.50	1940.3.22	5.50	1939.	12	1%	1%	0%	0%	1%	1%	1%	1%

(17) 英米市場金利 (單位百萬磅)

年月日	紙幣發行高			預金			貸出			債務及 金銀貸	
	流通高	營業高	保有	政府	銀行	其他	政府	銀行	其他		
1941.2.20	603.2	27.0	630.0	14.7	121.7	53.0	156.4	3.7	19.0	179.1	28.2
3.20	611.5	18.8	630.0	22.0	118.6	53.3	126.5	45.3	19.3	191.1	19.9
4.30	623.3	26.9	650.0	17.7	131.8	57.2	109.3	28.3	24.4	162.0	58.3
5.20	639.5	50.7	690.0	18.6	110.9	52.1	125.2	11.4	24.2	160.8	52.3
6.20	659.4	..	690.0
7.30	664.7	21.8	680.0	17.8	139.1	50.5	158.8	6.5	23.0	188.3	23.5
8.27	664.7	15.5	680.0	18.0	125.7	49.1	169.3	6.4	23.6	190.3	17.3
1940.8.20	610.0	50.5	660.0	18.5	115.7	51.5	148.0	3.9	24.6	170.5	20.6
1939.8.30	529.5	35.5	565.0	16.2	99.1	39.0	113.1	24.6	6.4	144.1	34.3

(19) 英國銀行總行總額主要勘定 (單位百萬磅)

年月日	準備		割引	手形	貸出	未償	其他	預金		其他	負債
	金銀券	其他						加受銀行 準備勘定	政府 預金		
1941.4.30	30,193	340	3	5	2,184	959	6,292	13,524	865	579	1,184
5.28	20,317	309	4	8	2,184	944	6,460	13,749	462	686	1,172
6.25	20,314	295	2	9	2,184	1,002	6,633	12,985	1,081	651	1,215
7.30	20,303	310	5	10	2,184	996	6,829	13,097	921	604	1,211
8.27	20,300	290	10	10	2,184	1,060	7,007	12,998	772	690	1,254
9.24	20,362	285	12	9	2,184	1,080	7,164	13,273	379	745	1,260
1940.9.25	18,843	359	5	9	2,434	812	5,407	13,703	793	514	1,034
1939.9.27	14,657	346	6	12	2,804	777	4,684	11,621	552	304	974

(20) 各國金準備 (單位百萬磅)

年月	總計	未償	英國	法國	白耳	荷蘭	瑞西	アルゼ	イン	印度	加奈	コロン	マキ	日本	南阿	瑞典	其他
1940.12	28,401	21,995	1	2,000	734	617	302	353	274	274	7	17	47	164	367	160	145
1	28,558	22,116	1	2,000	734	616	320	353	274	274	7	20	50	164	376	165	145
2	28,718	22,232	1	2,000	754	614	324	353	274	274	8	18	53	164	388	171	145
3	28,576	22,367	1	2,000	754	614	324	353	274	274	8	16	54	164	401	172	145
4	27,948	22,506	1	2,000	754	614	324	353	274	274	7	17	56	164	413	174	145
5	27,939	22,575	1	2,000	754	614	324	353	274	274	6	16	58	164	418	180	145
6	27,856	22,524	1	2,000	754	614	324	353	274	274	6	18	59	164	427	192	144
7	27,464	22,675	1	2,000	754	614	324	353	274	274	7	18	60	164	431	189	144
8	24,940	22,719	1	2,000	754	614	324	353	274	274	..	17	59	164	431	189	144
1940.8	28,066	20,913	1	2,000	605	624	490	402	274	274	8	15	30	164	308	153	145
1939.8	25,118	16,646	1,168	2,000	614	762	539	431	274	274	219	20	29	164	222	355	133

(備考) = 印紙款。

(21) 各國金貨總額 (單位千佛)

年月	總定額	合計	阿弗利加		南美洲	北亞細亞		歐洲	其他			
			南阿	羅西		南	北					
1939.	1,212,796	1,016,791	448,753	28,009	28,564	196,391	178,303	32,300	19,951	11,376	56,182	11,078
1940.	1,273,755	1,088,835	491,628	29,155	32,163	206,994	185,602	30,878	22,117	11,999	55,878	10,157
1941.	100,450	84,090	39,608	2,237	2,566	15,408	14,446	2,670	1,844	695	3,812	805
3	106,365	89,526	42,075	2,318	2,696	16,023	15,629	2,702	1,891	1,313	4,040	840
4	105,525	88,486	41,357	2,355	2,580	16,413	15,384	2,491	2,071	896	4,133	805
5	105,105	88,142	42,716	2,355	2,615	16,022	15,721	2,476	1,872	528	4,133	700
6	105,980	88,955	41,186	2,355	2,615	16,468	15,890	2,841	1,777	1,023	3,939	840
7	105,937	89,276	43,093	2,355	2,615	16,587	15,925	2,841	2,072	1,023	3,939	875
1940. 7	110,037	92,665	41,936	2,450	2,590	16,866	15,982	3,010	1,952	850	4,480	490
1939. 7	102,878	87,241	37,952	2,395	2,395	16,280	15,397	3,638	1,551	1,583	4,404	936

(22) 各國金貨總額

年月	日本	英國	美國	法國	純輸入、純輸出				
					對英國	對加奈陀			
1939.	3.85	14.60	8.8.0	35.00	47,608.00	1,826,403	612,949	74,250	3,574,151
7	3.85	14.60	8.8.0	35.00	47,608.00	655,083	2,622,330	103,777	4,744,472
8	3.85	14.60	8.8.0	35.00	47,608.00	1941.	20,216	4,720	171,992
9	3.85	14.60	8.8.0	35.00	47,608.00	4	16,309	4,194	34,830
10	3.85	14.60	8.8.0	35.00	47,608.00	5	17,521	4,593	30,712
11	3.85	14.60	8.8.0	35.00	47,608.00	6	19,228	5,199	37,041
12	3.85	14.60	8.8.0	35.00	47,608.00	7	10,845	0,742	30,973
1940. 12	3.85	14.60	8.8.0	35.00	47,608.00	8	10,819	6,740	351,553
14. 12	3.85	14.60	8.8.0	35.00	47,608.00	1939.	163,738	34,399	259,921

(備考) = 印被控。

(23) 各國貿易品月別表 (國際聯盟)

年月	輸入												輸出																							
	蘇俄	美國	英國	法國	德國	日本	加拿大	印度	和蘭	美國	瑞典	丹麥	其他	蘇俄	美國	英國	法國	德國	日本	加拿大	印度	和蘭	美國	瑞典	丹麥	其他										
1939年中	105.4	1,460.4	80,807	1,633.0	1,607.1	1,949.4	878.0	1,370.9	1,415.0	863.5	1,179.6	2,068.1	138.1	1,444.8	19,792	1,545.3	1,318.6	4,060.4	30,587	956.4	1,039.2	471.4	774.0	1,838.8	133.1	1,444.8	19,792	1,545.3	1,318.6	4,060.4	30,587	956.4	1,039.2	471.4	774.0	1,838.8
1939	97.1	1,338.0	80,064	1,594.8	1,766.8	2,084.0	750.0	1,470.9	1,436.5	926.8	1,366.8	2,484.7	138.1	1,380.7	80,940	1,452.1	1,160.6	3,869.5	26,119	960.3	960.3	500.3	807.6	1,917.1	138.1	1,380.7	80,940	1,452.1	1,160.6	3,869.5	26,119	960.3	960.3	500.3	807.6	1,917.1
1940. 11	9.1	91.4	..	128.3	159.2	217.3	102.3	115.6	64.0	72.2	73.1	156.2	138.1	13.1	78.7	101.1	100.3	321.2	118.4	161.2	47.4	21.7	35.8	123.9	138.1	13.1	78.7	101.1	100.3	321.2	118.4	161.2	47.4	21.7	35.8	123.9
12	8.6	88.9	..	118.7	151.0	238.3	102.3	98.7	59.6	72.9	86.6	149.2	138.1	13.1	78.7	101.1	100.3	315.3	98.7	138.5	45.0	24.4	45.3	120.9	138.1	13.1	78.7	101.1	100.3	315.3	98.7	138.5	45.0	24.4	45.3	120.9
1941. 1	9.5	80.6	..	107.7	134.1	233.6	98.4	..	61.6	..	75.0	126.4	138.1	13.1	78.7	101.1	100.3	318.0	89.0	..	32.7	..	50.5	84.9	138.1	13.1	78.7	101.1	100.3	318.0	89.0	..	32.7	..	50.5	84.9
2	6.2	61.1	..	73.0	124.1	216.6	89.6	..	60.0	..	50.7	77.6	138.1	13.1	78.7	101.1	100.3	295.2	100.5	..	42.8	..	25.4	46.9	138.1	13.1	78.7	101.1	100.3	295.2	100.5	..	42.8	..	25.4	46.9
3	7.9	78.3	..	104.2	179.2	254.6	108.0	80.2	106.7	138.1	13.1	78.7	101.1	100.3	350.4	103.0	59.3	87.4	138.1	13.1	78.7	101.1	100.3	350.4	103.0	59.3	87.4
4	8.9	92.5	..	151.7	153.0	274.6	106.2	118.4	176.7	138.1	13.1	78.7	101.1	100.3	376.2	118.4	74.2	111.7	138.1	13.1	78.7	101.1	100.3	376.2	118.4	74.2	111.7
5	10.3	99.6	..	131.1	160.4	296.9	128.1	156.3	177.0	138.1	13.1	78.7	101.1	100.3	364.6	146.4	63.5	139.2	138.1	13.1	78.7	101.1	100.3	364.6	146.4	63.5	139.2
1940. 5	10.9	124.3	661	96.2	200.8	203.9	100.5	158.2	60.8	105.6	27.7	197.4	138.1	13.1	78.7	101.1	100.3	316.4	110.8	191.8	44.5	45.5	12.4	80.4	138.1	13.1	78.7	101.1	100.3	316.4	110.8	191.8	44.5	45.5	12.4	80.4
1939. 5	8.4	93.0	1,806	147.7	162.7	194.2	73.0	138.9	123.4	73.5	110.7	208.3	138.1	13.1	78.7	101.1	100.3	240.1	94.9	145.1	90.7	42.3	67.4	166.5	138.1	13.1	78.7	101.1	100.3	240.1	94.9	145.1	90.7	42.3	67.4	166.5

(25) 銀貨市場電報場 (米國海軍備用局) (月平均)

國名	英鎊	法郎	馬克	印度	澳洲	西班	伊太	加奈	墨西	瑞	香	日
(單位)	ポンド (公定相場)	フラン (自由相場)	マルク	ルピー	ポンド	ペセタ	リラ	ポンド	ソコ	クローナ	ポンド	円
平均	823.95	823.95	40.33	61.80	163.35	32.68	8.91	169.31	84.39	45.38	57.45	84.396
1941. 3	403.5000	403.1900	39.9600	30.1390	321.30	9.1300	5.0452	84.9810	20.5290	23.8240	24.4210	23.4390
4	403.5000	402.4800	39.9620	30.1290	320.70	9.1300	5.0475	87.6510	20.5380	23.8250	24.3930	23.4390
5	403.5000	403.1000	39.9680	30.1290	321.19	9.1300	5.0805	87.4210	20.5370	23.8390	24.2850	23.4390
6	403.5000	403.1600	39.9700	30.1290	321.25	9.1300	5.8621	88.1830	20.5330	23.8360	24.3720	23.4390
7	403.5000	403.2300	...	30.1280	321.31	88.2710	20.5420	..	24.5240	23.4390
8	403.5000	403.1800	..	30.1800	321.23	88.9610	20.5380	..	25.1100	..
1940. 8	403.5000	397.8800	39.9510	30.1320	317.02	9.1300	5.0334	86.8650	19.9890	23.8130	22.5100	23.4310
1939. 8	-	461.0700	39.8590	34.4070	367.32	11.0000	5.2515	99.4940	16.8000	24.0020	28.2130	26.8700

(26) 匯票中央銀行通貨銀行高 (單位千圓)

月	幣	銀行高	內		總	紙幣及	預			貸			枚	數	金	額
			正	保			金	內	總	內	總	預				
1941. 5	822,500	321,995	501,405	48,412	870,911	1,835,354	420,060	3,113,897	883,359	260,445	945,153	194,833	288,670	534,989	729,687	815,729
6	811,194	318,566	492,628	49,146	860,748	1,895,810	424,055	3,105,997	868,092	260,445	945,153	194,833	288,670	534,989	729,687	815,729
7	838,080	327,430	510,650	49,993	838,079	1,873,311	431,119	3,147,062	891,315	260,445	945,153	194,833	288,670	534,989	729,687	815,729
8	890,868	332,516	538,346	50,692	941,563	1,842,433	430,001	3,089,148	871,801	260,445	945,153	194,833	288,670	534,989	729,687	815,729
9	832,320	345,136	558,184	51,995	975,875	1,942,718	449,495	3,083,171	825,277	260,445	945,153	194,833	288,670	534,989	729,687	815,729
10	834,728	377,355	577,408	53,592	1,003,380	2,015,847	458,855	3,022,445	707,538	260,445	945,153	194,833	288,670	534,989	729,687	815,729
1940. 10	783,161	323,869	399,318	41,046	744,786	1,840,777	418,001	2,857,866	932,310	144,310	571,794	144,310	142,303	592,938	729,687	815,729
1939. 10	497,666	233,121	234,498	41,846	489,974	1,319,989	442,389	1,799,519	595,335	142,303	592,938	142,303	142,303	592,938	729,687	815,729

(27) 匯票國內銀行預金貸出

(28) 匯票七都市

大連 新京 奉天

(29) 匯票中央銀行通貨銀行高 (單位千圓)

年	月	匯票		預金		貸出		總計	
		中央	銀行	中央	銀行	中央	銀行	中央	銀行
1943年中	202.8	141.6	134.9	161.0	169.0	811.0	183.0	169.0	149.0
1942年中	371.4	198.8	185.4	191.9	189.8	155.7	166.0	199.8	181.8
1941. 5	337.8	226.5	241.2	249.8	237.8	171.0	200.8	247.7	184.8
6	337.6	226.5	248.1	249.8	237.8	174.9	200.8	249.0	184.8
7	337.6	226.5	248.1	249.8	237.8	174.9	200.8	249.0	184.8
8	337.6	226.5	248.1	249.8	237.8	174.9	200.8	249.0	184.8
9	337.6	226.5	248.1	249.8	237.8	174.9	200.8	249.0	184.8
10	337.6	226.5	248.1	249.8	237.8	174.9	200.8	249.0	184.8
11	337.6	226.5	248.1	249.8	237.8	174.9	200.8	249.0	184.8
12	337.6	226.5	248.1	249.8	237.8	174.9	200.8	249.0	184.8
1942. 1	337.6	226.5	248.1	249.8	237.8	174.9	200.8	249.0	184.8
2	337.6	226.5	248.1	249.8	237.8	174.9	200.8	249.0	184.8
1941. 1	337.6	226.5	248.1	249.8	237.8	174.9	200.8	249.0	184.8
2	337.6	226.5	248.1	249.8	237.8	174.9	200.8	249.0	184.8
1940. 2	337.6	226.5	248.1	249.8	237.8	174.9	200.8	249.0	184.8
1939. 2	337.6	226.5	248.1	249.8	237.8	174.9	200.8	249.0	184.8

(30) 匯票中央銀行通貨銀行高 (單位千圓)

年	月	匯票		預金		貸出		總計	
		中央	銀行	中央	銀行	中央	銀行	中央	銀行
1943. 4	65,348	173,213	107,534	44,860	154,048	17,327	7,163	1,928	5,110
5	59,867	174,452	115,168	39,166	150,379	17,369	8,461	1,181	8,507
6	46,168	180,668	134,091	30,890	160,731	13,286	9,411	2,030	6,858
7	46,930	185,509	108,679	34,784	143,921	9,464	6,448	2,429	3,335
8	43,041	160,310	117,289	31,819	140,714	8,682	5,295	2,415	3,071
9	47,804	124,718	76,916	30,712	112,779	13,915	3,482	2,636	5,124
1939. 9	34,522	158,074	121,652	22,971	141,802	6,986	3,492	1,126	3,573
1938. 9	46,990	189,440	79,464	22,473	99,276	9,662	9,113	193	4,975
1-9 / 40	544,629	1,397,716	383,020	378,440	1,241,464	139,283	50,323	16,107	55,530
合計	646,653	1,278,268	631,604	328,173	1,078,020	127,304	59,224	11,263	55,746

匯票

(31) 國 庫 入 出 現 計 (大藏省調) (單位千圓)

出入科目	16年度		15年度		16年度		15年度	
	16年度 1917年3月 至	15年度 1916年3月 至	16年度 1917年3月 至	15年度 1916年3月 至	16年度 1917年3月 至	15年度 1916年3月 至	16年度 1917年3月 至	15年度 1916年3月 至
國庫(總)	4,005,847,800	4,212,838,302	86,370	87,306	55,960	3,750,392	2,111,984	2,599,978
稅	3,078,031,287	3,177,977,834	965	841	747	4,500	4,500	4,500
利息	1,194,065,114	1,440,333,121	4,441	31,752	22,099	24,613	19,592	19,185
特別	660,464	497,892	560	704	607	386,283	323,057	353,137
子種	11,016	9,855	1,907	1,584	1,686	1,673,021	720,037	930,033
種	—	20	5,936	6,378	5,735	577,536	131,889	270,929
種	—	20	551	482	431	464,559	310,325	332,839
種	—	20	—	—	—	55,802	43,186	45,872
種	—	20	—	—	—	186,184	147,355	161,574
種	—	20	—	—	—	69,832	47,680	52,847
種	—	20	—	—	—	10,564	7,235	8,258
種	—	20	—	—	—	366,171	288,942	338,356
種	—	20	—	—	—	5,491	768	829
種	—	20	—	—	—	107,836	67,436	91,619
種	—	20	—	—	—	4,907,453	1,980,784	2,508,196
種	—	20	—	—	—	54,000	39,613	45,292
種	—	20	—	—	—	264,605	108,276	124,790
種	—	20	—	—	—	1,027,956	98,484	94,091
種	—	20	—	—	—	823,363	767,908	968,338
種	—	20	—	—	—	1,557,452	514,007	649,079
種	—	20	—	—	—	7,135	4,825	6,365
種	—	20	—	—	—	80,616	22,058	50,925
種	—	20	—	—	—	470,302	134,417	264,419
種	—	20	—	—	—	893,444	46,574	159,286
種	—	20	—	—	—	132,599	64,597	62,335
種	—	20	—	—	—	61,968	12,356	26,104
種	—	20	—	—	—	60,549	39,228	43,267
種	—	20	—	—	—	6,657,800	3,902,768	5,108,172

(32) 國 庫 行 爲 現 計 (單位千圓)

年月日	銀行存款		政府預金		內政預金		一預預金		國庫券		地方債		特種		特別		其他		預金	預金	代理
	銀行	存款	政府	預金	內政	預金	一預	預金	國庫	券	地方	債	特種	行	特別	會	社	其他			
17. 2. 7	4,998,586	1,052,034	325,131	366,544	230,606	546,173	551,441	24,064	4,977,086	383,302									4,977,086	383,302	
16. 4. 29	4,964,961	1,035,179	297,638	338,628	288,400	545,549	516,061	24,034	4,885,000	381,384									4,885,000	381,384	
16. 4. 27	5,263,447	981,811	190,086	384,446	237,700	541,664	629,736	46,002	5,143,646	348,931									5,143,646	348,931	
3. 7	4,964,742	991,809	265,269	357,780	281,350	542,964	528,104	27,049	5,078,682	351,237									5,078,682	351,237	
14	4,843,752	1,004,525	272,793	350,457	314,400	543,649	490,293	23,636	4,917,102	312,749									4,917,102	312,749	
4. 4	5,142,666	880,900	162,199	386,719	250,900	545,503	472,550	24,010	5,018,032	411,090									5,018,032	411,090	
4. 4	5,168,001	952,034	150,269	405,583	224,000	545,385	387,575	28,763	5,195,838	406,612									5,195,838	406,612	
4. 12	6,899,336	975,386	161,643	379,783	211,800	548,888	361,916	28,519	5,040,828	359,056									5,040,828	359,056	
25	5,121,163	978,698	89,953	354,181	230,800	550,770	359,939	28,951	5,352,042	394,774									5,352,042	394,774	
16. 4. 29	3,927,910	828,043	96,263	403,887	187,300	589,521	509,455	30,010	3,623,267	359,078									3,623,267	359,078	
16. 4. 27	3,825,938	699,027	156,282	414,852	—	527,588	559,834	87,548	2,725,669	280,109									2,725,669	280,109	

(33) 預 金 部 預 算 及 現 現 計 (單位百萬圓)

年月日	預金部		預金部		預金部		預金部		預金部		預金部		預金部		預金部		預金部		預金	預金	代理
	銀行	存款	政府	預金	內政	預金	一預	預金	國庫	券	地方	債	特種	行	特別	會	社	其他			
16. 7	8,723.7	809.6	1,015.1	106.8	111,528.7	7,418.3	1,269.1	876.9	692.9	301.5	501.7	113.7	215.0	11,528.7					11,528.7		
16. 6	8,845.8	831.7	1,015.1	145.9	111,711.9	7,601.5	1,269.2	860.7	709.4	258.9	535.9	51.2	215.6	11,711.9					11,711.9		
16. 5	8,966.6	701.4	1,015.1	245.7	111,870.9	7,777.4	1,265.9	838.5	732.1	324.0	533.7	35.4	214.6	11,870.9					11,870.9		
16. 4	9,085.8	1,061.0	1,015.1	249.0	112,370.9	8,224.9	1,248.3	832.8	766.4	340.6	531.5	55.1	222.2	12,371.0					12,371.0		
16. 3	9,178.1	1,174.2	1,015.1	268.5	112,627.6	8,179.9	1,254.5	834.0	817.9	401.7	503.9	252.9	228.4	12,627.5					12,627.5		
16. 2	9,260.3	789.7	1,015.1	316.8	112,378.4	8,188.6	1,249.9	843.8	830.6	396.5	504.8	30.1	228.4	12,378.4					12,378.4		
16. 1	9,618.4	1,348.1	1,015.1	326.5	113,284.7	8,704.8	1,250.0	883.1	869.9	419.5	507.1	190.7	240.7	13,284.7					13,284.7		
16. 12	9,814.7	1,097.0	1,015.1	368.6	113,226.0	8,957.2	1,258.6	908.4	918.6	351.6	515.9	64.8	244.9	13,386.6					13,386.6		
16. 11	10,082.5	1,603.0	1,015.1	485.7	114,256.8	9,743.4	1,258.6	918.4	974.1	240.9	507.4	153.8	290.7	14,256.8					14,256.8		
16. 10	7,077.8	1,545.7	887.0	418.2	111,545.1	7,412.6	1,199.4	883.1	877.7	352.4	469.1	342.8	214.6	11,545.1					11,545.1		
16. 9	6,195.8	972.5	760.8	341.2	108,483.6	5,437.4	1,125.9	608.0	820.8	461.0	417.6	64.0	166.7	8,653.6					8,653.6		

(34) 全國銀行現金貸出残高 (大阪府内) (單位千圓)

年月末	預				合計	出				合計	
	當座預金	特別當座	通知預金	定期預金		證券貸付	手形貸付	當座貸越	割引手形		
10. 3	3,448,522	5,732,225	2,019,050	14,080,772	25,559,794	653,953	10,016,705	1,684,252	1,189,583	13,554,493	566,736
9. 3	3,727,390	5,805,950	1,988,349	14,224,817	26,068,788	670,409	10,208,003	1,710,841	1,227,866	13,817,119	513,354
10. 9	3,715,405	5,853,804	1,907,990	14,370,447	26,219,906	669,654	10,380,018	1,728,285	1,358,906	14,106,863	423,071
11. 1	3,904,419	6,007,419	2,069,661	14,432,663	26,831,662	658,701	10,587,696	1,746,385	1,416,132	14,408,914	422,614
12. 1	5,018,849	6,386,586	2,809,133	14,850,897	29,496,174	640,777	11,157,083	1,741,725	1,603,200	14,442,785	526,353
17. 1	3,870,698	6,386,217	2,581,191	15,059,317	28,016,970	639,908	11,014,785	1,830,666	1,392,660	14,878,019	442,147
2. 1	3,892,024	6,383,699	2,578,988	15,368,826	28,271,927	638,431	11,221,786	1,890,835	1,219,652	15,030,704	463,119
3. 3	4,393,982	6,480,463	2,781,741	15,810,180	28,939,173	640,027	11,423,120	1,879,946	1,332,307	15,275,400	386,429
18. 3	3,528,819	5,200,830	1,688,634	13,016,076	23,788,729	652,103	9,789,333	1,595,267	1,328,091	13,362,794	453,624
15. 3	2,808,407	4,290,391	1,548,716	10,709,386	19,518,778	698,031	7,659,884	1,478,609	1,085,734	11,522,258	476,086

特別 銀行 (日銀ヲ含ム)

貯蓄 銀行

(35) 全國銀行存款残高 (大阪府内) (單位千圓)

年月末	預				合計	出				合計			
	當座預金	特別當座	通知預金	定期預金		證券貸付	手形貸付	當座貸越	割引手形				
10. 3	5,516,931	15,001	228,719	1,788,026	194,396	70,879	7,562,436	309,743	2,921,111	1,989,917	509,282	1,044,231	
9. 3	5,820,295	12,762	234,920	1,108,541	178,308	65,142	7,477,056	309,781	2,739,961	1,218,126	462,877	890,666	
10. 9	5,783,964	12,626	239,002	5,078,324	161,447	89,286	7,523,831	307,119	2,818,979	1,215,476	464,098	1,139,598	
11. 1	5,998,597	12,600	248,901	5,306,493	161,602	89,439	7,530,402	305,072	2,872,046	1,220,235	452,724	1,103,608	
12. 1	6,301,858	12,600	259,311	6,621,667	171,621	76,727	7,580,451	304,896	2,992,276	1,240,357	483,903	1,018,093	
17. 1	6,973,520	12,743	278,292	7,314,517	172,927	102,915	7,943,980	298,702	4,002,768	1,278,413	576,120	2,399,159	
2. 1	8,725,497	13,163	271,057	7,086,265	179,205	71,086	8,253,065	298,632	4,050,479	1,313,97	636	524,043	1,036,538
3. 3	8,706,494	12,177	285,626	7,086,386	396,546	71,740	8,358,615	297,400	4,131,480	1,337,612	474,036	1,066,275	
18. 3	8,857,410	11,997	312,399	7,236,363	357,240	113,294	8,602,224	294,300	4,187,111	1,313,645	446,538	1,393,209	
19. 3	4,946,359	13,177	201,812	5,195,946	314,801	105,619	6,363,519	308,753	2,211,932	1,029,390	377,793	1,126,808	
15. 3	3,815,998	16,722	155,313	3,920,596	110,775	65,709	4,870,095	341,105	2,698,626	8,213,783	373,741	857,533	

(36) 全國銀行有價證券、預金及現金高 (總)

(36) 東京及大阪市中金利度 (東京及大阪市中平均) (總)

年月末	預		預金	現金	年月	東京		大阪			
	國債	地方債				東京	大阪	東京	大阪		
10. 7	3,020,486	126,855	242,683	308,609	16. 8	0.68	0.68	1.10	1.03	1.30	1.30
9. 3	3,047,218	126,908	1,254,836	207,395	9. 9	0.69	0.69	1.10	1.03	1.30	1.30
10. 9	3,102,660	124,555	1,278,641	205,295	10. 10	0.70	0.70	1.10	1.03	1.30	1.30
11. 1	3,165,760	123,862	1,293,827	211,994	11. 11	0.69	0.70	1.10	1.05	1.30	1.30
12. 1	3,218,996	123,814	1,325,384	190,250	12. 12	0.69	0.68	1.10	1.05	1.30	1.30
17. 1	3,307,376	123,245	1,339,824	251,526	17. 1	0.70	0.69	1.10	1.05	1.30	1.30
2. 1	3,403,719	123,129	1,378,716	222,176	2. 2	0.70	0.70	1.10	1.05	1.30	1.30
3. 3	3,495,933	122,837	1,390,884	209,466	3. 3	0.85	0.70	1.10	1.05	1.30	1.30
18. 3	3,559,464	122,162	1,421,125	236,686	4. 4	0.80	0.68	1.10	1.05	1.30	1.30
19. 3	2,133,818	123,308	1,166,516	180,640	19. 4	0.67	0.61	1.10	1.10	1.30	1.30
15. 3	1,999,913	123,662	929,765	100,050	15. 4	0.71	0.70	1.00	1.05	1.30	1.35

(37) 金 國 債 託 會 社 債 託 勘 定 表 (信託部會調) (單位千圓)

年月末	有 價 券			預 金			金 錢 信 託			其 他 の 債 權 信 託			合 計
	有 價 券	預 金	其 他	預 金	其 他	其 他	金 錢 信 託	其 他	其 他	其 他	其 他		
9	1,754,518	60,562	726,512	233,401	789,962	38,506	3,756,953	2,942,778	9,934	719,041	24,764	60,416	3,756,946
10	1,748,669	72,379	745,591	291,014	796,398	43,613	3,794,242	2,986,989	9,938	711,232	25,441	60,628	3,794,242
11	1,807,076	69,943	758,518	276,202	765,502	60,224	3,837,858	3,040,000	9,671	699,287	27,668	61,218	3,837,858
12	1,821,683	77,715	783,065	273,395	718,599	86,345	3,861,551	3,047,037	9,663	714,815	28,315	61,706	3,861,551
1	1,834,259	85,111	781,686	272,856	752,471	47,058	3,872,923	3,084,961	9,208	688,177	28,920	61,607	3,872,887
2	1,863,919	84,599	770,004	278,574	762,779	45,249	3,905,561	3,114,375	9,170	690,774	29,339	61,877	3,905,549
3	1,907,583	82,036	789,245	280,525	728,204	51,040	3,940,134	3,150,436	9,107	688,003	29,794	62,778	3,940,134
16	1,667,879	57,814	669,737	297,335	782,988	35,553	3,604,646	2,709,816	11,023	801,471	22,483	59,839	3,604,646
15	1,566,703	67,461	565,079	272,298	687,379	30,905	3,269,197	2,386,160	11,763	799,561	18,281	53,243	3,269,008

(38) 國 債 貯 金 勘 定 表

年月	月末現在 (千圓)		年 月	壽 險 保 險 (千圓)		年 月 末	郵 便 年 金 (千圓)		年 月 末	生 命 保 險 兵 傷 害	火 災	海 上	其 他
	普通貯金	振替貯金		新契約	月末現在		新契約	月末現在					
9	8,573,892	239,522	10	332,379	10,203,289	2,316	74,754	16	31,262	88,254	910,995	52,266	5
10	8,687,853	244,113	11	241,664	10,424,879	1,841	76,399	17	31,756	91,491	10,870	32,084	6
11	8,807,891	237,839	12	312,630	10,710,216	2,320	78,525	18	32,320	93,924	11,252	31,853	7
12	8,936,037	262,376	1	293,018	10,975,421	2,005	80,387	19	32,904	96,015	11,147	41,983	8
1	9,313,839	267,966	2	170,308	11,115,066	5,236	85,473	20	33,501	99,962	11,126	82,116	9
2	9,313,839	274,022	3	181,306	11,216,791	9,944	95,557	21	34,262	104,190	11,417	72,130	10
3	9,522,618	270,669	4	105,588	11,351,137	3,092	98,247	22	34,872	107,346	11,790	52,022	11
16	9,691,115	258,548	17	111,937	11,376,403	2,709	100,927	23	35,544	110,692	10,509	21,993	12
17	7,713,448	214,462	18	79,690	9,638,079	1,009	63,366	24	33,076	78,769	9,769	6,582	13
18	8,987,682	179,985	19	119,762	6,766,169	5,827	42,982	25	33,000	81,922	9,922	8,890	14

(39) 壽 險 保 險 及 郵 便 年 金 勘 定 表

(40) 內 國 壽 險 保 險 月 末 現 在 勘 定 表 (13)

(41) 金 國 債 貯 金 貯 蓄 行 勘 定 表 (單位千圓)

年 月	國 債 貯 金 (千圓)		壽 險 保 險 (千圓)		郵 便 年 金 (千圓)		地 方 債 (千圓)		* 銀 行 債 (千圓)		會 社 債 (千圓)	
	國 債 貯 金	月末現在	壽 險 保 險	月末現在	郵 便 年 金	月末現在	地 方 債	月末現在	銀 行 債	月末現在	會 社 債	月末現在
10	916,224,329	746,127	219,807	659,080	0	146,308	500	2,583,522	99,093	5,238,752	160,000	7,223,888
11	636,663,345	582,790	141,592	659,673	49,400	146,302	13,274	2,583,623	150,750	5,379,646	218,500	7,422,930
12	1,717,767	86,100	558	990,902	724,704	0	146,302	3,590	243,416	5,570,267	182,500	7,596,300
17	1,214,628	37,315	185	243,366	768,070	0	146,302	765	168,778	4,354,717	94,880	5,642,504
2	535,513	37,850	697	334,788	902,833	0	146,302	14,358	202,000	4,547,430	192,400	5,809,619
16	506,663	28,015	903	129,092	866,229	0	68,464	1,967	103,311	4,269,295	171,000	5,957,230
15	504,467	21,158	048	238,380	480,379	0	7,000	11,612	82,974	3,055,005	55,000	4,776,566
1-2	1,750,139	578,154	280,588	578,154	0	0	15,223	345,778	345,778	0	274,400	4,776,566
1-2	1,007,750	280,588	280,588	280,588	0	0	5,746	200,409	200,409	0	199,000	4,776,566

(42) 東 京 電 氣 株 式 會 社 及 各 月 平 均 勘 定 表 (單位圓)

(43) 外 國 郵 便 平 均 勘 定 表

年 月	新 東 京		大 東 新		電 動		郵 船		滿 鐵		網 管		東 電		滿 鐵		甲 統 一		回 利		三 分 半		英 貨 五 分 半		米 貨 六 分 半		
	新 東 京	大 東 新	電 動	郵 船	滿 鐵	網 管	東 電	滿 鐵	甲 統 一	回 利	三 分 半	英 貨 五 分 半	米 貨 六 分 半	東 京	神 戶	東 京	神 戶	東 京	神 戶	東 京	神 戶	東 京	神 戶	東 京	神 戶	東 京	神 戶
9	106.26	59.16	144.06	95.45	54.70	69.25	52.59	66.45	105.39	102.85	96.90	32.8	1,700	62.7	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360
10	105.66	55.47	145.04	94.74	54.81	59.56	52.10	68.84	105.45	102.70	96.90	31.5	1,700	60.8	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360
11	105.73	55.63	145.22	95.23	54.19	58.59	52.14	67.11	105.53	102.67	96.90	28.9	1,700	51.2	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360
12	132.51	74.99	154.57	105.98	58.42	67.45	54.94	69.20	105.44	102.59	96.90	29.5	1,700	46.8	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360
1	135.65	74.76	156.13	112.21	60.80	77.39	67.43	68.71	105.95	102.81	96.90	—	1,700	—	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360
2	132.37	72.40	154.73	110.54	58.67	76.52	—	69.86	106.35	102.86	96.90	—	1,700	—	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360
3	131.26	71.70	154.83	106.86	58.21	74.19	—	69.96	106.07	102.90	96.90	—	1,700	—	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360
16	114.29	57.09	154.40	88.57	63.34	68.80	55.09	68.09	105.08	102.65	96.90	27.0	1,700	62.3	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360
18	139.70	72.72	169.98	101.93	75.75	87.99	64.90	78.06	106.13	103.78	97.69	26.3	1,800	66.8	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400

(備考) * 印 行 價 中 に は 14 年 1 月 上 旬 合 算 値 を 合 計

(44) 銀行會計營業本(日圓額)(單位千圓)

新設及増資	昭和16年		昭和15年		1-2月累計	業期	昭和16年		昭和15年		1-2月累計
	17年1月	2月	16年2月	16年1月			16年2月	15年1月	15年2月		
0	0	0	100	600	600	農林水產	0	0	0	0	0
48,760	100	5,200	3,680	19,379	6,800	製造業	10,000	5,000	0	0	5,000
2,000	890	64,085	82,001	182,067	101,135	商工業	0	136,175	40,900	0	78,500
3,800	180	3,300	4,792	22,310	8,167	金融業	0	0	0	0	0
88,868	2,850	9,400	68,807	68,797	2,830	運輸業	0	0	0	0	0
1,020	0	0	3,050	68,933	14,060	其他	0	60,000	40,000	0	65,000
5,392	1,543	5,550	5,022	2,890	0	合計	0	1,175	0	0	1,175
1,180	195	100	330	5,310	3,180		0	55,000	0	0	38,500
8,800	0	0	15,300	13,317	0		0	0	0	0	0
822	0	100	28,265	28,450	380		0	50,000	0	0	0
12,112	6,375	12,393	990	59,335	19,688		0	0	0	0	0
1,800	80,348	40,774	25,800	8,900	53,950		0	62,880	0	0	0
434,109	329,889	552,527	110,110	403,061	260,473		0	35,000	0	0	0

(45) 公債債及株式總額(單位千圓)

種類	昭和15年		昭和16年		昭和15年	昭和16年	昭和14年	1-7月累計
	12月	1月	2月	3月				
國債	490,000	1,333,244	392,060	483,800	681,265	890,678	1,009,598	833,000
地方債	0,780	3,000	3,300	11,990	350	0	22,782	0
銀行債	32,800	194,280	19,415	84,973	66,090	27,379	170,000	130,000
株式	159,830	821,475	11,000	850,460	236,976	158,728	881,181	257,188
合計	893,610	2,152,999	495,775	1,420,223	1,019,721	1,048,406	2,062,761	1,220,188

(46) 對國外貿易(單位千圓)

年月	對英		對美		對日		對其他		合計
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	
13年中	25,981	1.2.084	18,771	1.2.084	2,689	6,775	5,663	344	26,533
13年中	23,480	1.2.084	18,771	1.2.084	3,576	3,412	917,694	608,647	26,533
13年中	22,436	1.2.000	8	593,259	288,645	4,614	15,706	21,583	15,170
13年中	22,436	1.2.000	9	288,466	264,916	35,350	11,514	13,582	15,170
13年中	22,436	1.2.000	14	347,344	208,636	141,708	29,198	9,285	21,513
13年中	23,436	1.2.000	13	226,276	194,013	32,263	12,838	8,688	10,768
13年中	23,436	1.2.000	1-9	152,743	823,492	251,181	160,708	168,185	21,513
13年中	23,436	1.2.323	142	453,870	160,720	293,160	208,624	120,495	60,063

(47) 對國外貿易(單位千圓)

年月	對英		對美		對日		對其他		合計
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	
13年中	316,323	339,117	536,284	60,523	312,900	164,611	49,199	561,016	105,185
13年中	536,621	405,581	755,943	61,730	465,439	215,662	7,661	320,648	183,364
13年中	69,886	29,308	76,379	6,214	71,688	28,834	10,971	17,737	12,935
13年中	65,560	25,352	53,471	4,197	64,876	23,361	9,260	14,039	9,135
13年中	66,992	21,638	54,583	5,208	61,070	18,784	11,078	37,019	20,217
13年中	59,750	32,285	43,769	6,787	67,736	37,580	37,019	20,217	20,217
13年中	76,302	30,371	80,174	7,154	69,167	21,287	41,802	1,235	659,702
13年中	28,233	16,629	46,610	4,018	28,322	12,247	46,947	1,414	859,913
13年中	15,428	870,258	113,451,363	40,386	469,431	211,157	9,287	128,581	52,486
13年中	14,300	832,283	516,473,083	41,482	876,916	139,770	9,239	136,430	57,933
13年中	14,300	832,283	516,473,083	41,482	876,916	139,770	9,239	136,430	57,933

(48) 輸出入貨物分類別價值及比例表(千圓)

年次	輸出品		輸入品		合計
	價值	比例	價值	比例	
13年中	49,199	561,016	105,185	672,332	1,163,348
13年中	105,341	320,648	183,364	984,914	1,163,348
13年中	7,661	21,513	12,935	79,987	92,500
13年中	10,971	17,737	9,260	77,834	87,805
13年中	9,260	14,039	9,135	69,274	78,414
13年中	11,078	37,019	20,217	97,046	118,265
13年中	157,444	41,802	1,235	659,702	1,808,946
13年中	183,784	46,947	1,414	859,913	2,300,858
13年中	34,369	6,506	137,691	47,179	181,166
13年中	28,201	9,287	128,581	52,486	168,465
13年中	33,006	9,239	136,430	57,933	176,678
13年中	5,469	3,261	105,256	57,864	113,586

(80) 本邦輸出入貨品別表 (單位千圓)

品目	15年			1-9月累計		
	7月	8月	9月	7月	8月	9月
出	5,805	5,766	5,453	55,597	66,094	35,758
穀類	4,526	4,747	3,711	37,134	39,489	5,797
油類	25,836	24,485	18,737	226,006	241,213	6,798
糖類	1,646	2,661	1,694	25,274	12,046	10
豆類	8,168	3,397	2,788	84,050	54,741	22,230
其他	15,694	18,267	10,683	59,129	94,408	15,542
輸入	9,870	7,714	4,862	71,960	86,520	3,810
穀類	54,893	51,590	49,025	441,550	453,520	1,270
油類	37,184	35,715	34,879	318,424	299,240	1,020
糖類	62,220	60,863	57,395	581,552	561,009	1,920
其他	26,387	30,994	35,151	287,621	288,963	56,348
合計	3,071	3,748	3,736	37,990	52,293	62,546
合計	3,686	3,499	2,142	33,289	31,047	49,772
合計	12,785	10,295	7,281	98,481	139,140	9,246
合計	9,264	14,523	10,848	120,015	72,273	657
合計	6,489	6,006	4,939	52,700	48,647	7,896
合計	10,322	9,594	10,547	109,803	98,607	1,475
合計	18,621	12,063	5,265	100,745	146,984	19,916
合計	9,062	5,358	2,799	51,686	72,290	8,053
合計	46,364	35,215	37,765	270,538	347,685	47,386
合計	9,818	7,525	5,827	86,122	66,399	521
合計	24,973	21,273	23,049	161,861	191,407	21,011
合計	23,670	25,400	15,491	121,600	209,055	13,106
合計	19,072	9,534	6,102	86,981	94,744	4,658
合計	2,312	2,038	2,855	15,935	15,866	1,924

(81) 重要貨品別表 (加工貨物)

年月	輸出		輸入		輸出		輸入		
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	
13年中	2,551,747	468,719	81,418	26,639	1,908,763	145,422	15,012	151	25,197
14	2,407,440	105,109	79,732	33,326	2,287,409	111,936	15,985	240	26,250
15	2,003,303	11,903	4,852	2,814	191,157	9,117	972,870	1,710	3,159
16	183,169	13,302	4,090	2,504	161,930	9,098	-718,995	1,498	3,049
17	166,908	14,256	4,126	2,403	172,497	9,186	997,975	1,247	2,770
18	161,648	14,375	4,181	2,354	165,756	9,188	685,872	1,189	2,773
19	130,724	7,883	4,562	2,357	157,877	9,186	685,872	1,421	2,908
20	194,311	6,442	6,302	2,578	188,358	8,806	1,183,228	2,240	3,435
21	151,620,537	99,711	39,993	22,882	1,626,954	76,543	6,666,888	12,965	25,859
22	141,981,696	82,986	61,587	25,373	1,708,109	89,694	11,338,140	21,004	31,136
13年中	870,855	84,712	440,760	3,174,972	181,620	388,521	121,217	52,434	39,076
14	212,375	83,258	428,182	2,514,228	174,609	396,198	115,593	59,611	170,450
15	23,970	16,670	30,899	10,181	4,329	12,492
16	21,681	17,991	30,303	10,691	4,662	11,480
17	16,610	17,478	30,420	10,515	5,530	11,359
18	14,657	16,948	30,057	10,438	5,159	11,360
19	16,681	17,574	30,711	10,457	5,008	10,669
20	17,160	6,374	34,634	236,603	14,692	33,934	9,973	4,999	15,018
21	143,688	145,604	280,067	92,263	44,108	106,024
22	177,237	64,331	320,123	1,781,703	135,865	290,840	44,324	225,366	4,594,352

附註

年月	(82) 産物製造及國內消費高 (単位千円)						(83) 輸入 (単位千円)							
	製 造		消 費		合 計	日 本 産		日 本 外 産		合 計	備 註			
	白 糖	其 他	白 糖	其 他		日 本 産	日 本 外 産	日 本 産	日 本 外 産					
14年度	62,607	5,918	66,525	5,019	811	5,230	73,755	32,306	5,683	37,989	2,056	354	2,410	49,399
15	58,464	7,168	65,632	5,318	303	5,018	71,190	29,493	5,242	34,735	1,498	244	1,744	36,480
16	4,583	713	5,296	608	24	5,928	5,928	3,003	530	3,533	199	49	248	3,781
10	4,644	785	5,399	273	17	5,689	5,689	3,205	546	3,751	—	281	281	4,032
11	4,130	710	4,840	235	20	5,094	5,094	3,419	550	3,969	237	54	291	4,100
12	3,780	664	4,444	197	15	4,656	4,656	3,344	517	3,861	220	48	268	4,129
15. 12	5,504	589	6,093	195	16	6,304	6,304	2,340	537	2,877	91	18	109	2,987
14. 12	6,063	584	6,647	309	10	6,958	6,958	2,974	508	3,482	185	26	211	3,693
15. 12	30,443	5,406	35,849	2,527	167	38,543	38,543	22,256	3,605	25,862	1,159	503	1,662	27,524
16. 12	35,848	3,841	39,689	4,353	194	44,236	44,236	15,243	2,803	18,046	885	145	1,030	19,076
14年度	19,540	310	19,850	19,209	649	288,173	18,051	48,442	345,666	268,868	11,148	43,214	323,053	28,000
15	20,080	4,213	24,293	41,822	—	—	—	345,354	345,354	—	—	—	333,780	22,900
16	—	—	—	49,373	—	—	—	23,408	23,408	—	—	—	22,440	19,500
10	—	—	—	50,341	—	—	—	27,346	27,346	—	—	—	24,251	—
11	—	—	—	53,436	—	—	—	22,300	22,300	—	—	—	20,525	—
12	—	—	—	47,208	—	—	—	8,840	8,840	—	—	—	8,050	—
15. 12	39,778	2,210	41,988	43,211	—	9,854	39,876	32,407	32,407	30,463	904	5,822	30,189	19,500
14. 12	28,627	199	28,826	25,748	—	2,797	2,797	31,146	31,146	30,059	295	5,741	35,098	25,000
15. 12	—	—	—	—	—	—	—	87,021	87,021	40,620	2,747	9,248	52,955	—

年月	(84) 消費高 (単位千円)						(85) 産物製造高 (単位千円)						(86) 産物製造及国内消費高 (単位千円)					
	製 造		販 賣		合 計	備 註	製 造		販 賣		合 計	備 註	製 造		販 賣		合 計	
	白 糖	其 他	白 糖	其 他			白 糖	其 他	白 糖	其 他			白 糖	其 他	白 糖	其 他		白 糖
14. 7	166,906	14,356	181,262	12,943	5,280	1,9,930	15. 7	103,268	1,261	1,704	7,128	95,463	4,739	17	17	17	17	
15. 7	161,648	14,375	176,023	6,709	199,264	199,264	15. 8	92,208	1,653	1,282	7,673	86,703	3,560	63	63	63	63	
16. 7	150,724	7,883	158,607	11,960	2,875	154,553	15. 9	91,593	2,207	1,085	9,055	86,963	4,267	70	70	70	70	
10	173,238	17,604	190,842	7,335	216,334	216,334	10	100,097	1,659	1,235	12,025	89,841	4,219	46	46	46	46	
11	141,160	15,799	156,959	6,866	180,397	180,397	11	91,143	1,109	1,314	11,506	79,668	3,771	82	82	82	82	
14. 11	222,989	6,605	229,594	13,203	5,807	250,065	14. 11	130,049	608	679	13,218	137,113	4,203	1,030	1,030	1,030	1,030	
1-11	1,51,934,934	133,118	152,068,052	60,831,286,321	1-11	151,220,916	1-11	151,220,916	12,160	12,404	80,387,100,085	46,809	46,809	1,030	1,030	1,030	1,030	
累計	142,375,960	90,390	142,466,350	245,127	59,681,278,795	142,466,350	累計	142,466,350	8,536	4,030	108,774,144,667	44,183	44,183	17	17	17	17	
16. 9	54,650	51,170	105,820	58,605	64,601	24,767	23,413	13,760	12,178	10,670	166,564	167,390	167,390	166,978	166,978	166,978	166,978	
10	57,429	57,168	114,597	59,318	54,438	23,515	22,765	12,073	14,386	14,392	283,502	283,502	283,502	283,502	283,502	283,502	283,502	
11	52,490	49,159	101,649	55,525	63,052	22,336	19,616	15,178	11,197	11,197	22,884	22,884	22,884	22,884	22,884	22,884	22,884	
12	49,639	50,281	99,920	60,759	60,170	22,179	20,365	11,344	14,171	14,171	159,085	159,085	159,085	159,085	159,085	159,085	159,085	
17. 1	49,655	48,603	98,258	61,536	57,689	21,767	23,197	10,861	7,431	7,431	143,389	143,389	143,389	143,389	143,389	143,389	143,389	
2	44,443	38,361	82,804	57,571	48,759	20,699	17,381	7,575	7,575	7,575	140,113	140,113	140,113	140,113	140,113	140,113	140,113	
16. 2	53,097	55,622	108,719	63,173	60,023	23,186	23,969	11,878	10,670	10,670	166,564	166,564	166,564	166,564	166,564	166,564	166,564	
1-2	86,826	87,086	173,912	119,279	90,258	41,828	35,859	15,007	14,392	14,392	283,502	283,502	283,502	283,502	283,502	283,502	283,502	
累計	104,002	108,416	212,418	122,803	115,947	45,785	45,785	5,096	22,884	22,884	326,692	326,692	326,692	326,692	326,692	326,692	326,692	

川原

(57) 重 鋼 南 島 棉 場 (續)

年 月	生 絲 (100斤)			茶 葉 先 物		棉 (一封度)		印度麻袋(百斤)		鋼 材 (百磅)		紐 綢 (一封度)	
	最高	最低	平均	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
10. 8	1,458.0	1,421.0	1,443.0	17.40	16.89	17.66	16.85	39	36	19.40	19.40	18.00	12.00
9. 9	1,524.0	1,467.0	1,492.0	16.50	16.94	17.18	17.18	44	39	19.40	19.40	12.00	12.00
10. 10	1,526.0	1,490.0	1,508.0	17.94	16.31	16.59	16.59	42	37	19.40	19.40	12.00	12.00
11. 11	1,565.0	1,501.0	1,514.0	16.71	16.22	17.46	16.21	38	37	19.40	19.40	12.00	12.00
12. 12	1,591.0	1,537.0	1,561.0	17.30	16.55	17.52	17.52	36	36	19.40	19.40	12.00	12.00
17. 1	1,584.0	1,540.0	1,565.0	19.48	17.31	18.99	18.99			19.40	19.40		
2. 2	1,550.0	1,519.0	1,533.0	18.56	16.07	19.58	19.58			19.40	19.40		
3. 3	1,570.0	1,539.0	1,557.7	19.82	18.36	20.24	20.09			19.40	19.40		
16. 3	1,667.0	1,465.0	1,552.0	11.31	10.41	11.61	10.79	35	32	19.10	19.10	18.00	12.00
15. 3	1,710.0	1,562.0	1,623.0	11.06	10.40	11.95	10.65	46	33	19.10	19.10	11.50	11.50

年 月	正 米 (一石)		內地小麥(百斤)		先 物		カチ小麥		玻璃鏡(一單位)		紐 綢 (一封度)	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
10. 8	43.30	43.30	18.74	18.74	117	108	77	72	2.906	2.750	1.95	1.60
9. 9	43.30	43.30	12.74	18.74	188	120	73	72	2.906	2.594	2.53	2.00
10. 10	43.30	43.30	12.74	18.74	138	110	77	71	2.594	2.593	2.55	2.17
11. 11	43.30	43.30	12.74	18.74	183	119	79	77	2.594	2.593	2.73	2.53
12. 12	43.30	43.30	12.74	18.74	130	122	80	79	2.594	2.593	2.68	2.61
17. 1	43.30	43.30	12.74	18.74	139	128						
2. 2	43.30	43.30	12.74	18.74	131	128						
3. 3	43.30	43.30	12.74	18.74	130	135						
18. 8	45.30	43.30	15.74	18.74	130	135						
9. 9	45.30	43.30	15.74	18.74	130	135			2.853	2.850	0.88	0.72
10. 10	45.30	43.30	15.74	18.74	130	135			1.838	1.719	1.60	1.47

(57) 重 鋼 南 島 棉 場 (續)

年 月	食 料 品				其 他				總 平 均
	最高	最低	平均	其他	最高	最低	平均	其他	
10. 10	272	272	304	271	263	263	263	266	262
11. 11	272	272	304	273	264	264	264	273	264
12. 12	272	272	304	281	268	268	268	281	268
17. 1	273	273	304	280	266	266	266	280	266
2. 2	274	274	304	280	269	269	269	280	269
3. 3	274	274	304	281	269	269	269	281	269
4. 4	274	274	304	281	269	269	269	281	269
16. 4	275	275	304	218	262	262	262	266	262
15. 4	280	280	304	216	259	259	259	266	259

(58) 食 料 品 指 數 (日本銀行)

年 月	食 料 品				其 他				總 平 均
	最高	最低	平均	其他	最高	最低	平均	其他	
10. 10	24	24	41	39	14	14	13	13	13
11. 11	22	22	40	38	13	13	13	13	13
12. 12	22	22	38	38	13	13	13	13	13
17. 1	23	23	38	38	13	13	13	13	13
2. 2	22	22	38	38	13	13	13	13	13
3. 3	23	23	38	38	13	13	13	13	13
4. 4	23	23	38	38	13	13	13	13	13
16. 4	23	23	38	38	13	13	13	13	13
15. 4	20	20	39	37	12	12	11	11	11

(59) 食 料 品 指 數 (大正3年7月=100)

年 月	食 料 品				其 他				總 平 均
	最高	最低	平均	其他	最高	最低	平均	其他	
10. 10	152.8	119.9	143.5	209.4	123.2	123.2	123.2	148.8	148.8
11. 11	151.5	120.0	145.0	213.1	122.9	122.9	122.9	146.1	146.1
12. 12	150.8	121.4	145.6	216.5	124.6	124.6	124.6	150.4	150.4
17. 1	154.2	122.6	145.4	218.9	126.2	126.2	126.2	150.8	150.8
2. 2	155.7	122.7	145.2	218.9	126.2	126.2	126.2	150.7	150.7
3. 3	154.5	122.7	145.2	218.9	126.2	126.2	126.2	150.7	150.7
16. 2	152.3	115.3	132.2	190.0	122.1	122.1	122.1	144.8	144.8

(60) 食 料 品 指 數 (昭和三十二年7月=100)

年 月	食 料 品				其 他				總 平 均
	最高	最低	平均	其他	最高	最低	平均	其他	
10. 10	148.9	116.9	135.6	209.4	123.2	123.2	123.2	148.8	148.8
11. 11	150.1	117.1	136.1	215.2	123.1	123.1	123.1	146.8	146.8
12. 12	157.6	118.1	135.8	216.5	124.6	124.6	124.6	150.4	150.4
17. 1	156.9	118.6	135.7	218.9	126.2	126.2	126.2	150.8	150.8
2. 2	156.9	118.6	135.7	218.9	126.2	126.2	126.2	150.7	150.7
3. 3	152.3	115.3	132.2	190.0	122.1	122.1	122.1	144.8	144.8

(61) 食 料 品 指 數 (昭和三十二年7月=100)

年 月	食 料 品				其 他				總 平 均
	最高	最低	平均	其他	最高	最低	平均	其他	
10. 10	244	238	288	306	217	217	217	252	252
11. 11	247	238	288	306	217	217	217	253	253
12. 12	254	238	288	308	219	219	219	257	257
17. 1	255	238	288	312	220	220	220	258	258
2. 2	255	238	289	312	221	221	221	258	258
3. 3	256	238	289	312	221	221	221	258	258
16. 3	246	237	290	295	215	215	215	251	251

(80) 勞働人員及賃額統計 (日銀調) (大正15年=100)

年月	工場勞働人員指數		賃額指數		礦山勞働人員指數		賃額指數	
	總數	男女	實收賃額	指數	總數	男女	實收賃額(一人一日當り)	指數(一人一日當り)
9	150.1	207.7	89.1	153.8	110.5	106.3	105.1	109.0
10	150.7	209.4	88.5	155.5	110.9	106.4	105.1	109.6
11	151.6	210.8	88.9	154.9	112.7	107.7	107.1	110.6
12	153.0	212.5	89.9	161.4	113.3	109.3	108.8	112.2
13	146.6	198.8	91.8	146.6	102.5	103.5	103.1	103.3
14	144.8	191.0	97.7	129.2	91.4	97.1	97.7	94.5
15	146.6	198.8	91.8	146.6	102.5	103.5	103.1	103.3
16	146.6	198.8	91.8	146.6	102.5	103.5	103.1	103.3

(81) 勞働總數計 (內閣統計局) (昭和12年7月=100)

年月	昭和16年3月		昭和16年4月		昭和16年5月		昭和16年6月	
	工場勞働者	礦山勞働者	工場勞働者	礦山勞働者	工場勞働者	礦山勞働者	工場勞働者	礦山勞働者
18	124	134	107	135	116	133	114	137
19	122	133	105	141	116	133	114	137
20	125	130	91	138	129	127	94	131
21	144	133	107	156	156	131	116	160
22	91	150	102	100	99	161	109	98
23	102	105	102	102	101	105	102	102
24	154	167	114	152	151	169	114	152
25	172	179	111	169	167	168	110	169
26	159	165	123	150	151	166	125	152
27	149	148	117	157	137	167	118	139
28	159	171	117	159	137	167	118	139

(82) 勞働總數計 (內閣統計局)

年月	勞働人員指數		賃額指數		勞働人員指數		賃額指數	
	總數	男女	實收賃額	指數	總數	男女	實收賃額	指數
19	790	23	2	1	4	5	3	1
20	618	8	1	1	1	1	1	1
21	401	8	1	1	1	1	1	1
22	1,145	17	2	56	30	30	61	5
23	14,482	321	56	15	15	16	61	5
24	52,699	701	140	68	68	68	109	8

(64) 全 國 實 業 指 数 (商工省調)(昭和9年4月—10年3月=100)

年 月	業 種															平均
	農 業	林 業	漁 業	畜 産	採 石	採 炭	製 糖	製 紙	印刷	製 靴	製 服	製 鞋	製 織	製 織	製 織	
10. 2	150.4	138.8	150.5	145.6	176.1	177.9	183.0	156.9	158.7	172.8	171.1	188.2	145.8	166.1	184.2	164.3
9. 2	151.9	150.7	150.5	146.8	181.5	185.5	162.8	158.7	174.0	174.0	172.8	188.5	149.4	165.8	185.8	166.2
10. 1	162.0	150.5	151.6	147.4	179.5	187.7	161.6	161.6	179.1	179.1	179.1	191.8	154.3	166.7	186.5	167.5
11. 1	163.7	151.6	151.6	147.4	179.5	187.7	161.6	161.6	180.2	180.2	180.2	205.4	160.2	166.0	188.6	168.9
12. 1	166.9	153.5	153.5	151.9	179.4	189.3	159.9	159.9	177.4	177.4	177.4	195.2	156.5	167.9	188.1	171.0
1. 2	164.6	153.0	153.0	148.9	181.6	194.4	170.1	166.7	179.3	179.3	179.3	193.8	158.5	168.4	194.4	171.5
2. 2	159.9	150.5	150.5	143.6	176.1	177.9	183.0	156.9	158.7	172.8	171.1	188.2	145.8	166.1	184.2	172.0
3. 2	161.9	150.7	150.7	145.9	177.9	185.5	162.8	158.7	174.0	174.0	172.8	188.5	149.4	165.8	185.8	166.2
4. 2	159.9	150.5	150.5	143.6	176.1	177.9	183.0	156.9	158.7	172.8	171.1	188.2	145.8	166.1	184.2	164.3
5. 2	150.4	137.5	150.5	135.0	160.7	171.7	144.0	150.4	150.4	154.7	151.5	174.9	140.7	162.8	178.7	155.8
6. 2	138.8	122.1	150.5	124.7	143.5	144.0	134.7	134.7	151.2	151.2	151.2	153.0	121.3	151.5	158.8	140.2
7. 2	159.9	150.5	150.5	143.6	176.1	177.9	183.0	156.9	158.7	172.8	171.1	188.2	145.8	166.1	184.2	172.0
8. 2	161.9	150.7	150.7	145.9	177.9	185.5	162.8	158.7	174.0	174.0	172.8	188.5	149.4	165.8	185.8	166.2
9. 2	162.0	150.5	151.6	147.4	179.5	187.7	161.6	161.6	180.2	180.2	180.2	205.4	160.2	166.0	188.6	168.9
10. 2	163.7	151.6	151.6	147.4	179.5	187.7	161.6	161.6	180.2	180.2	180.2	205.4	160.2	166.0	188.6	168.9
11. 2	166.9	153.5	153.5	151.9	179.4	189.3	159.9	159.9	177.4	177.4	177.4	195.2	156.5	167.9	188.1	171.0
12. 2	164.6	153.0	153.0	148.9	181.6	194.4	170.1	166.7	179.3	179.3	179.3	193.8	158.5	168.4	194.4	171.5
1. 2	169.8	155.3	155.3	149.9	179.4	193.9	166.7	166.7	179.3	179.3	179.3	193.8	158.5	168.4	187.8	172.0
2. 2	150.4	137.5	150.5	135.0	160.7	171.7	144.0	150.4	150.4	154.7	151.5	174.9	140.7	162.8	178.7	155.8
3. 2	138.8	122.1	150.5	124.7	143.5	144.0	134.7	134.7	151.2	151.2	151.2	153.0	121.3	151.5	158.8	140.2
4. 2	159.9	150.5	150.5	143.6	176.1	177.9	183.0	156.9	158.7	172.8	171.1	188.2	145.8	166.1	184.2	172.0
5. 2	161.9	150.7	150.7	145.9	177.9	185.5	162.8	158.7	174.0	174.0	172.8	188.5	149.4	165.8	185.8	166.2
6. 2	159.9	150.5	150.5	143.6	176.1	177.9	183.0	156.9	158.7	172.8	171.1	188.2	145.8	166.1	184.2	164.3
7. 2	161.9	150.7	150.7	145.9	177.9	185.5	162.8	158.7	174.0	174.0	172.8	188.5	149.4	165.8	185.8	166.2
8. 2	162.0	150.5	151.6	147.4	179.5	187.7	161.6	161.6	180.2	180.2	180.2	205.4	160.2	166.0	188.6	168.9
9. 2	163.7	151.6	151.6	147.4	179.5	187.7	161.6	161.6	180.2	180.2	180.2	205.4	160.2	166.0	188.6	168.9
10. 2	166.9	153.5	153.5	151.9	179.4	189.3	159.9	159.9	177.4	177.4	177.4	195.2	156.5	167.9	188.1	171.0
11. 2	164.6	153.0	153.0	148.9	181.6	194.4	170.1	166.7	179.3	179.3	179.3	193.8	158.5	168.4	194.4	171.5
12. 2	169.8	155.3	155.3	149.9	179.4	193.9	166.7	166.7	179.3	179.3	179.3	193.8	158.5	168.4	187.8	172.0
1. 2	150.4	137.5	150.5	135.0	160.7	171.7	144.0	150.4	150.4	154.7	151.5	174.9	140.7	162.8	178.7	155.8
2. 2	138.8	122.1	150.5	124.7	143.5	144.0	134.7	134.7	151.2	151.2	151.2	153.0	121.3	151.5	158.8	140.2
3. 2	159.9	150.5	150.5	143.6	176.1	177.9	183.0	156.9	158.7	172.8	171.1	188.2	145.8	166.1	184.2	172.0
4. 2	161.9	150.7	150.7	145.9	177.9	185.5	162.8	158.7	174.0	174.0	172.8	188.5	149.4	165.8	185.8	166.2
5. 2	159.9	150.5	150.5	143.6	176.1	177.9	183.0	156.9	158.7	172.8	171.1	188.2	145.8	166.1	184.2	164.3
6. 2	161.9	150.7	150.7	145.9	177.9	185.5	162.8	158.7	174.0	174.0	172.8	188.5	149.4	165.8	185.8	166.2
7. 2	162.0	150.5	151.6	147.4	179.5	187.7	161.6	161.6	180.2	180.2	180.2	205.4	160.2	166.0	188.6	168.9
8. 2	163.7	151.6	151.6	147.4	179.5	187.7	161.6	161.6	180.2	180.2	180.2	205.4	160.2	166.0	188.6	168.9
9. 2	166.9	153.5	153.5	151.9	179.4	189.3	159.9	159.9	177.4	177.4	177.4	195.2	156.5	167.9	188.1	171.0
10. 2	164.6	153.0	153.0	148.9	181.6	194.4	170.1	166.7	179.3	179.3	179.3	193.8	158.5	168.4	194.4	171.5
11. 2	169.8	155.3	155.3	149.9	179.4	193.9	166.7	166.7	179.3	179.3	179.3	193.8	158.5	168.4	187.8	172.0
12. 2	150.4	137.5	150.5	135.0	160.7	171.7	144.0	150.4	150.4	154.7	151.5	174.9	140.7	162.8	178.7	155.8
1. 2	138.8	122.1	150.5	124.7	143.5	144.0	134.7	134.7	151.2	151.2	151.2	153.0	121.3	151.5	158.8	140.2
2. 2	159.9	150.5	150.5	143.6	176.1	177.9	183.0	156.9	158.7	172.8	171.1	188.2	145.8	166.1	184.2	172.0
3. 2	161.9	150.7	150.7	145.9	177.9	185.5	162.8	158.7	174.0	174.0	172.8	188.5	149.4	165.8	185.8	166.2
4. 2	159.9	150.5	150.5	143.6	176.1	177.9	183.0	156.9	158.7	172.8	171.1	188.2	145.8	166.1	184.2	164.3
5. 2	161.9	150.7	150.7	145.9	177.9	185.5	162.8	158.7	174.0	174.0	172.8	188.5	149.4	165.8	185.8	166.2
6. 2	162.0	150.5	151.6	147.4	179.5	187.7	161.6	161.6	180.2	180.2	180.2	205.4	160.2	166.0	188.6	168.9
7. 2	163.7	151.6	151.6	147.4	179.5	187.7	161.6	161.6	180.2	180.2	180.2	205.4	160.2	166.0	188.6	168.9
8. 2	166.9	153.5	153.5	151.9	179.4	189.3	159.9	159.9	177.4	177.4	177.4	195.2	156.5	167.9	188.1	171.0
9. 2	164.6	153.0	153.0	148.9	181.6	194.4	170.1	166.7	179.3	179.3	179.3	193.8	158.5	168.4	194.4	171.5
10. 2	169.8	155.3	155.3	149.9	179.4	193.9	166.7	166.7	179.3	179.3	179.3	193.8	158.5	168.4	187.8	172.0
11. 2	150.4	137.5	150.5	135.0	160.7	171.7	144.0	150.4	150.4	154.7	151.5	174.9	140.7	162.8	178.7	155.8
12. 2	138.8	122.1	150.5	124.7	143.5	144.0	134.7	134.7	151.2	151.2	151.2	153.0	121.3	151.5	158.8	140.2
1. 2	159.9	150.5	150.5	143.6	176.1	177.9	183.0	156.9	158.7	172.8	171.1	188.2	145.8	166.1	184.2	172.0
2. 2	161.9	150.7	150.7	145.9	177.9	185.5	162.8	158.7	174.0	174.0	172.8	188.5	149.4	165.8	185.8	166.2
3. 2	159.9	150.5	150.5	143.6	176.1	177.9	183.0	156.9	158.7	172.8	171.1	188.2	145.8	166.1	184.2	164.3
4. 2	161.9	150.7	150.7	145.9	177.9	185.5	162.8	158.7	174.0	174.0	172.8	188.5	149.4	165.8	185.8	166.2
5. 2	162.0	150.5	151.6	147.4	179.5	187.7	161.6	161.6	180.2	180.2	180.2	205.4	160.2	166.0	188.6	168.9
6. 2	163.7	151.6	151.6	147.4	179.5	187.7	161.6	161.6	180.2	180.2	180.2	205.4	160.2	166.0	188.6	168.9
7. 2	166.9	153.5	153.5	151.9	179.4	189.3	159.9	159.9	177.4	177.4	177.4	195.2	156.5	167.9	188.1	171.0
8. 2	164.6	153.0	153.0	148.9	181.6	194.4	170.1	166.7	179.3	179.3	179.3	193.8	158.5	168.4	194.4	171.5
9. 2	169.8	155.3	155.3	149.9	179.4	193.9	166.7	166.7	179.3	179.3	179.3	193.8	158.5	168.4	187.8	172.0
10. 2	150.4	137.5	150.5	135.0	160.7	171.7	144.0</									

本日經濟年報 既刊目次

<p>第五十四號</p> <p>第一部 再燃せる物價問題とその歸趨 第二部 關共分裂の現狀と將來 第三部 世界戰成熱過程の國際情勢 第四部 國內政治經濟の分析 第五部 獨ソ開戦とソ聯の抗戦力 定價一圓五十錢 送料九錢</p>	<p>第六十四號</p> <p>第一部 戰時下國策會社の進出とその意義 第二部 米國の世界制覇政策 第三部 獨ソ開戦後の世界情勢 第四部 臨戰體制下の日本經濟 定價一圓五十錢 送料九錢</p>	<p>第七十四號</p> <p>特輯 日・英米開戦と國民の覺悟 第一部 資產凍結後の日本經濟 第二部 新展開を孕む世界情勢 第三部 英獨米の戰時増稅 定價一圓五十錢 送料九錢</p>	<p>第八十四號</p> <p>第一部 大東亞戰爭の現位地 第二部 南方諸國の民族運動 第三部 東亞共榮圈建設の基礎 第四部 大東亞戰下の日本經濟 附錄 大東亞戰爭戰況發表表 定價一圓八十錢 送料十二錢</p>
<p>第十一號</p> <p>第一部 大戰の本格化と新世界情勢 第二部 大戰下の世界貿易 第三部 内外重壓下の日本經濟 第四部 支那新中央政權成立の意義 第五部 大陸のインフレーション 定價一圓 送料九錢</p>	<p>第二十四號</p> <p>第一部 新政治體制の歴史的意義 第二部 新體制下の日本經濟 第三部 新秩序胎動下の世界情勢 第四部 展開途上の東亞新體制 第五部 日本經濟各部門の分析 定價一圓五十錢 送料九錢</p>	<p>第三十四號</p> <p>第一部 直面せる戰時下の不景氣と對策 第二部 世界新政治秩序と三國同盟 第三部 後の世界情勢 第四部 フンク氏の歐洲廣域經濟論 第五部 外交轉換と支那事變の前途 第六部 日本經濟各部門の分析 定價一圓三十錢 送料九錢</p>	<p>第四十四號</p> <p>第一部 長期戰體制と中小工業問題 第二部 參戰體制を遂へる米國經濟 第三部 對立深化過程の國際情勢 第四部 國內政治經濟の分析 定價一圓三十錢 送料九錢</p>

東京 善五 振六 八一
 社報新濟經洋東 橋本日・東京 橋本ノ三町石本





¥150 ①

